ともに、前へ　仙台

東日本大震災
の取り組み記録

財団法人仙台市障害者福祉協会

目　　次

発刊にあたって …… 財団法人仙台市障害者福祉協会　会長　阿部一彦

第１章　概要編
１．地震の概要 …… 1
２．被害状況（余震被害含む） …… 1
３．ライフラインの停止状況 …… 3
４．避難所の状況 …… 3
５．応急仮設住宅の状況 …… 5
６．財団法人仙台市障害者福祉協会の概要 …… 5
７．財団法人仙台市障害者福祉協会の東日本大震災以前の災害にかかる取り組み …… 6

第２章　東日本大震災の取り組み
１．財団法人仙台市障害者福祉協会の震災直後の被災状況とその対応 …… 9
（１）本部事務局 …… 9
（２）仙台市宮城野障害者福祉センター …… 9
（３）仙台市若林障害者福祉センター …… 9
（４）仙台市太白障害者福祉センター …… 10
（５）仙台市障害者就労支援センター …… 10
２．対応経過表 …… 12
３．各部署の取り組み …… 15
（１）本部事務局 …… 15
１）会員等の安否確認 …… 15
２）専門ボランティアの活動支援 …… 16
３）会員に対する生活支援情報の提供 …… 19
４）義援金の受付および配分の実施 …… 19
５）加入団体長および障害者相談員による情報交換会の実施 …… 22
６）災害時要援護者情報制度の周知 …… 22
７）国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）
ハイレベル政府間会合スペシャルイベントへの出席 …… 22
（２）仙台市障害者福祉センター …… 22
１）仙台市宮城野障害者福祉センター …… 22
２）仙台市若林障害者福祉センター …… 22
３）仙台市太白障害者福祉センター …… 23
（３）仙台市障害者就労支援センター …… 23
４．福祉避難所の運営 …… 24
（１）仙台市の福祉避難所の運営概要 …… 24
（２）福祉避難所運営にかかる本部事務局の取り組み …… 26
（３）仙台市宮城野障害者福祉センター福祉避難所開設報告書 …… 30
（４）仙台市若林障害者福祉センター福祉避難所開設報告書 …… 42
（５）仙台市太白障害者福祉センター福祉避難所開設報告書 …… 51

5．加入団体の取り組み …… 61
（1）仙台市身体障害者福祉会 …… 61
（2）仙台市視覚障害者福祉協会 …… 61
（3）仙台市聴覚障害者協会 …… 62
（4）宮城県喉頭摘出者福祉協会・立声会仙台支部 …… 62
（5）仙台市泉区身体障害者福祉協会 …… 62
（6）宮城県脊髄損傷者協会仙台支部 …… 63
（7）全国低肺機能者グループ東北白鳥会仙台支部 …… 64
（8）特定非営利活動法人みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会 …… 65
（9）公益社団法人日本オストミー協会仙台市支部 …… 66
（10）財団法人星陵心臓友の会 …… 67
（11）日本筋ジストロフィー協会宮城県支部 …… 67
（12）仙台市太白区障害者福祉協会 …… 67
（13）みやぎ盲ろう児・者友の会 …… 68
（14）仙台ポリオの会 …… 68
6．関係団体との連携 …… 75
（1）被災障害者を支援するみやぎの会としての取り組み …… 75
（2）日身連被災地特別対策本部事務局としての取り組み …… 77
7．復興に向けた取り組み…… 78
（1）東日本大震災復興委員会の設置 …… 78
（2）障害者相談員による復興に向けた茶話会の実施 …… 78

第３章　関係団体からの応援、協力
1．東日本大震災に際しての物資支援 …… 79
2．職員派遣協力 …… 80
3．社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会からの応援、協力 …… 81
4．社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会からの応援、協力 …… 83

第４章　資料編
1．福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定（平成 22 年 7 月 16 日付） …… 105
2．災害時の応援に関する協定書 …… 107
3．東日本大震災と障害当事者団体 …… 110
（「ノーマライゼーション」平成 23 年 7 月 1 日発行　第 31 巻　第 7 号通巻 360 号寄稿）
4．東日本大震災と障害者支援 …… 112
（「すべての人の社会」新障害者基本計画＆新アジア太平洋障害者の
十年推進のための情報誌　平成 23 年 7 月 15 日発行　Vol 31-4 通巻 No.373）
5．東日本大震災における福祉避難所の実践（戸山サンライズ寄稿）…… 114
6．仙障だより号外 …… 118
7．災害時要援護者情報登録制度のご案内 …… 156

あとがき …… 財団法人仙台市障害者福祉協会　常務理事兼事務局長　渡邉純一

発 刊 に あ た っ て

財団法人仙台市障害者福祉協会
会 長 **阿 部 一 彦**

東日本大震災発生後に、多くの皆さまからご激励、諸物資、義援金、支援金、人的支援等をお寄せいただきましたことに改めて感謝申し上げます。皆さまのご支援により、当協会は震災後も諸活動を展開してまいりました。まだ、復興の途中ではありますが、震災後２年を過ぎましたので、これまでの取り組みを振り返り、ここに報告させていただきます。

当協会は当事者団体組織、ボランティアの方々から構成される組織そして障害者福祉センター等を拠点とする事業体組織の三つの組織によって構成されています。

加入 14 団体で構成される当事者団体組織の平常時のつながりは、日身連とその加盟団体、日本障害フォーラム（ＪＤＦ）とその構成団体、海外友好団体による支援をはじめ、様々な団体組織からの支援に結びつきました。義援金や諸物資を被災された方々にお届けできたのは、加入団体事務局と協会事務局の連携があってこそできたことでした。

協会活動を支える多くのボランティアの方々は、震災後という非常時においても心強く、頼りになる存在でした。災害時障害者専門ボランティア等としての活動をはじめ、個別的な移動支援・情報支援、加入団体への活動支援、震災後の生活支援情報等を仙障だより（協会会報）号外として、墨字版（文字版）に加え、点字版、朗読版、メーリングリスト版としてそれぞれ 19 回発行できたのも、ボランティアの方々の活動が支えでした。

事業体組織は安否確認、支援情報の収集と発信、福祉避難所運営活動、県内外の団体との連絡調整活動、被災障害者を支援するみやぎの会や日身連被災地特別対策本部事務局運営等に取り組みました。日身連加盟団体をはじめ多くの団体等からお寄せいただいた物資支援、義援金、支援金、人材派遣はとても大きな支えでした。

ＪＤＦみやぎ支援センターの常時約 40 名の支援員の方々が県内各地で支援活動を展開していただいていたからこそ、私たちは仙台における活動に専念できました。多くの支援員の方々に感謝申し上げます。

このように、多くの皆さまからご支援をいただきながらも協会を構成する三組織が互いに連携して、千年に一度といわれる未曾有の大震災後に取り組んだ諸活動が本報告書に記されています。どうか、お手にとり、ご一読いただければ幸いです。

ところで、震災を経験して、地域との繋がりの大切さについて改めてより一層実感できました。復興期における今後の活動においては協会を構成する三組織に加えて、地域の人々や各団体組織、社会福祉協議会の皆さまとのネットワークが是非とも必要です。

そのようなこともあり、協会は４月１日からすべての事業と活動を、新たに設立した社会福祉法人仙台市障害福祉協会に移行し、「多くの人々や組織とつながり、互いに支え合う最も信頼される組織」を目指し、「障害者福祉の視点から誰もが暮らしやすいまちづくりを推進」することに努めてまいります。復興期の中で、障害があっても孤立することなく、東日本大震災発生以前よりもさらに暮らしやすい地域づくりに取り組んでまいります。

繰り返しになりますが、財団法人仙台市障害者福祉協会で取り組んだ震災後のこれまでの諸活動について本冊子によって報告申し上げますとともに、今後は社会福祉法人仙台市障害者福祉協会として復興期の活動に取り組んでまいりますので、皆さまには今後ともご理解、ご協力、ご支援を賜りますように、よろしくお願い申しあげます。

第 1 章

概　要　編

1．地　震　の　概　要

※仙台市ホームページ（平成 24 年 11 月 30 日更新）より

東日本大震災では三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、また、この地震により大きな津波が太平洋沿岸に押し寄せた。仙台市内の地震の概要は次のとおりである。

（1）発 生 日 時　平成 23 年 3 月 11 日（金）14 時 46 分

（2）市内の震度　震度 6 強：宮城野区
震度 6 弱：青葉区、若林区、泉区
震度 5 強：太白区

（3）津　　波　大津波警報発令 14 時 49 分（最大遡上波高 岩手県宮古市 40.5m）
波高 7.2m（推定値（平成 23 年 4 月 5 日気象庁））
（平成 23 年 3 月 13 日 17 時 58 分 津波注意報 解除）

2．被害状況（余震被害含む）

※仙台市ホームページ（平成 25 年 2 月 28 日 12 時 00 分現在）より

仙台市においては、地震および津波により甚大な被害を受けた。人的･物的被害状況は次のとおりである。

（1）人 的 被 害（平成 25 年 2 月 28 日時点）

1）死　　者

①　仙台市民の方　984 名（男性 545 名、女性 439 名）
（市外で死亡が確認された方 174 名を含む）

②　市内で死亡が確認された方 904 名（男性 499 名、女性 405 名）
（仙台市民以外の方 94 名を含む）

※1　いずれも、ライフラインが停止し肺炎等を発症して回復することなく亡くなるなど、震災に起因して亡くなられた災害関連死の認定を受けた方 250 名を含む。
※2　本市独自の集計のため、警察発表の数値と異なる場合がある。
※3　市内で死亡が確認された方のうち、ご遺体の発見場所の区分は以下のとおりである。（災害関連死の認定を受けた方を除く）
青葉区 1 名、宮城野区 305 名、若林区 338 名、太白区 8 名、泉区 2 名（合計 654 名）
※4　下記の行方不明者のうち死亡届の提出が確認された方については、宮城県の指導により死者数に含めないこととしている。

2）行方不明者

30 名（男性 17 名、女性 13 名）（全ての方の死亡届の提出が確認されている）

3）負　傷　者

2,271 名（重傷 276 名、軽傷 1,995 名）

（2）建 物 被 害（平成 25 年 2 月 17 日現在）

全壊 30,005 棟　大規模半壊 26,995 棟　半壊 82,481 棟　一部損壊 115,986 棟

（3）宅地被害に伴う避難勧告など

278 世帯（うち 1 世帯は平成 23 年 12 月 1 日解除（擁壁の復旧が完了したため））
（ほか 110 宅地分について世帯数再調査中）

（4）火　　災

39 件（うち 3 件は平成 23 年 4 月 7 日の余震によるもの）

（5）被害額概要（平成 25 年 1 月 29 日時点）

被害推計額　約 1 兆 3,684 億円

沿岸部のようす

・平成 23 年 3 月 14 日（月）13 時頃 仙台市宮城野区蒲生

・平成 23 年 3 月 14 日（月）14 時 30 分頃 仙台市若林区種次

屋内のようす

・平成 23 年 3 月 11 日（金）16 時頃 仙台市福祉プラザ 8 階事務室内

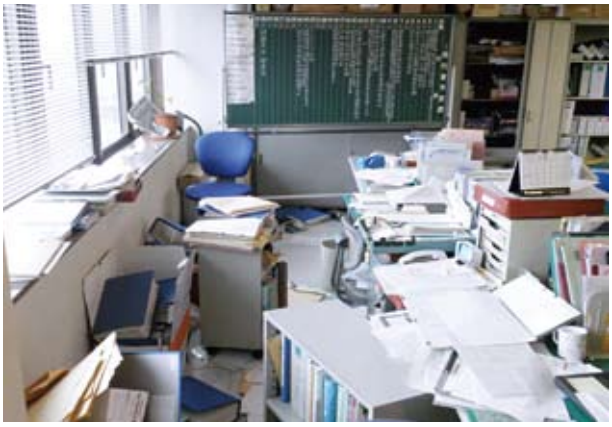

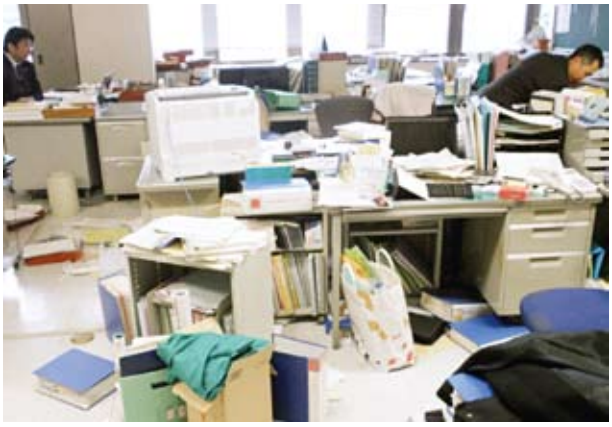

3．ライフラインの停止状況

仙台市内では、広範囲にわたって水道・電気・ガスが停止し、多くの市民の生活に支障をきたした。それぞれの被害状況は次のとおりである。

（1）水　　道（断　　水）

1）断水人口：約 50 万人

2）仙台市水道局最大断水世帯：23 万戸

水道は市内各地で断水、減水。宮城県仙南・仙塩広域水道は供給停止。

※仙台市水道局ホームページ（東日本大震災　仙台市水道復旧の記録）より

（2）電　　気（停　　電）

停電戸数：138 万戸（宮城県全体）

※仙台市ホームページ（平成 25 年 2 月 28 日 12 時 00 分現在）より

（3）ガ　　ス（都市ガス）

ガス供給停止戸数：358,781 戸

平成 23 年 4 月 16 日全面復旧（津波被災地・避難勧告区域等を除く）

仙台市ガス局では、津波によって港工場が甚大な被害を受け、LNG からのガス製造ができなくなったことから、都市ガスの供給を前面に停止した。

全国の都市ガス事業者 3,700 名、ガス局職員 500 名の計 4,200 名が復旧隊となり、仙台市内の都市ガス供給復旧に尽力した。

※仙台市災害対策本部（平成 23 年 3 月 11 日　東日本大震災仙台市被災状況）より

4．避 難 所 の 状 況

仙台市内では、発震直後から大勢の市民が避難所に避難した。避難者の状況は次のとおりである。

（1）避難者の状況

1）最大避難者数：105,947 人（平成 23 年 3 月 12 日 11 時 30 分時点）

2）最大避難所数：288 ヶ所（平成 23 年 3 月 14 日 8 時 00 分時点）

3）最大避難所数（区別）

① 青 葉 区：82 ヶ所（平成 23 年 3 月 12 日時点）
② 宮城野区：44 ヶ所（平成 23 年 3 月 12 日時点）
③ 若 林 区：47 ヶ所（平成 23 年 3 月 13 日時点）
④ 太 白 区：63 ヶ所（平成 23 年 3 月 14 日時点）
⑤ 泉　　区：56 ヶ所（平成 23 年 3 月 13 日、14 日時点）

4）避難所閉鎖時期：平成 23 年 7 月 31 日

① 青 葉 区：平成 23 年 6 月 25 日
② 宮城野区：平成 23 年 7 月 31 日
③ 若 林 区：平成 23 年 7 月 24 日
④ 太 白 区：平成 23 年 7 月 9 日
⑤ 泉　　区：平成 23 年 7 月 17 日

5）避難者数・避難所数の推移（仙台市内・各区別）

① 平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 3 月 14 日時点

		3 月 11 日	3 月 12 日	3 月 13 日	3 月 14 日
仙台市内（総数）	避難所数（ヶ所）	172	266	286	288
	避難者数（人）	70,507	105,947	102,433	97,260
青葉区	避難所数	49	82	81	81
	避難者数	16,629	26,554	20,209	18,559
宮城野区	避難所数	28	44	41	41
	避難者数	18,584	28,997	30,510	30,510
若林区	避難所数	33	40	47	47
	避難者数	16,314	20,449	18,518	18,518
太白区	避難所数	31	55	61	63
	避難者数	11,847	19,611	18,916	18,543
泉区	避難所数	31	45	56	56
	避難者数	7,133	10,336	14,280	11,130

② 平成 23 年 4 月 11 日～平成 23 年 7 月 11 日（月別）

		4 月 11 日	5 月 11 日	6 月 11 日	7 月 11 日
仙台市内（総数）	避難所数（ヶ所）	31	21	16	7
	避難者数（人）	2,829	1,927	1,197	113
青葉区	避難所数	5	4	1	0
	避難者数	102	44	7	0
宮城野区	避難所数	5	5	5	1
	避難者数	1,020	755	625	62
若林区	避難所数	17	8	7	5
	避難者数	1,559	1,035	532	48
太白区	避難所数	3	3	2	0
	避難者数	93	67	24	0
泉区	避難所数	1	1	1	1
	避難者数	55	26	9	3

6）福祉避難所

① 避 難 者 数

a）避 難 者 総 数：288 人

b）最大避難者数：168 人（平成 23 年 3 月 24 日・25 日時点）

② 施 設 数

a）施 設 総 数：40 ヶ所

（内訳：老人福祉センター 4 ヶ所、障害者福祉センター 4 ヶ所、介護保険施設 36 ヶ所）

③ 避難所開設期間：平成 23 年 3 月 11 日～平成 23 年 10 月 6 日

7）被災者ショートステイ支援事業（1.5 次避難支援事業）

① 支援機関：平成 23 年 6 月 29 日～平成 23 年 8 月 3 日

② 申込者総数：62 組・169 名

③ 受入施設

a）秋保温泉 7 施設

b）作並温泉 7 施設

※仙台市ホームページ（仙台市震災復興推進本部会議（第 9 回）資料 3 － 4　仙台市震災復興計画資料編（案））より

5．応急仮設住宅の状況

※仙台市ホームページ（仙台復興リポート Vol. 5）より

仙台市内では、平成 23 年 4 月 11 日から応急仮設住宅の入居申込を開始した。

	平成 24 年 3 月 30 日	平成 25 年 3 月 1 日	割　合
プレハブ仮設住宅	1,346 世帯	1,197 世帯	11.3%
借上げ民間賃貸住宅	9,838 世帯	8,613 世帯	81.6%
借上げ公営住宅等	825 世帯	752 世帯	7.1%
合　計	12,009 世帯	10,562 世帯	100.0%

6．財団法人仙台市障害者福祉協会の概要

（1）財団法人仙台市障害者福祉協会について

◆財団法人仙台市障害者福祉協会の組織図

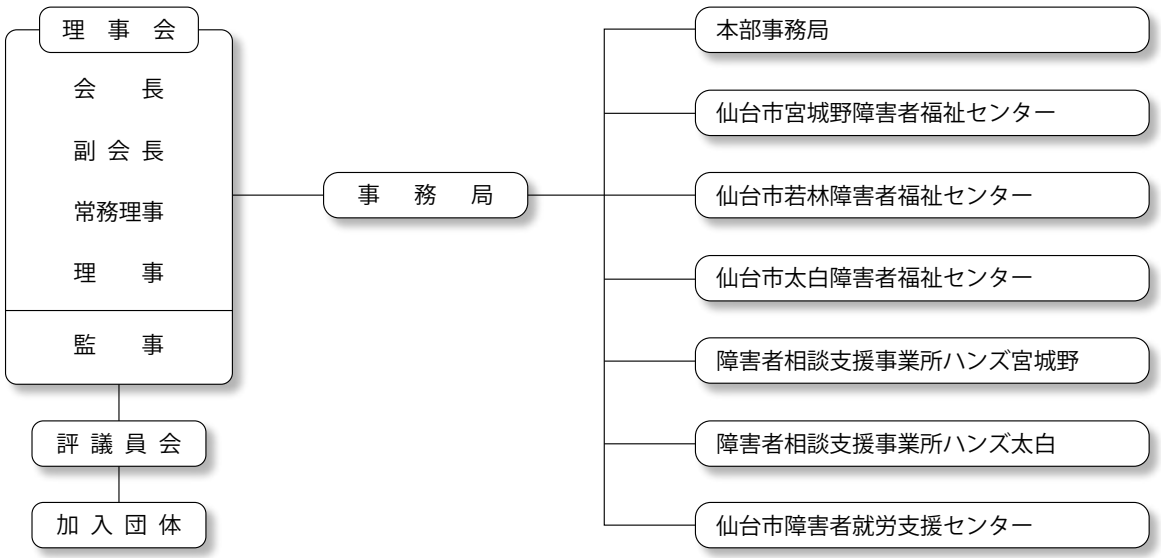

当協会は、仙台市内に居住する障害者に対して、福祉に関する事業を実施するとともに、障害者の自立と社会参加の推進を図ることを目的に、平成元年 3 月 31 日に設立した。

当協会の主な事業は、車いす使用者の移動を支援するためのリフト付自動車運行事業や仙台市から委託を受けて実施している仙台市障害者社会参加推進事業（点訳・朗読・手話・要約筆記奉仕員等の

養成ほか）などを実施しており、障害者の地域生活を支えるための様々な取り組みを行っている。

また、仙台市障害者福祉センターは、障害者の総合的な福祉の増進を図るために仙台市が市内4箇所に設置している施設で、そのうち、仙台市宮城野障害者福祉センター、仙台市若林障害者福祉センターおよび仙台市太白障害者福祉センターの3箇所を、仙台市の指定を受けて管理運営を行っている。センター内では、自立訓練等の実施、在宅障害者向けの講習会、広報誌の発行、貸館などの業務を行っているほか、地域性を活かしながら、町内会やコミュニティセンターとの共催による「ふれあい祭り」の開催や、近隣の小中学校との連携による福祉教育の支援に取り組んでいる。

そして、仙台市障害者就労支援センターでは、障害者が安心して就労を継続しながら生活できる環境の整備と、企業側の障害者雇用に対する理解を促進して、障害者が生きがいや働きがいをもって生活を送ることができるよう支援を行っている。

7．財団法人仙台市障害者福祉協会の東日本大震災以前の災害にかかる取り組み

（1）東日本大震災以前の宮城県沖地震の発生を想定したこれまでの主な取り組み

当協会では、概ね30年の周期で発生している宮城県沖地震の発生に備えて、障害者自身が災害発生に備えて何ができるかの検証を行い、浮き彫りになった課題に対応するための体制作りを進めてきた。

1）災害時における専門ボランティア活動計画（平成17年11月1日）の策定

専門ボランティア（点訳奉仕員、手話奉仕員、ガイドヘルパー、運転ボランティア等）の平時の活動を災害時でも生かせる体制づくりを確立した。本計画では、大規模な災害が発生したときに当協会職員の参集のもと仙台市福祉プラザ内に「災害対策班」を設置して、あらかじめ登録された専門ボランティアに対して活動を要請する仕組みを構築していた。

【想定していた専門ボランティアへの活動要請内容】

手話奉仕員 要約筆記奉仕員	避難所等における聴覚障害者に対する情報提供など
運転ボランティア	リフト付自動車を利用した車いす使用者の避難所間の移送など
点訳奉仕員 朗読奉仕員	避難所等における視覚障害者に対する情報提供など
ガイドヘルパー	避難所等における視覚障害者および車いす使用者に対する介助など

2）災害時における職員行動マニュアルの策定

災害発生時における障害者の支援体制を確立するため、宮城県沖地震などの大規模な災害に備えて職員災害時行動計画（平成18年3月1日）に基づく「災害時における職員行動マニュアル」を策定した。職員行動計画では、当協会の職員に対して、災害発生時における基本的な考え方として自らの生命を守ることと人命の救出を最優先として個別の事情に応じた創意工夫と臨機応変の対応を講じるよう要請するとともに、大規模な災害が発生（市域で震度6弱以上を観測）したとき、所属長の指示を待たず、できるだけ当協会の職員が所属部署に参集して必要な活動を行うよう求めた。

3）障害者災害対策ワークショップの開催と提言の取りまとめ

平成 17 年度仙台市身体障害者福祉大会において開催したシンポジウム「宮城県沖地震等の災害発生に備えて～『自助』の視点から何ができるか～」で浮き彫りとなった課題に対処するため、平成 18 年 3 月 13 日からワークショップ（計 6 回）を開催して障害者の災害対策のあり方に関する提言（平成 19 年 1 月 5 日）を取りまとめた。

仙台市では、この提言をもとに福祉避難所の指定と、市内の薬局等とストーマ用装具等の供給協力協定を締結した。

4）指定避難所における「ひろびろトイレ」設置状況の周知

平成 18 年度から市内の指定避難所（195 ヶ所）における「ひろびろトイレ」の設置状況を調査し、その設置状況を毎年、会報に掲載して会員等に周知した。なお、平成 18 年度の設置状況が 187 ヶ所だったのに対して、平成 22 年度には 197 ヶ所のうち 195 ヶ所が設置されており、ほぼ全施設で設置されていることが確認できた。

5）仙台市総合防災訓練 6．12 への参加

平成 19 年 6 月 12 日から障害者および専門ボランティアが仙台市総合防災訓練に毎年参加して、災害時における障害者支援の必要性を地域社会へアピールした。

仙台市総合防災訓練では、障害当事者と専門ボランティアが障害部位別のグループに分かれて、災害時における障害者の特別なニーズの抽出と、円滑な支援活動を実現するための訓練を実施した。

総合防災訓練の参加状況（重点地区）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
日時	平成 19 年 6 月 12 日（火） 7:00 ～ 11:30	平成 20 年 6 月 12 日（木） 8:30 ～ 11:30	平成 21 年 6 月 12 日（木） 7:00 ～ 11:30	平 成 22 年 6 月 12 日（ 木 ） 7:00 ～ 11:30
場所	仙台市立生出小中学校	・活動訓練／旧宮城県スポーツセンター跡地 ・避難所訓練／仙台市立立町小学校	・活動訓練／仙台市七北田公園 ・避難所運営訓練／仙台市立市名坂小学校	・活動訓練／仙台市立岩切中学校 ・福祉避難所の開設・運営訓練／仙台市立岩切中学校体育館
人数	38 名／肢体障害 11 名、視覚障害 2 名、聴覚障害 6 名、内部障害 1 名、ボランティア 16 名、事務局 2 名	77 名／肢体障害 23 名、視覚障害 5 名、聴覚障害 7 名、内部障害 2 名、ボランティア 36 名、事務局 4 名	67 名／肢体障害 24 名、視覚障害 6 名、聴覚障害 5 名、内部障害 2 名、ボランティア 26 名、事務局 4 名	60 名／肢体障害 21 名、視覚障害 8 名、聴覚障害 11 名、盲ろう 2 名、ボランティア 14 名、事務局 4 名
参加内容	・車いす対応仮設トイレの視察、地震体験車ぐらら、濃煙体験、災害伝言ダイヤル 171 の各体験、防災ふえの体験、携帯電話の画面を利用してのコミュニケーション体験	・活動訓練／地震体験車ぐらら、濃煙体験、応急教護、消火器取扱、展示品見学災害ボランティアセンターおよび関連団体訓練、携帯電話の画面を利用してのコミュニケーション体験 ・避難所訓練／車いす対応仮設トイレ組立体験、組立プライベートルーム設置訓練、夜間対応訓練	・活動訓練／地震体験車ぐらら、濃煙体験、応急教護、消火器取扱、展示品見学、携帯電話の画面を利用してのコミュニケーション ・体験災害ボランティアセンターおよび関連団体訓練／災害ボランティアセンターの要請を受けての専門ボランティア（手話通訳）の派遣調整等 ・避難所運営訓練／車いす対応仮設トイレ組立体験、避難者カード記入、避難所開設準備、避難所運営委員会設置および運営	・活動訓練／地震体験車ぐらら、濃煙体験、応急教護、消火器取扱、展示品見学、携帯電話の画面を利用してのコミュニケーション体験 ・福祉避難所の開設・運営訓練／災害発生から施設の情報状況（被害状況等）の把握、福祉避難所開設に向けた準備 ・避難所運営訓練／プライベート空間の確保
備考		送迎バス（リフト付）を運行	送迎バス（リフト付）を運行	送迎バス（リフト付）を運行

6）福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定の締結

平成 19 年度第三回理事会（平成 20 年 3 月 28 日開催）の議決に基づき、災害時に障害者福祉センター 3 ヶ所において福祉避難所を開設し、その運営を行う協力協定を仙台市と締結した。なお、協定書における福祉避難所とは、指定避難所での避難生活が困難な要援護者のために開設する二次的避難所をいい、福祉避難所で行う事業は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援を含めた相談等としていた。

7）災害時の応援に関する協定の締結

平成 20 年 6 月 27 日に社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会と協定を結んで、活動するいずれかの地域において災害が発生したときにおける物資の提供や職員、ボランティアの派遣などについて相互応援協力体制を確立した。

8）災害時ライフカード（－あなたの命を守るために－）の作成、配布

障害者災害対策ワークショップで提示された診療中の病気名やかかりつけの医院名、そして連絡先などを記載した本人を確認するための緊急連絡用カードを障害者自身が日頃から携行しておくことの必要性と、「常時、薬が必要な障害者」の対応策も含めて、障害者が携行しやすい大きさで「災害時ライフカード（－あなたの命を守るために－）」を作成して希望者へ配布した。

第 2 章

東日本大震災の取り組み

1．財団法人仙台市障害者福祉協会の震災直後の被災状況とその対応

（1）本部事務局

当協会本部事務局の事務所内の被害については、法人名表示板の落下やダクトが外れるなどの設備的な被害はあったが、幸いにも人的な被害はなかった。当協会が入居している仙台市福祉プラザ全体の被害状況も、来館者や職員の人的な被害はなく、建物の被害も比較的軽微なものだった。

しかし、エレベーターが停止したため、仙台市福祉プラザ管理課の指示で1階へ避難を行う際には階段を利用した。車いす使用の職員については、入居団体の仙台歯科診療所および社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会に協力をいただきながら、人海戦術で避難を行った。

また、一般電話に加えて災害優先電話も通じなくなり、電気も停止したことからFAXやEメールも含めた通信手段が途絶えたため、会員や事業利用者の安否確認、関係機関との連絡、情報の収集を行えない状況だった。

財団法人仙台市障害者福祉協会本部事務局事務室　職員　10名
（うち下肢1級1名、内部1級1名）
分室1　仙台市視覚障害者福祉協会　役員1名（視覚1級）、職員1名
分室2　仙台市身体障害者福祉会　職員1名（下肢3級）

（2）仙台市宮城野障害者福祉センター

1）仙台市宮城野障害者福祉センター利用者及び職員の安全確保

仙台市宮城野障害者福祉センターの駐車場へ避難し、全員（計99名）の無事を確認した。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業、生活介護事業利用者　7名
就労移行支援事業・就労継続支援事業（B型）利用者　6名
貸館利用者　57名　職員　29名

2）仙台市宮城野障害者福祉センター利用者の送迎

a）貸館利用者は、自家用車乗り合わせ等にて各自帰宅した。

b）自立訓練等事業利用者については、道路等周囲状況の様子を見ながら15時30分頃送迎サービスを実施した。各利用者のご家族や自宅状況が懸念されたが、無事に帰宅することができた。ただし、当日利用されていた生活介護利用者の内1名は、自宅損壊があったため、ご家族と相談の結果、自宅へは戻らず社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会職員付添いのもと近隣指定避難所（幸町南小学校）へ一時避難し、翌日になってから帰宅した。

（3）仙台市若林障害者福祉センター

1）仙台市若林障害者福祉センター利用者及び職員の安全確保

仙台市若林障害者福祉センターの駐車場へ避難し、全員（計46名）の無事を確認した。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業、生活介護事業利用者　10名
仙台市障害者小規模地域活動センター利用者　3名
貸館利用者　8名　職員　25名

2）仙台市若林障害者福祉センター利用者の送迎

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業と生活介護事業利用者 10 名のうち、20 時までに 9 名を自宅及び避難所へ送迎した。1 名は家族の迎えにより帰宅した。

3）地域住民の仙台市若林障害者福祉センターへの一時避難

15 時 10 分、地域住民約 4 名が仙台市若林障害者福祉センターに避難し、仙台市若林障害者福祉センター送迎車両内で 20 時まで過ごしたが、家族等の迎えにより避難所へ移動した。

（4）仙台市太白障害者福祉センター

1）仙台市太白障害者福祉センター利用者及び職員の安全の確保

自立訓練等事業の利用者を自宅へお送りする準備を進めていた 14 時 46 分に東日本大震災が発生した。発災後は、これまでの避難訓練の成果をいかしながら館内にいた全利用者および職員 46 名の無事を確認し、速やかに隣接する長町南 1 丁目公園へ避難した。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業、生活介護事業利用者　16 名
相談支援事業サロン利用者　3 名　　職員　27 名

2）仙台市太白障害者福祉センター利用者の送迎

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業及び生活介護事業利用者 16 名と、相談支援事業サロン利用者 3 名を、22 時までに全員自宅又は避難所へ送迎した。

3）地域住民の仙台市太白障害者福祉センターへの一時避難

18 時頃、地域住民等 120 ～ 130 人が仙台市太白障害者福祉センターのロビーや作業室等へ避難し、一時騒然となった。当センターとしては、避難してきた近隣の住民に対して退去を促すことができなかったが、20 時 30 分に長町南コミュニティーセンター及び長町南児童館が避難所として開設されたことと、地域住民の中から、「ここは障害者のための施設であることから、私たちは別の避難所へ移動しましょう」との声が上がり、避難者が別の避難所へ自主的に移動したことで、福祉避難所の開設の準備を行うことができた。

（5）仙台市障害者就労支援センター

1）仙台市障害者就労支援センター利用者及び職員の安全確保

泉区役所庁舎前広場に泉区役所職員と共に避難した（支援センター利用者・職員 13 名）。以後、泉区役所庁舎内が立ち入り禁止となる。

仙台市障害者就労支援センター来所者　3 名
手話通訳　2 名
職員 8 名

2）仙台市障害者就労支援センター内被害状況の確認と安否確認

平成 23 年 3 月 12 日、区役所災害対策本部の許可を得て仙台市障害者就労支援センター内の被害状況を確認。平成 23 年 3 月 14 日に仙台市障害者福祉協会本部事務局、関係機関と連絡を取り、関係者・利用者等の安否確認を行った。

東日本大震災における当協会の被害状況は次のとおりである。

3月11日　東日本大震災時の被害状況

事業所	人的被害	備品等の破損	ライフライン等				
			電気	水道	ガス	電話	エレベーター
本部事務局（仙台市福祉プラザ内）	なし	な　し	3月12日復旧	3月14日復旧	4月4日復旧	3月12日より徐々に通話可	3月13日復旧
仙台市宮城野障害者福祉センター	なし	ボイラー配管破損、換気扇動作不良、スライドドア破損、陶芸釜倒壊等	3月17日復旧	3月18日復旧	3月28日復旧	3月12日より徐々に通話可	3月24日復旧
仙台市若林障害者福祉センター	なし	建物外周ブロック沈降、パソコン1台故障等	3月17日復旧	3月18日復旧	4月5日復旧	3月12日より徐々に通話可	3月18日復旧
仙台市太白障害者福祉センター	なし	火災報知機故障、館内掛時計破損、スチールラック破損、外周アスファルトひび割れ等	3月16日復旧	3月16日復旧	4月14日復旧	3月12日より徐々に通話可	3月17日復旧
仙台市障害者就労支援センター（泉区役所内）	なし	ブラインド破損 換気口蓋落下	3月14日復旧	3月17日復旧	なし	3月14日復旧	3月16日復旧

4月7日　東日本大震災余震時の被害状況

事業所	人的被害	備品等の破損	ライフライン等				
			電気	水道	ガス	電話	エレベーター
本部事務局（仙台市福祉プラザ内）	なし	な　し	なし	なし	なし	なし	4月7日復旧
仙台市宮城野障害者福祉センター	なし	な　し	なし	なし	4月12日復旧	なし	4月8日復旧
仙台市若林障害者福祉センター	なし	な　し	なし	なし	なし	なし	4月8日復旧
仙台市太白障害者福祉センター	なし	雨どい破損	なし	なし	4月14日復旧	なし	4月7日復旧
仙台市障害者就労支援センター（泉区役所内）	なし	な　し	なし	なし	なし	なし	

2．対　応　経　過　表

当協会の地震発生後の主な動きをまとめた。

■ 平成 23 年 ■

3／11（金）	14：46　発災（震度６強） 16：00　当協会事務局に災害対策本部を設置 障害者福祉センター及び仙台市との連絡調整を開始 19：30　障害者福祉センターにて福祉避難所開設準備を開始 23：25　障害者福祉センター自立訓練、生活介護事業利用者帰宅対応を完了
3／12（土）	05：00　宮城野障害者福祉センター福祉避難所にて避難者の受け入れを開始 12：00　当協会事業部仙台市体育館売店商品を各障害者福祉センター福祉避難所に配布・当協会員安否確認を開始
3／14（月）	・太白障害者福祉センター福祉避難所にて避難者の受け入れを開始 ・社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会が支援物資提供のため当協会事務局へ来所
3／16（水）	・仙台市障害者福祉協会事務局にて義援金の受付を開始 ・社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会が支援物資提供のため当協会事務局へ来所
3／18（金）	・JDF が東日本大震災被災障害者総合支援本部を設置
3／21（月）	・若林障害者福祉センター福祉避難所にて避難者の受け入れを開始
3／22（火）	・JDF 東日本大震災障害者総合支援本部が地元障害者団体との会合、県及び市庁舎を表敬訪問 ・JDF 現地支援センターの設置調整等のため仙台市並びに名取市内各所を訪問
3／23（水）	・被災障害者を支援するみやぎの会発足
3／29（火）	・社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会東紅苑へ避難者移送
3／30（水）	・JDF みやぎ支援センター開設（開設式へ当協会長、常務理事出席）
3／31（木）	・宮城野障害者福祉センター福祉避難所へ社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会から職員の派遣協力を得る（～平成 23 年４月 26 日　計 10 名） ・若林、太白障害者福祉センターにて福祉避難所を閉所
4／1（金）	・仙台市障害者生活支援事業（障害者相談支援事業）再開
4／5（火）	・若林、太白障害者福祉センターにて自立訓練事業、生活介護事業を再開 ・社会福祉法人日本身体障害者福祉団体連合会東日本大震災対策本部（小川会長、森常務理事）が宮城野障害者福祉センター福祉避難所訪問及び若林区被災沿岸部を視察 ・JDF 東日本大震災被災障害者総合支援本部と JDF みやぎ支援センター現地スタッフと会合（当協会会長、常務理事出席）
4／7（木）	・第１回被災障害者を支援するみやぎの会情報交換会を実施 ・社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会（岡田顧問、庄司会長、横山常務理事他職員）がお見舞いのため当協会事務局へ来所 23：32 余震（震度６強）発生
4／12（火）	・若林、太白障害者福祉センターにて貸館事業を再開
4／13（水）	・社会福祉法人日本身体障害者福祉団体連合会にて平成 23 年度第１回正副会長及び第１回東日本大震災対策本部合同会議開催（被災地特別対策副本部長として当協会長出席）

4／14（木）	・社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会（庄司会長、横山常務理事他職員）がお見舞いのため当協会事務局へ来所
4／15（金）	・仙障だより号外「生活支援情報（第１号）」を当協会より発行（以後計 19 回発行）
4／18（月）	・第２回被災障害者を支援するみやぎの会情報交換会を実施
4／20（水）	・宮城野障害者福祉センターにて生活介護事業を再開 ・当協会事務局災害対策本部宿直体制を終了
4／26（火）	・「被災障害者を支援するみやぎの会ニュース」№１を当協会より発行（以後計４回発行） ・宮城野障害者福祉センターにて自立訓練（機能訓練）及び貸館事業を再開
4／27（水）	・社会福祉法人青森県身体障害者福祉団体連合会（前田会長、大池事務局長他１名）がお見舞いのため当協会事務局へ来所
4／30（土）	・宮城野障害者福祉センターにて福祉避難所を閉所
5／24（火）	・第３回被災障害者を支援するみやぎの会情報交換会を実施
5／26（木）	・日本身体障害者福祉大会（富山大会）において被災地ふれあい製品を販売
6／4（土）	・社会福祉法人日本身体障害者福祉団体連合会東日本大震災対策本部（小川会長、嵐谷副会長、森局長）が JDF みやぎ支援センター訪問（当協会会長、常務理事、県身障協会庄子事務局長同行）
6／7（火）	・第１回義援金配分委員会を実施
6／17（金）	・JDF みやぎ支援センターへ見舞金 20 万円を贈呈
6／30（木）	・第１回義援金の受付を締め切り ・第１回被災状況調査を実施
7／6（水）	・第１回東日本大震災に係る情報交換会（加入団体長、障害者相談員）を実施
7／15（金）	・社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会（庄司会長、横山常務理事他職員）がお見舞いのため当協会事務局へ来所
8／31（水）	・第２回東日本大震災に係る情報交換会（加入団体長、障害者相談員）を実施
9／7（水）	・第１回義援金配分
9／15（木）	・社会福祉法人神戸市身体障害者福祉団体連合会（伊藤事務局長他１名）がお見舞いのため当協会事務局へ来所
9／30（金）	・第２回義援金受付を終了 ・第２回被災状況調査を実施
10／7（金）	・第１回日本身体障害者福祉団体連合会からの義援金配分 ・第１回東日本大震災復興委員会を実施
11／11（金）	・第３回義援金配分委員会を実施
12／6（火）	・第２回義援金配分 ・第２回日本身体障害者福祉団体連合会からの義援金配分

■ 平成 24 年 ■

2／9（木）	・仙台市障害者福祉大会において「東日本大震災の取り組みを踏まえての障害者災害対策」についてシンポジウムを開催
7／13（金）	・仙台市障害者福祉大会において「地域の〝きずな〟を深める当事者団体の役割」についてシンポジウムを開催
8／7（火）	・障害者国際交流センター「東日本大震災と障害者団体の役割」を開催
9／24（月）	・川内公務員宿舎避難者自治会「川内清流の会」茶話会に障害者相談員参加
9／27（木）	・障害者相談員を中心に障害者の孤立防止のための仲間づくりを目的とした東日本大震災復興に向けた茶話会を実施
11／6（火）	・社団法人富山県身体障害者福祉協会（岡本会長他職員）が東日本大震災に関わる情報交換のため当協会事務局へ来所

震災関連講演一覧表

月　日	講　演　先	摘　要
【平成 23 年】		
7／10	岡山県身体障害者福祉協会	岡山県津山市
7／29	山形県身体障害者福祉協会	山形市
8／4	岐阜県身体障害者福祉協会	岐阜市
8／5	川崎市身体障害者福祉協会	神奈川県川崎市
9／3	山形県小規模授産施設共同作業所連絡協議会	
9／10	岩手県身体障害者福祉協会　（スポーツ関係集会）	盛岡市
9／24	日本特殊教育学会第 49 回大会社会貢献活動公開講座	弘前大学教育学部
10／1	第 34 回総合リハビリテーション研究大会	東京　灘尾ホール
10／14	東京都社会参加推進センター	大田区三田
10／27	倉敷市身体障害者福祉協会	岡山県
11／6	障害福祉に係る研修会	八戸市
11／11	花巻市自立支援協議会	岩手県
12／4	福岡市障害者関係団体協会（講演、シンポジスト）	福岡市
12／6	JDF シンポジウム	東　京
12／16	広島県身体障害者相談員研修会	広島県
【平成 24 年】		
1／12	日身連　（シンポジスト「心のバリアフリー・・」	東　京
1／14	日身連　（シンポジスト「心のバリアフリー・・」	熊本県
1／14	精神保健シンポジウム	埼玉県
1／26	岩手県身体障害者福祉協会	盛岡市
2／5	長崎県身体障害者福祉協会	長崎市
2／19	鳥取県身体障害者福祉協会	鳥取市
2／23	徳島県身体障害者福祉協会	徳島市
3／16	神奈川県身体障害者社会参加推進センター	横浜市
7／15	北九州市身体障害者福祉協会	福岡県
8／1	富山県障害者相談員活動強化研修会	富山市
8／18	島根県身体障害者福祉協会	松江市
8／30	長野県身体障害者福祉協会	長野市
12／4	栃木県身体障害者連合会	宇都宮市
12／13	埼玉障害フォーラム	さいたま市
【平成 25 年】		
3／10	徳島市（難病連）	徳島市

3．各部署の取り組み

（1）本部事務局

1）会員等の安否確認

平成23年3月12日（土）から同24日（木）まで、会員およびリフト付自動車運行事業などの利用者の安否確認を行った。専門ボランティアや名鉄観光サービス株式会社社員の協力を得ながら、電話や訪問で安否確認を行ったところ、会員676名（88%）、各事業の利用登録者437名（97%）の安否を確認することができた。ただし、個人情報保護から、連絡先の記載のない会員の安否確認は行えなかった。

安否確認の取り組みを通して、当事者団体や事業とのつながりの重要性が明らかになった。

（単位：人）

No.	団体名	登録者数		確認者数	未確認数	確認率	摘要
		名簿有	名簿無				
1	仙台市聴覚障害者協会	180	—	156	24	86.7%	
2	仙台市視覚障害者福祉協会	239	—	227	12	95.0%	
3	仙台市泉区身体障害者福祉協会	105	—	93	12	88.6%	
4	宮城県脊髄損傷者協会仙台支部	41	—	34	7	82.9%	
5	みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会	44	—	40	4	90.9%	
6	日本オストミー協会仙台支部	96	—	79	17	82.3%	
7	仙台市太白区身体障害者福祉協会	49	—	39	10	79.6%	
8	みやぎ盲ろう児・者友の会	8	—	8	—	100.0%	
9	仙台市身体障害者福祉会	—	113	—	—	—	会員名簿に連絡先の記載がない
10	宮城県喉頭摘出者福祉協会・立声会	—	64	—	—	—	会員名簿に連絡先の記載がない
11	全国低肺機能者グループ東北白鳥会	—	91	—	—	—	会員名簿に連絡先の記載がない
12	財団法人星陵心臓友の会	—	100	—	—	—	会員名簿に連絡先の記載がない
13	日本筋ジストロフィー協会宮城県支部	—	35	—	—	—	会員名簿に連絡先の記載がない
合計		762	403	676	86	88.7%	

※期間中確認のとれなかった方については後日随時確認済みである。

（単位：人）

区分		登録者数	確認者数	未確認数	確認率
点訳奉仕員（点訳奉仕3・6会）		45	45	—	100.00%
朗読奉仕員（仙台朗読奉仕の会）		94	94	—	100.00%
手話奉仕員Ⅰ		78	76	2	97.44%
手話奉仕員Ⅱ		53	53	—	100.00%
要約筆記奉仕員		59	58	1	98.31%
リフト付自動車運行事業	利用者	132	126	6	95.45%
	ボランティア	16	16	—	100.00%
視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	利用者	255	250	5	98.04%
	ヘルパー	57	57	—	100.00%
全身性障害者ガイドヘルパー派遣事業	利用者	62	61	1	98.39%
	ヘルパー	21	21	—	100.00%
全身性障害者等指名制助成事業		39	35	4	89.74%
仙台市障害者相談員		43	43	—	100.00%
合計		954	934	19	98.01%

※期間中確認のとれなかった方については後日随時確認済みである。

2）専門ボランティアの活動支援

専門ボランティア（運転ボランティア、点訳奉仕員、手話奉仕員、ガイドヘルパーなど）の活動を支援した。

専門ボランティアは、災害時における専門ボランティア活動計画（平成 17 年 11 月 1 日策定）に基づいて、平時の活動を休止することなく、震災直後から障害者の情報支援や移動支援などの活動を行った。 なお、運転ボランティアは平成 23 年 3 月 15 日から、手話奉仕員は平成 23 年 3 月 14 日から、ガイドヘルパーは平成 23 年 3 月 12 日から、活動を開始した。（平成 23 年 3 月 22 日からは平常化）

専門ボランティアの主な活動内容

内　　容	期　　間	活　動　人　数
安否確認と福祉避難所の運営の協力	平成 23 年 3 月 13 日～同 28 日	手話奉仕員　1 名 運転ボランティア　11 名 点訳奉仕員　6 名 朗読奉仕員　1 名 ガイドヘルパー　7 名 《合計 26 名》
情報支援と移動支援	平成 23 年 3 月 11 日～同 31 日	手話奉仕員　8 名 運転ボランティア　6 名 ガイドヘルパー　27 名 《合計 41 名》

東日本大震災後における各事業の利用件数調べ（平成 23 年 3 月11 ～ 31日）

（単位：件）

		事業名				
		リフト付自動車運行事業	手話奉仕員派遣事業	要約筆記奉仕員派遣事業	視覚障害者ガイドヘルパー派遣事業	全身性障害者ガイドヘルパー派遣事業
日にち別の利用件数	11（金）	3	3	－	9	3
	12（土）	－	－	－	7	－
	13（日）	－	－	－	3	－
	14（月）	－	1	－	2	1
	15（火）	1	1	－	3	－
	16（水）	1	3	－	2	1
	17（木）	－	－	－	5	－
	18（金）	－	1	－	3	2
	19（土）	－	1	－	3	－
	20（日）	－	－	－	1	1
	21（月）	－	－	－	2	1
	22（火）	5	1	－	13	1
	23（水）	2	2	－	6	3
	24（木）	2	－	－	11	1
	25（金）	－	2	－	9	1
	26（土）	2	2	－	5	－
	27（日）	－	－	－	3	－
	28（月）	4	3	－	8	2
	29（火）	5	1	－	10	2
	30（水）	2	3	－	7	2
	31（木）	2	1	－	15	－
累計件数		29	25	0	127	21
震災の影響による利用取消件数		75	8	2	147	5

東日本大震災発災時に活動していたボランティアの体験談

1．手話奉仕員

1）H・Y氏			
利用者名	A様	被災場所	仙台サンプラザ
活動内容	娘様の仙台医療専門学校卒業式（12：30 待ち合わせ）		
経　過	式典が終了し、1階ロビーにて仙台医療専門学校手話講師のＩ先生と雑談中に激しい揺れが起きました。1階ロビーに居た皆様と一緒に建物の外に出て、広場の落下物がない所に集まり、揺れが収まるのを大勢の方々と待っていました。 A様が恐怖を感じている様子だったので、「大丈夫、大丈夫！」と励ましていました。地震に関する情報はほとんど分からない状況でした。 揺れが落ち着いてきた頃、仙台医療専門学校の先生方の誘導で榴ヶ岡公園に避難し、クラス毎に集い、そこで娘様と無事に会う事ができて、A様も安心されました。娘様もスーツでの式典参加だったので、着替えの必要がなく、良かったです。 尋常でない地震であることはすぐわかったのだが、あのような津波になるとは、この時点では想像できませんでした。 娘様は会場の中にバック等を取りに戻ってから帰宅するということであったため、別行動で、A様と私は徒歩にて自宅に向かいました。帰宅途中、私は、一人暮らしの母（97 歳）の様子が気になり、途中でA様と別れました。その後、ろうあ協会の物資をA様に渡しに行った時、無事に帰宅できたと言われ安心しました。 地震の時間が式典の最中だったらと思うとぞっとします。すごいパニックになっていたことと思います。		

2．視覚障害者ガイドヘルパー

1）Ｉ・M氏			
利用者名	B様	被災場所	仙台駅構内地下1階エスパル
活動内容	仙台国立病院眼科（診察、検査、投薬（院外処方））13：30 終了→ 13：50 ＪＲ仙石線宮城野原駅発、13：55 仙台駅着→仙台駅構内地下1階エスパル内丸松うどん店で食事中発災		
経　過	食事中に発災したため、B様をテーブルの下にもぐらせ、様子を見ました。２階から火災が発生したため直ちに地上へ出るよう、アナウンスにて指示がありました。 地下鉄のシャッターが降りたため、階段を使用し地上へ出ました。どこからともなく、人、人、人であふれ、歩くのも困難でした。 帰宅するためB様とバスに乗り、バスは動いたのですが、途中（宮町三丁目）で、乗客全員下ろされました。 停電のため、信号が作動していませんでした。車と車の間、B様の手を引き、はじっこを歩き始めましたが、１時間もしないうちに、B様が「歩けない」とおっしゃいました。交通手段もなく途方に暮れましたが、B様が便意を催し、近くの病院（青葉区小松島の大竹整形外科医院）のトイレを借りました。 家に向かって歩くしかなかったため、みぞれ交じりの寒さの中、不安がるB様に声がけしながら、本来はバスで 40 分程度の道のりを、約３時間かけて休み休み歩き、B様の自宅（泉区南光台５丁目）にたどり着きました。 B様の母親は外出していておらず、玄関を開けると、家具や食器類が全て倒れて足の踏み場がない状況でした。土足のまま茶の間へB様を誘導し、イスに腰をかけさせ、気持ちを落ち着かせました。 水が出たのでポットに水を入れ、卓上に置き、B様の母親が帰宅するまで、B様のそばにいて話しかけていました。 17:00、B様の母親が帰宅し「今日はガイドヘルパーと一緒にいることを知っていたので安心していた」と話してくれました。B様もホッとした様子でした。 B様が一人で留守番をしていたらどんなことになっていたかと思うと、ゾッとしました。私と一緒で本当に良かったとつくづく思いました。 東日本大震災では、私自身も被災し、宅地が地滑りのため崩壊、建物は全壊でした。平成 25 年３月現在、夫と二人で、借り上げ住宅で生活しています。 今思うと、視覚障害者の皆様のために仕事をしていて本当に良かったと思っています。私自身、元気をもらい、勇気づけられています。仕事は楽しいし、これからも続けていきたいと願っています。		

2）O・M氏			
利用者名	C様	被災場所	C様自宅
活動内容	通院後、帰宅時発災		
経　過	当日、仙台は市内に積雪はありませんでしたが、ただ冷え込んでいました。 発災は、通院同行を終えてC様の自宅（青葉区・百世帯入居の市営住宅の 12 階）に到着後、１，２分のことでした。激震に私はへたり込んで、C様にしがみつき、「怖い！」「怖い！」と叫んでいた様に思います。 しかしC様ご夫婦は、全くうろたえることなく、本当に冷静に「大丈夫、大丈夫」「大丈夫だから」と何度も繰り返し私に語りかけてくださりました。 後日C様から伺ったところによると、C様宅の食器棚は、開閉に耐震用の工夫があったため、食器の破損はガラスのコップが食器棚の中で２，３個のみとのことでした。しかし居住している市営住宅は築 32 年経過のため、被害は大変なものだったようです。 揺れが収まった後、私は、C様ご夫婦の無事を確認し、余震の続く中、自転車で 15 分先の自宅に向かいました。そして家族の安否を確認後、自宅から東に約 20 分離れた県営住宅に駆けつけました。 その県営住宅には視覚障害者ガイドヘルパーの利用者が４名いらっしゃいますが、どのお宅も、家電製品は落下し、食器は壊れて散乱、お風呂は大きく動いておりました。ただ、救いは、構内の集会所で元気な皆様にお会いできたことでした。 C様ご夫婦も、全てのライフラインがストップした中、構内集会所に避難しました。 利用者の皆様は、しばし不安な生活が続くこととなり、体調不良を生じましたが、何れの集会所でも、多くの健常者の方々にお世話になって、未曾有の困難を切り抜けました。 現在、利用者の皆様は、当時お世話になった沢山の方々に感謝をされ、元気でいらっしゃいます。		

3）S・S氏			
利用者名	D様	被災場所	仙台メディアテーク
活動内容	対面朗読		
経　過	発災時、私は仙台メディアテークでD様に対する対面朗読をしていました。 揺れが来て「あ、地震だ、地震だ、うわぁー、大きい大きい」と大声で叫びました。舟が大きく振れているような揺れを長く感じました。 「死ぬかもしれない、早く止まれ、早く止まれ」と心の中で繰り返し繰り返し願っていました。５分くらいに感じましたが、実際は６分ちょっと揺れていました。 揺れが止まったのでD様と室内から出ようと思ったところ、本棚から本がバラバラ落ちており、D様には歩くのが難しい状況でしたので、私が足で本を蹴飛ばして道を作りながら室内を進んで行きました。 エレベーターとエスカレーターは止まってしまったので、螺旋階段を降りました。他の人はトントンと降りて行きますが、D様は一歩一歩ゆっくり降ります。階段の途中で地下厨房火災発生の放送が流れて来て、非常に焦りました。 やっとの思いで屋外に出たら、ちょうどタクシーが来たので、D様自宅（青葉区八幡町）まで帰ることができました。 帰宅すると、国見の町内の人達が外に出ており、「いろんな物が倒れているから、家の中に入れないよ」と言われたので、外にいました。 当日は寒かったので、D様は白杖を持っている手がカタカタ震えていました。 町内のラーメン屋の御主人様が大きい車の後部座席を倒して毛布を敷いてくださって、その車内にD様を乗せてくださいました。 私はD様を町内の方に頼んで、帰宅しました。		

3）会員に対する生活支援情報の提供

仙台市災害対策本部が随時発行した「被災された方のための生活支援情報」を会報「仙障だより」号外として発行し、会員への情報提供を行った。なお、この情報の点字版は点訳奉仕員が、音声版は朗読奉仕員が作成して送付した。また、メーリングリスト版は、視覚障害者に対して送信した。

（単位：件）

号	墨　字	点　字	朗　読	メーリングリスト	計
第　1　号	946	94	266	109	1,415
第　2　号		94	266	109	469
第　3　号	949	94	266	109	1,418
第　4　号		94	266	109	469
第　5　号	948	92	264	109	1,413
第　6　号		92	264	109	465
第　7　号	940	92	264	109	1,405
第　8　号	942	92	265	109	1,408
第　9　号	944	92	265	110	1,411
第　10　号	941	91	265	111	1,408
第　11　号	937	91	266	112	1,406
第　12　号	937	92	262	118	1,409
第　13　号	945	91	262	118	1,416
第　14　号	944	91	262	118	1,415
第　15　号	942	91	262	119	1,414
第　16　号	1,048	91	262	119	1,520
第　17　号	1,044	90	262	119	1,515
第　18　号	1,040	90	257	122	1,509
第　19　号	1,040	90	257	122	1,509
計	15,487	1,744	5,003	2,160	24,394

4）義援金の受付および配分の実施

①当協会における義援金の受付および配分の実施

ホームページを活用するなどして、平成 23 年 3 月 16 日から義援金の受付を開始した。また、震災前から関係のあった国内外の団体からも多数寄附をいただいた。

平成 23 年 6 月 1 日に設置した義援金配分委員会においては、義援金配分要綱を策定するとともに、当協会の会員及び役職員の被災状況調査を実施し、その結果をもとに義援金を配分した。

・受付額（平成 24 年 3 月 31 日現在）

4,266,397 円（うち見舞金 530,000 円）

・被害状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

本人死亡 1 名、家族死亡 1 名、入院 12 名、家屋被害 190 名

・義援金配分委員会　　配分委員長　高橋靖祐（理　事）

配 分 委 員　中鉢俊也（監　事）

配 分 委 員　飯田謙一（評議員）

実 施 回 数　3 回（平成 23 年 6 月 7 日、8 月 18 日、11 月 11 日）

②日身連からの義援金の受会員および配分

日身連から被災加盟団体に対する義援金として 1,639,000 円を受領し、会員に対して被災状況調査の結果をもとに配分した。

被害状況調査日および義援金の配分日

回	被災状況調査	当協会における義援金の配分	日身連からの義援金の配分
1	平成 23 年 6 月 30 日現在	平成 23 年 9月 7 日	平成 23 年 10 月 7 日
2	平成 23 年 9 月 30 日現在	平成 23 年 12 月 6 日	平成 23 年 12 月 6 日

東日本大震災に係る義援金等の配分状況（平成 24 年 3 月 31 日現在）

区分		内容	配分金額
団体支援金	組織再生支援金	加入団体 13 団体に給付（1,156 名分）	¥578,000
		加入団体 13 団体の災害復興に係る取り組みに対して給付	¥100,925
	小計		¥678,925
	災害復興支援金	仙障だより号外（生活支援情報第 1 号～第 19 号）を発行（延べ 24,394 名に配布）	¥467,448
		東日本大震災の取り組み概要を作成（1,000 部）	¥64,050
		仙台市障害者相談員研修会を開催（2 回）	¥0
		シンポジウム「東日本大震災の取り組みを踏まえての障害者災害対策」を開催	¥137,699
	小計		¥669,197
会員給付金	見舞金	見舞金（住宅全壊・半壊）190 名	¥1,900,000
		見舞金（本人及び同居家族の入院）12 名	¥60,000
	弔慰金	弔慰金（本人の死亡）1 名	¥10,000
		弔慰金（同居家族の死亡）1 名	¥10,000
	小計		¥1,980,000
備蓄品購入		手話等の専門ボラ用ビブス、懐中電灯、ラジオ、タンカ、携帯トイレ等災害時対応備蓄品の購入	¥508,657
事務費		東日本大震災に係る義援金に対する感謝状作成費用、お礼訪問等旅費等	¥429,618
合計			¥4,266,397

東日本大震災に際しての義援金等の受付状況（平成 24 年 3 月 31 現在）（敬称略）

No.	月　日	篤志法人（者）名	金　額
平成 23 年			
1	3 月 15 日	政令指定都市身体障害者福祉団体連絡協議会	¥300,000
2	3 月 28 日	市民（匿名希望）	¥10,000
3	3 月 23 日	今泉工業所	¥500,000
4	3 月 29 日	台湾　台南市体育会特殊体育委員会	¥1,000,000
5	4 月 4 日	ダイコー株式会社	¥100,000
6	4 月 5 日	財団法人岡山県身体障害者福祉連合会	¥200,000
7	4 月 7 日	中澤雅子	¥3,000
8	4 月 13 日	ほほえみネットワーク	¥10,000
9	4 月 13 日	熊地ゆき子	¥5,000
10	4 月 20 日	阿部善彦	¥50,000
11	4 月 25 日	神戸市肢体障害者福祉協会	¥80,000
12	5 月 2 日	品田健吉	¥10,000
13	5 月 6 日	Mrs. ディーリ	¥50,000
14	5 月 29 日	鎌倉手話サークル笹りんどう（稲垣喜久子代表）	¥33,000
15	5 月 29 日	内ヶ崎詔三	¥1,000
16	5 月 31 日	齋藤栄樹	¥10,000
17	6 月 9 日	韓国　社団法人光州広域市障碍人総連合会	¥369,024
18	6 月 16 日	渡邉純一	¥10,000
19	6 月 29 日	仙台市太白障害者福祉センター有志	¥25,000
20	7 月 6 日	太白将棋クラブ	¥10,000
21	7 月 7 日	社団法人札幌市身体障害者福祉協会	¥100,000
22	7 月 15 日	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会（災害見舞金）	¥500,000
23	7 月 15 日	岡山県身体障害者福祉連合会津山支部	¥100,000
24	7 月 15 日	岡山県民（匿名希望）	¥1,000
25	7 月 20 日	仙台自立の家	¥73,373
26	8 月 11 日	阿部一彦	¥50,000
27	8 月 25 日	庄子泰子（災害見舞金）	¥30,000
28	9 月 15 日	（社福）神戸市身体障害者団体連合会	¥510,000
29	9 月 20 日	内ヶ崎詔三	¥3,000
30	10 月 28 日	倉敷市身体障害者福祉協会連合会	¥80,000
31	12 月 8 日	フリースペース大きなポッケ	¥11,000
平成 24 年			
32	2 月 8 日	（社福）福岡市身体障害者福祉協会	¥10,077
33	2 月 8 日	NPO 法人福岡市障害者関係団体協議会	¥11,923
34	3 月 13 日	相澤新弥	¥10,000
合　計			¥4,266,397
日身連からの義援金配分			
平成 23 年			
1	9 月 9 日	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会	¥1,039,000
2	11 月 28 日	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会	¥600,000
合　計			¥1,639,000
指　定　寄　附			
平成 23 年			
1	5 月 18 日	ミッシェル夫妻（仙台市聴覚障害者協会　宛）	¥85,000
2	6 月 20 日	特定非営利活動法人札幌市肢体障害者協会 理事長 安藤節子（肢体障害者　宛）	¥140,400
3	6 月 29 日	カトリック聴覚障害者会（聴覚障害者　宛）	¥80,646
合　計			¥306,046
指定寄附（財団法人仙台市障害者福祉協会宛）			
平成 24 年			
1	3 月 19 日	台南市	¥11,417,517
ご　招　待			
平成 23 年			
1	10 月 25 日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会（東日本大震災応援企画・ボランティアグループほほえみ 30 周年記念企画「震災時における障がい者支援：トークセッション」）	2 名
2	11 月 10～13 日	台南市体育総会身心障害運動委員会（2011 台南市身心障疑国民運動会）	23 名
3	12 月 22～23 日	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会（こうべ障害者音楽フェア 2011 ジョイフルコンサート）	12 名

5）加入団体長および障害者相談員による情報交換会の実施

当協会の加入団体長及び障害者相談員を対象に情報交換会を実施し、東日本大震災における当事者団体及び障害者相談員の活動について情報交換を行った。

実施回数：2回（平成23年7月6日、平成23年8月31日）

6）災害時要援護者情報制度の周知

「災害時要援護者情報登録制度のご案内」を当協会全員に対して仙障だより第64号と一緒に送付し、制度の周知を図った。

7）国連アジア太平洋経済社会委員会（ESCAP）ハイレベル政府間会合スペシャルイベントへの出席

災害と障害者アジア太平洋障害者の10年（2003-2012）の実施について最終的に検証するためのハイレベル政府間会合において、ESCAPの協力により日本障害フォーラム（JDF）が主催した災害と障害者に関するスペシャル・イベントに、当協会の阿部一彦会長と渡邉純一常務理事兼事務局長が出席し、阿部一彦会長が東日本大震災被災地における経験と取り組みについて発表した。

日　時：平成24年10月31日（水）

場　所：ソンドコンベンシア（大韓民国・仁川）

（2）仙台市障害者福祉センター

1）仙台市宮城野障害者福祉センター

平成23年3月12日（土）から同15日（火）まで、自立訓練（機能訓練）事業利用者及び相談支援事業利用者の安否確認を行った。各事業担当職員が電話や訪問で安否確認を行ったところ、8名全員の安否が確認された。

（単位：人）

事　業　名	契約利用者数	確認者数	摘　　要
自立訓練（機能訓練）事業	8	8	
障害者相談支援事業	13	13	

4月7日の余震の際の安否確認作業は、4月8日（金）から同11日（月）まで、各事業担当職員が電話で行い8名全員の安否が確認された。

（単位：人）

事　業　名	契約利用者数	確認者数	摘　　要
自立訓練（機能訓練）事業	8	8	
障害者相談支援事業	13	13	

2）仙台市若林障害者福祉センター

平成23年3月12日（土）まで、自立訓練（機能訓練）事業利用者の安否確認を行った。各事業担当職員が電話や訪問で安否確認を行ったところ、9名全員の安否が確認された。

（単位：人）

事　業　名	契約利用者数	確認者数	摘　　要
自立訓練（機能訓練）事業	9	9	

3）仙台市太白障害者福祉センター

平成 23 年 3 月 12 日（土）から同 17 日（木）まで、自立訓練（機能訓練）事業利用者の安否確認を行った。各事業担当職員が電話や訪問で安否確認を行ったところ、140 名全員の安否が確認された。

（単位：人）

事　業　名	契約利用者数	確認者数	摘　　要
自立訓練（機能訓練）事業	13	13	
障害者相談支援事業	164	127	

※期間中確認のとれなかった方については後日随時確認済みである。

（3）仙台市障害者就労支援センター

1）関係者・利用者等の安否確認

平成 23 年 3 月 14 日(月)から同 31 日(木)まで､当センターと関わりのある企業担当者･福祉サービス事業所関係者・就労中の方を対象に安否確認を行った。

平成 23 年 4 月 1 日（金）以降は情報提供等の支援を引き続き行った。

2）震災による自宅待機者・解雇者のケア

東日本大震災の影響で自宅待機や解雇となった方を対象に、平成 24 年 4 月に「働く障害のある方のつどい・震災版」を 4 回実施し、参加者間で近況報告､休業補償制度についての情報提供を行った。

（単位：人）

回	日　　時	場　　所	参加者数	内　　容
1	平成 23 年 4 月 11 日（月）	仙　台　市　泉　区　役　所	5	・休業補償制度について ・フリートーク（情報交換）
2	平成 23 年 4 月 12 日（火）	仙　台　市　福　祉　プ　ラ　ザ	4	
3	平成 23 年 4 月 20 日（水）	仙台市若林障害者福祉センター	0	
4	平成 23 年 4 月 21 日（木）	仙台市太白障害者福祉センター	1	

3）東日本大震災対応状況調査の実施

震災後 2 ヶ月を経過した平成 23 年 5 月の段階で、市内の福祉サービス事業所（148 事業所）と特別支援学校（12 校）アンケート調査対象とし、仙台市内の就労中の方への支援状況と課題を明確化できるよう努めた。

・全体回答率　85.13%（148 事業所中 126 事業所）

・震災後の実態

（単位：人）

事　業　所　・　学　校	自宅待機者	解　雇　者	離　職　者
福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所	69	2	2
特　別　支　援　学　校	23	2	1

※津波の被害を受けた沿岸部の会社において復職に時間を要した。

※震災の影響で精神的に不安定となり離職された方がいる。

※解雇者、離職者数においては、平成 25 年 5 月以降、増加しているのではないかと推測される。

4．福祉避難所の運営

（1）仙台市の福祉避難所運営概要

1）障害者の避難状況

・当協会が震災直後から実施した会員等に対する安否確認では、一般避難所に避難している障害者は非常に少なかった。ほとんどの障害者は、在宅での生活を選択していた。

・JDF みやぎ支援センターが一般避難所を訪問して実施した避難している障害者のニーズ調査では、仙台市の場合、沿岸部の障害者数が 22,789 名であるのに対し、平成 23 年 7 月 15 日現在で 44 名の障害者しか確認できなかった。

2）一般避難所の状況

・仙台市では、平成 22 年 11 月 1 日現在で、市内の小学校、中学校、高校等の一般避難所 197ヶ所のうち 195ヶ所に「ひろびろトイレ」を設置していたが、震災直後は、水道、電気などのライフラインがストップしたため、使用できる状況になかった。

・震災直後から翌平成 23 年 3 月 12 日にかけての避難者数は、市全体で人口の約 10 分の 1 にあたる 105,947 名であったため、ほとんどの一般避難所は収容想定数を超える避難者が押し掛ける事態となった。

3）東日本大震災で被害にあった障害者数

（単位：人）

市　町	死者／人口（死亡率）				
	全　体	肢体不自由	視覚障害	聴覚障害	身体障害
仙　台　市	654／1,046,654 （0.06%）	30／16,230 （0.18%）	4／2,101 （0.19%）	3／2,592 （0.12%）	11／9,322 （0.12%）
石　巻　市	3,151／160,704 （1.96%）	26／3,084 （8.30%）	36／471 （7.64%）	32／462 （6.93%）	538／6,364 （8.45%）
名　取　市	911／73,140 （1.25%）	無回答	無回答	無回答	68／3,069 （2.22%）
東 松 島 市	956／42,908 （2.23%）	50／712 （7.02%）	4／104 （3.85%）	3／104 （2.88%）	85／1,440 （5.90%）
山　元　町	611／16,711 （3.66%）	23／375 （6.13%）	4／43 （9.30%）	2／38 （5.26%）	45／693 （6.49%）
女　川　町	705／10,051 （7.01%）	38／206 （18.45%）	1／23 （4.35%）	9／40 （22.50%）	69／456 （15.13%）
南 三 陸 町	665／17,431 （3.82%）	39／349 （11.17%）	6／42 （14.29%）	7／74 （9.46%）	78／764 （10.21%）

※NHK 特番（平成 23 年 9 月 11 日）の資料から宮城県内で被害が大きかった地域を抜粋。

※仙台市の死者数については、宮城県資料「東日本大震災に伴う被害状況について（市町村調査結果）」（平成 24 年 2 月 28 日時点　平成 24 年 9 月 7 日修正）より抜粋した。人口は、平成 23 年 3 月 31 日現在のものである。

4）福祉避難所の定義

仙台市と財団法人仙台市障害者福祉協会が締結した「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定　（平成 22 年 7 月 16 日付）」によると、福祉避難所とは、指定避難所での避難生活が困難な要援護者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって、避難所生活に特別な配慮を要する高齢者、障害者及びこれらに準ずる者をいう。）のために開設する二次的避難所をいう。また、福祉避難所で行う事業は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援を含めた相談等とされている。

福祉避難所へ入所・避難するまでの流れは次のとおりである。

福祉避難所へ入所・避難するまでの流れ

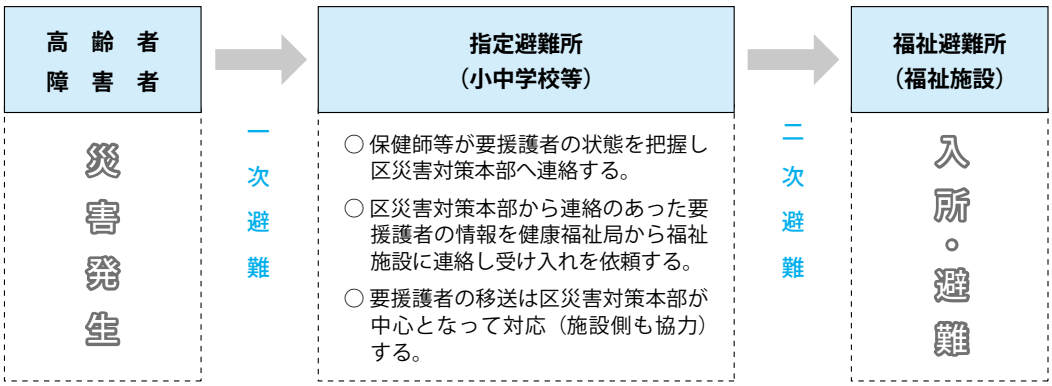

5）指定施設の福祉避難所開設状況

仙台市では、市内52ヶ所の福祉施設と協定を結んで福祉避難所を指定しており（平成23年2月現在）、そのうち、東日本大震災では、半数の26ヶ所が福祉避難所を開設した。また、市全体の福祉避難所（40ヶ所）の開設と比較した場合、全体の65％を占めた。

市全体の福祉避難所（40ヶ所）における避難者の受入人数は288人であったが、そのうち、指定施設26ヶ所の受入人数は233人で、全体の80％を占めた

なお、指定施設が福祉避難所を開設できなかった理由としては、「①ガソリンの不足等により、職員が通勤できず、法人内で支援体制を確保することができなかった」、「②デイサービスやショートステイの利用者が在所している時刻に地震が発生したことにより、利用者保護の観点から、そのまま数日間、施設に利用者を泊まらせたため、福祉避難所を開設することができなかった」によるものだった。　「仙台市健康福祉局総務課資料（平成23年8月24日）」より

福祉避難所運営実績一覧表　仙台市健康福祉局総務課資料（平成23年8月24日等より算出）

施設種別	仙台市が福祉避難所の協定を結んでいた施設数	福祉避難所を開設した施設数（うち協定を結んでいた施設の開設数）	全体の受入者数（うち協定を結んでいた施設の受入数）
老人福祉センター	4	4（ 4）	64（ 64）
障害者福祉センター	8	4（ 4）	56（ 56）
特別養護老人ホーム	37	18（ 17）	108（105）
老人短期入所施設	1	2（ 1）	33（ 8）
介護老人保健施設	0	3（ 0）	14（ 0）
小規模多機能型居宅介護施設	0	2（ 0）	4（ 0）
認知症高齢者グループホーム	0	7（ 0）	9（ 0）
社会福祉センター	2	0（ 0）	0（ 0）
合計	52	40（ 26）	288（233）

・仙台市宮城野障害者福祉センター（平成 23 年 3 月 12 日から同年 4 月 30 日まで開設）

・仙台市太白障害者福祉センター（平成 23 年 3 月 12 日から同年 3 月 31 日まで開設）

（2）福祉避難所運営にかかる本部事務局の取り組み

1）福祉避難所開設までの連絡調整

・平成 23 年 3 月 11 日

各障害者福祉センター（宮城野・若林・太白）の当日の利用者と被害の状況を確認し、仙台市障害者支援課へ報告した。

・平成 23 年 3 月 12 日

仙台市健康福祉局障害者支援課より「福祉避難所」として正式に指示を受けたことから、2 名での宿直体制を継続し、24 時間体制で福祉避難所の運営にあたることとし、その旨を仙台市障害者支援課へ報告した。

2）福祉避難所運営の工夫点

・本部事務局における人員体制の確保

本部事務局職員及び就労支援センター職員により 24 時間体制で対応した。また、名鉄観光サービス株式会社の申し出により、宿直等の協力を得た。

職員体制（本部事務局）

※日勤（8:30-17:00）　宿直（17:00-9:00）　日勤→宿直→宿直明け→休、

氏　名	3月 11日（金）	3月 12日（土）	3月 13日（日）	3月 14日（月）	3月 15日（火）	3月 16日（水）	3月 17日（木）	3月 18日（金）	3月 19日（土）	3月 20日（日）	3月 21日（月）	3月 22日（火）
事務局長	日勤	日勤・宿直	宿直明け	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤
事務局次長	日勤・宿直	宿直明け	日勤	日勤	宿直	宿直明け	日勤	宿直	宿直明け	日勤	宿直	宿直明け
M主任	/	/	日勤	/	日勤	/	/	/	/	/	日勤	宿直
O主事	日勤・宿直	宿直明け	日勤・宿直	宿直明け	日勤	宿直	宿直明け	日勤	宿直	宿直明け	日勤	日勤
M主事	日勤	日勤・宿直	宿直明け	日勤・宿直	宿直明け	日勤	宿直	宿直明け	日勤	宿直	宿直明け	日勤
H主事	日勤	休	休	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤	休	日勤	日勤	休
G主事	日勤	休	休	日勤・宿直	宿直明け	日勤	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤
K事務員	日勤	休	休	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	日勤	休	日勤	宿直
H事務員	日勤	休	休	休	日勤	日勤	忌引き	忌引き	忌引き	忌引き	忌引き	忌引き
M事務員	日勤	休	日勤・宿直	宿直明け	日勤	宿直	宿直明け	日勤	休	日勤	宿直	宿直明け
Y事務員	日勤	休	休	日勤	宿直	宿直明け	日勤	休	日勤	宿直	宿直明け	休
T事務員	日勤	休	休	休	休	休	休	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤
名鉄観光	/	/	/	/	/	/	日勤(H)	日勤(O)	日勤(H)	日勤(K)	日勤(A)	/
	/	/	/	/	/	/	宿直(T)	宿直(K)	/	/	/	/

氏　名	3月 23日（水）	3月 24日（木）	3月 25日（金）	3月 26日（土）	3月 27日（日）	3月 28日（月）	3月 29日（火）	3月 30日（水）	3月 31日（木）
事務局長	日勤	休	日勤	日勤	日勤	休	日勤	日勤	日勤
事務局次長	休	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	休
M主任	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け
O主事	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直
M主事	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤
H主事	日勤	日勤	日勤	休	日勤	日勤	日勤	休	日勤
G主事	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休
K事務員	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	日勤
H事務員	忌引き	日勤	日勤	日勤	休	日勤	日勤	日勤	休
M事務員	休	宿直	宿直明け	休	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤
Y事務員	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け
T事務員	休	日勤	日勤	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	宿直

氏　名	4月 1日（金）	4月 2日（土）	4月 3日（日）	4月 4日（月）	4月 5日（火）	4月 6日（水）	4月 7日（木）	4月 8日（金）	4月 9日（土）	4月 10日（日）	4月 11日（月）
事務局長	日勤	休	日勤	日勤	日勤	日勤	休	日勤	日勤	日勤	日勤
事務局次長	日勤	宿直	宿直明け	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け
M主任	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直
O主事	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤
M主事	宿直	宿直明け	日勤	日勤(研)	宿直	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	日勤
H事務員	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤
G主事	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤
K事務員	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直
H事務員	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤	休	日勤	日勤	日勤	日勤	休
Y事務員	休	日勤	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け
T事務員	宿直明け	休	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休

氏　名	4月 12日（火）	4月 13日（水）	4月 14日（木）	4月 15日（金）	4月 16日（土）	4月 17日（日）	4月 18日（月）	4月 19日（火）	4月 20日（水）	4月 21日（木）
事務局長	日勤	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	日勤	日勤
事務局次長	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤
O主事	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	宿直	宿直明け	休
M主事	日勤	宿直	宿直明け	日勤	宿直	宿直明け	宿直	宿直明け	宿直	宿直明け
H事務員	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤
G主事	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤
K事務員	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	日勤
H事務員	日勤	日勤	日勤	日勤	休	日勤	日勤	日勤	日勤	休
Y事務員	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け
T事務員	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休	日勤	日勤	宿直	宿直明け	休

・福祉避難所における支援者の確保

福祉避難所における宿直や傾聴の協力を得るため、専門ボランティア（点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話奉仕員、ガイドヘルパー、運転ボランティア）派遣の調整を行った。

また、平成 23 年 4 月 1 日（金）から福祉避難所の機能を仙台市宮城野障害者福祉センター 1 ヶ所に集約するに際しては、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会、宮城県介護福祉士養成施設協会、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会をはじめとした各団体の協力を頂いたが、協力を頂くための調整や事務手続きを行った。

団　体　名　等	協　力　期　間	協　力　人　数
専門ボランティア	平成 23 年 3 月 12 日（土）～同 31 日（木）	26 人 点訳奉仕員 6 人、朗読奉仕員 1 人、手話奉仕員 1 人、ガイドヘルパー 7 人、運転ボランティア 11 人
社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会	平成 23 年 3 月 31 日（木）～同 4 月 25 日（月）	10 人
宮城県介護福祉士養成施設協会	平成 23 年 4 月 4 日（月）～同 23 日（土）	22 人
社会福祉法人日本身体障害者団体連合会	平成 23 年 4 月 14 日（木）～同 24 日（日）	4 人
きょうされん	平成 23 年 4 月 18 日（月）～同 22 日（金）	1 人
一般社団法人宮城県介護福祉士会	平成 23 年 4 月 21 日（木）～同 30 日（土）	3 人

・仙台市や各障害者福祉センターとの連絡調整

避難者の受入に際しては、仙台市障害者支援課からの受入要請を受け、該当するセンターに確認した後に、受入対応の可否を回答した。なお、「要援護者受入依頼書」は使用されず、口頭による障害状況の確認となった。

また、「福祉避難所受入状況」を作成し、全センターの避難者受入状況等の把握を行った。仙台市障害者支援課へは、毎日 15 時に「福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票」を提出し、避難者の受入状況を報告するとともに、必要な物資の希望も行った。

「福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票」

3）成　　果

仙台市との「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」に基づき福祉避難所を開設し、各障害者福祉センター内の入居団体の協力を得て福祉避難所運営を行い、避難者全員が事故もなく避難所生活を終えることができた。

各障害者福祉センターから 3 時間おきに定時報告を受け、報告の内容を日報としてまとめてから仙台市障害者支援課・仙台市障害企画課に報告した。この密な連絡体制により、各避難所の状況把握を的確に行うことができた。

また、避難者受入要請や必要物資の希望など、事務局が各避難所の窓口として仙台市障害者支援課との連絡調整を一元化したことにより、①連絡体制の効率化、②情報の錯綜の防止、③福祉避難所運営の標準化を図ることができた。

社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会職員の派遣を受けるまでの流れ

財団法人仙台市障害者福祉協会

3月11日（金）	東日本大震災　発生
	当協会阿部会長が社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会中原会長から被災のお見舞いと現地状況の確認の電話を受けた際、会話のなかで「運営している施設が福祉避難所に指定され、被災された障害者、高齢者を受け入れており、介護職員が不足している」が話題になった。
3月16日（水）	当協会阿部会長と社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会中原会長が電話をした際に、厚生労働省からの要請を受けて、福岡市を通して、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会が職員の派遣を計画しているという情報を得た。
3月18日（金）	仙台市に対し、厚生労働省の要請を受けて福岡市を通して社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会の職員が仙台市に派遣される計画があることについて事実確認を行ったが、仙台市に情報はなかった。
	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会に職員の派遣の内容を確認したところ、厚生労働省から、福岡市を通して、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会に対し、職員を派遣できる期間と人数の照会があったため、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会では、3月28日の出発以降4月末まで、2週間ごとに2名を派遣する旨を回答したということであった。
3月21日（月）	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会からの職員の派遣の連絡を受けて、当協会が厚生労働省に職員派遣の受入れについて確認したところ、宮城県を通して要望してほしいとの回答であった。また、厚生労働省から各自治体への通知文書の写し「『東北地方太平洋沖地震』による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣要望について」（平成23年3月18日付事務連絡）をメールにていただいた。
3月22日（火）	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会からの職員の派遣について、当協会が直接宮城県に要望することを、仙台市から了解をいただいた。
	宮城県に「『東北地方太平洋沖地震』による社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣要望について」（平成23年3月18日付事務連絡）に係る「職員派遣要望票」を提出し、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会からの職員派遣の受け入れを要望した。
3月25日（金）	宮城県から、厚生労働省に「職員派遣要望票」を提出した旨の連絡があった。
3月26日（土）	宮城県から、災害救助費の使途が指定されず総額で国から補助された場合、人件費と滞在費が災害救助費に該当するかは宮城県が別途判断することになるとの連絡があった。
	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会から、職員にどのような支援をしてほしいか、ライフラインの復旧状況、物流等の確認があり、現状を報告した。また、主に福祉避難所の宿直を社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会の職員に協力してほしいことを依頼した。
3月27日（日）	福祉避難所（宮城野障害者福祉センター）に社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会から職員の派遣を受けることになった旨を連絡した。
3月29日（火）	宮城県から、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会の職員の派遣の期間、人数、行程、宿泊先、費用等の資料を提出してほしいとの連絡があったため、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会および名鉄観光サービス株式会社仙台支店に連絡し、交通費および宿泊費の見積もりを依頼した。
	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会の職員の派遣の期間、人数、行程、宿泊先、費用等の資料を宮城県に提出した。
3月30日（水）	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会職員について、宿直以外の日の宿泊を福祉避難所内の居室にすることを調整した。
3月31日（木）	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会の職員2名が福岡を出発した。
	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会職員の移動経路が新潟経由から山形経由になったところ、宮城県に費用にかかる資料を再度提出してほしい旨の依頼があった。
	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会の職員の派遣に係る費用の資料を宮城県に再提出した。
	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会の職員2名が到着した。

（3）仙台市宮城野障害者福祉センター福祉避難所開設報告書

1）災害発生時の対応

1．福祉避難所開設決定までの連絡調整

⑴　避難状況及び被害状況

①　仙台市宮城野障害者福祉センター利用者及び職員

仙台市宮城野障害者福祉センターの駐車場へ避難し、全員（計 99 名）の無事を確認した。

内　訳：自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業、生活訓練・生活介護事業利用者　7 名

就労移行支援事業・就労継続支援事業（B 型）利用者　6 名

貸館利用者　57 名　　職員　29 名

②　ライフライン（電気、ガス、水道）：完全に停止した。

③　施設設備等被害状況

a）エレベーター

部品が破損し、通電後も使用不可となり、平成 23 年 3 月 24 日に復旧した。

平成 23 年 4 月 7 日余震時にも故障し、使用不可となったが、軽微であったため、翌 8 日に修理、復旧した。

b）ボイラー

循環ライン配管破損により多量の水漏れが発生した。貯湯槽ドレーンコックからの排水及び循環ラインの閉塞処置により、応急的に水漏れを抑止した。

平成 23 年 3 月 29 日に応急修理を完了し、復旧した。

c）換気扇

・1 階作業室の換気扇が動作不良を起こした。

・2 階食堂の換気扇フレーム（2 基）が落下し固定基部が破損した。

d）受水槽

水位調整装置が故障したが、センサーのみの故障だったため、水道使用に不具合はなかった。

e）居室スライドドア

2 階食堂及び 3 階研修室 2 のスライドドアの滑車が破損し、ドアが脱落した。

f）陶芸釜

転倒し、基部支柱が破損した。

g）その他

・内壁小クラックが多数発生した（崩落等の危険個所等なし）。

・陶芸釜の転倒により、バルコニーの床の樹脂が裂傷した。

・下水ポンプの動作不良により浴槽排水がオーバーフロー（逆流）した。

④　仙台市宮城野障害者福祉センター利用者の送迎

a）貸館利用者は、自家用車乗り合わせ等にて各自帰宅した。

b）自立訓練等事業利用者については、道路等周囲状況の様子を見ながら 15 時 30 分頃送迎サービスを実施した。各利用者のご家族や自宅状況が懸念されたが、無事に帰宅することができた。ただし、当日利用されていた生活介護利用者の内 1 名は、自宅損壊があったため、ご家族と相談の結果、自宅へは戻らず社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会職員付添いのもと近隣指定避難所（幸町南小学校）へ一時避難し、翌日になってから帰宅した。

⑵　開設までの連絡調整

・平成 23 年 3 月 11 日

18時00分　仙台市宮城野障害者福祉センターの被害状況を本部事務局へ報告した。仙台市障害者支援課からの指示で21時00分閉館との連絡を本部事務局より受けた。

22時00分　仙台市障害者支援課からの指示で、福祉避難所開設指示の可能性があることから仙台市宮城野障害者福祉センター宿直２名体制開始との連絡を本部事務局より受けた。

・平成 23 年 3 月 12 日

午　　後　仙台市障害者支援課が来所し、毛布を搬入した。
仙台市障害者支援課より福祉避難所として正式に指定を受けた。

2．開設の準備

⑴　施設が行うこと

①　人員体制の確保

ａ）勤務表を作成した。

ｂ）宿直業務に係るスケジュール表及びシフト表を作成した。

②　受入スペース等の確保

ａ）福祉避難所設置計画書に基づき、準備を行った。

ｂ）避難者居室等の整理整頓を行った。（平成 23 年 3 月 12 日）

・避難物資集積場所：２階指導員室

・避難者受付場所：ロビー

・福祉避難所運営室及び宿直室：事務室

・その他

１階　日常生活訓練室 …… 主寝室
〃　作　業　室 …… 談話室兼寝室（夜間個室）
〃　浴　　室 …… 入浴（ガス復旧時より対応）
２階　指　導　員　室 …… 集団生活が困難な重複障害者の個室として使用
〃　食　　堂 …… 食堂兼談話室（エレベーター復旧時より使用）
〃　給　湯　室 …… 清拭・洗髪・足浴に使用
３階　研　修　室　２ …… 食堂兼談話室
〃　ボランティア活動室 …… 寝室

※エレベーターが使用不可であったこと、及び余震が多発していたことを考慮し、使用居室は１階日常生活訓練室及び作業室を使用することとした。

※３階は、既存事業の一部（生活訓練･生活介護事業、就労移行支援事業･就労継続支援（Ｂ型）事業、相談支援事業）を再開後に福祉避難所として使用した。

ｃ）居室の準備

ベッド、備蓄寝具、照明器具、空気清浄器、加湿器、パーテーション等の搬入

③　設備・備品等で供与可能なものの準備

ａ）ベッドの配置及び寝具の準備

ｂ）車椅子、訓練用マット、訓練用プラットホーム等の訓練備品。

ｃ）茶器、調理用具（簡易ガスコンロ）、食器、飲料（インスタント含む）

ｄ）血圧計、体温計、紙おむつ、使い捨てビニール手袋、ティッシュペーパー、タオル、常備薬トイレットペーパー、消毒液、加湿器

ｅ）備蓄毛布

⑵　原則として市が行うが、可能な範囲で施設が協力すること

①　介護支援者等の確保

仙台市宮城野障害者福祉センター入居他法人である社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会、社会福祉法人ゆうゆう舎の協力により対応した。

※その他協力団体等…専門ボランティア、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会、きょうされん、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、宮城県介護福祉士養成施設協会、一般社団法人宮城県介護福祉士会、アースサポート株式会社（ヘルパー派遣）

②　必要な物資の調達

「福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票」により本部事務局を通して、仙台市障害者支援課へ物資を依頼した。

3．要援護者の受入れ

⑴　要援護者の受入依頼

①　本部事務局を通して仙台市障害者支援課からの受入要請を受け、その情報に基づき仙台市宮城野障害者福祉センター受入対応の可否を判断した。

②　「要援護者受入依頼書」は使用されず、障害状況はほぼ口頭による確認だった。

③　避難者情報を基に受入スペースの割り当て、毛布準備等の具体的な受入準備を進めた。

⑵　避難者への対応

①　受入時

ａ）専門職（看護師、理学療法士）等により健康チェックを行った。

ｂ）留意事項（ADL 状況、服薬状況、禁忌事項、医療情報、緊急連絡先等）を確認した。

ｃ）その他福祉避難所に関する説明を行った。

②　避難者支援について関係機関と連携を図った。

仙台市障害者支援課、社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会、社会福祉法人ゆうゆう舎社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会、JDF、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、きょうされん、東北福祉大学、一般社団法人宮城県介護福祉士会、アースサポート株式会社等

⑶　要援護者受入状況確認等

「避難者対応状況確認表」を作成し、避難者の状態及び状況把握に努め、快適な福祉避難所生活や速やかな地域生活復帰ができるよう、その対応や環境整備を行った。

2）福祉避難所開設実績概要

1．開 設 期 間　　平成 23 年 3 月 12 日（土）～同年 4 月 30 日（土）　50 日間

2．避 難 者 数　　24 名（内 3 名避難者付添）

3．延 利 用 者　　512 名（3 月 241 名、4 月 271 名）

4．平均利用者数　　10.24 名（3 月 12.05 名、4 月 9.0 名）

5．入退所者数

【3月】

日　付	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
入　所	2	2	2	2	0	7	2	0	1	0
退　所	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	0	2	4	6	6	13	15	15	16	16

日　付	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
入　所	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0
退　所	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0
合　計	14	14	13	15	15	15	15	15	15	15

【4月】

日　付	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
入　所	2	0	0	0	0	0	0	4	0	0
退　所	2	0	0	1	1	2	0	0	1	0
合　計	15	15	15	14	13	11	11	15	14	14

日　付	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
入　所	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0
退　所	2	0	2	0	2	1	0	0	1	1
合　計	12	13	11	11	9	8	8	8	7	6

日　付	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
入　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
退　所	0	0	0	0	2	0	0	1	1	2
合　計	6	6	6	6	4	4	4	3	2	0

6．障害等種別

身体障害	重複障害	精神障害	高 齢 者	一般(避難者家族)	合　　計
3名	5名	3名	10名	3名	24名

※避難者24名中車椅子利用者11名

3）福祉避難所開設・運営に係る工夫、成果、課題

1．職員が避難者支援するに際し意識・工夫して取組んだこと

⑴　避難者への支援

避難者は介護度の高い方々が多く、夜間時においては、配置支援スタッフの人員数からは、性別ごとに居室分けをする上で、複数の居室にスタッフを振り分けることが困難であった。そのため、特に女性への配慮として、寝室ではパーテーション等の使用により、プライバシーの保護に留意し、集団生活におけるストレス過多防止等、プライバシー保護に努めた。ただし、集団感染が懸念される体調不良者や集団生活継続による体調不良者については、別途限定的に個室対応とした。

⑵　健康管理

看護師を中心に医療機関と連携し、健康の維持管理に取り組んだ。

①　バイタルチェック

看護師が随時検温や問診にて避難者の体調について確認し、また相談を受けながら、適宜助言等を行った。

②　風邪等の集団感染予防

ａ）手洗いやうがいの徹底

ｂ）体調不良者等のマスク着用

ｃ）加湿器の設置等

③　医療機関との連携

ａ）服薬等の避難者の医療情報の集積

ｂ）体調不良時における医療機関との連絡調整及び通院同行

④　生活不活発病の予防

寝室、食事、日中活動について、それぞれ居室を分けることで、できるだけ避難所生活時に動きを持たせられるよう配慮を行った。また、運動不足解消のため、理学療法士が中心となり軽運動を実施したり、支援員が中心となり様々なレクリエーションを実施したりした。

⑶　食事管理

①　栄養士が中心となり、避難者への炊き出しと栄養管理を行った。

②　重度障害者や高齢者が多く、通常非常食（アルファー米等）をそのまま食すことが困難であった。このため、非常食を再調理することで、嚥下食等個々人の身体状況や好みに合わせて食形態を変化させながら炊き出しを行った。

③　単調食材（非常食）の継続摂取による栄養の偏りを防止するため、仙台市障害者支援課への支援物資要請や近隣商店への買い出し等を積極的に行い、通常食材の確保にも努めた。

④　限られた食材での炊き出しであったため、単調な献立に対して、避難者から不満の声が挙げられたことから、同一食材を用いた調理方法にも工夫を凝らし、単調献立の改善に向けて取り組んだ。例として、レトルトクラムチャウダー（スープ）を用いて、リゾットやグラタンを提供するなど､レトルト食品を他食材と複数組み合わせて､献立のバラエティを増やした。

⑷　施設管理

①　通　信

事務室内の一般加入電話が使用できなかった。ただし、災害時優先電話（携帯）及び公衆電話については、混線状態ではありながらも、使用することができたため、本部事務局及び仙台市障害者支援課への諸連絡は、最低限とることが可能であった。

②　電　気

館内の全ての電化機器の使用が不能となった｡センター備蓄災害時用懐中電灯やローソク、職員持ち寄りによるランタン等を使用することで、最低限の明かりをとることができた。しかし、電池不足は否めず、夜間のトイレ使用時など使用制限を行った。

③　水　道

供給停止により、館内蛇口からの使用はできなかった。しかし、貯水槽（9.6t）から直接水を採取することが可能であったため、復旧までの間、飲料やトイレなど生活用水不足の問題はなかった。

④　ガ　ス

エアコン、ボイラー運転が不可であったが、炊き出しについては、カセットコンロやキャンプ用ガソリン、灯油コンロ等代替器具を職員が持ち寄り使用することにより、非常食の再調理が可能であり、おかゆなど食事形状を変えて提供しなければならない高齢者等に対しても、比較的柔軟に対応することが可能であった。

～ ライフライン復旧状況 ～

○電気：平成 23 年 3 月 17 日復旧

○水道：平成 23 年 3 月 18 日復旧

○ガス：平成 23 年 3 月 28 日復旧

※平成 23 年 4 月 7 日　余震影響により、再停止。平成 23 年 4 月 12 日　再復旧。

⑸　衛生管理

①　避難者の衛生保持のため、洗髪、清拭、足浴を日に 3 名程に分けて実施した。大凡一人当たり週 2 回清拭等対応できるよう配慮して実施した。

②　清拭等は、2 階給湯室を使用し、シャワーチェアやバスマット等を設置し実施した。

③　給湯室入口にカーテンの代わりとして、シーツを覆いながらプライバシー保護に努めた。

④　体温低下の予防対策として、電気温風機を設置した。

※しばらくの間、ガスが不通ではあったが、館内給湯室は電気式温水器であったため、通電後には、十分にお湯を使用することが可能であった。ガス復旧後は、浴室にて入浴を実施した。また、便失禁による寝具、衣服の汚染や長期同一衣服着用による不衛生さを改善するために、適宜洗濯を実施することで、避難者の衛生管理に努めた。

2．成　果

仙台市宮城野障害者センターにおける福祉避難所の開設は、法人の枠を越えて、職員が一丸となり、24 時間体制で避難者の支援を体現することができた。お互いに支え合おうとする協働姿勢が旺盛であったと感じられ、それぞれが関わる事業と職務の特性や専門性を如何なく発揮することができ、福祉避難所協定以上の役割を担うことが出来たのではと自負する。

福祉避難所の運営では、実績の無い仮想的視点での準備であったこともあり、「福祉避難所開設・運営マニュアル」と実際の運営とに大きなギャップがあることが露呈し、福祉避難所運営に翻弄させられた感が否めない。であるからこそ、福祉避難所の実践経験に基づく、現実かつ建設的な課題改善や体制強化に向けて、根拠ある働きかけや行動を起こすための土台形成ができたのではないかと思われる。

⑴　福祉避難所運営

仙台市との「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」に基づき福祉避難所が開設され、仙台市宮城野障害者福祉センター入居他法人（社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会、社会福祉法人ゆうゆう舎）並びに、専門ボランティア、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会、宮城県介護福祉士養成施設協会、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、きょうされん、一般社団法人宮城県介護福祉士会、JDF、東北福祉大学、アースサポート株式会社（ヘルパー派遣）の協力により福祉避難所運営が行われ、避難者全員が事故もなく避難所生活を終えることができた。

⑵　帰宅支援、関係機関との連携

相談員が中心となり、被災後の地域生活再開に向けて、被災者の身体及び生活状況や自宅環境等の聞き取りを行い、各関係機関と連携し、総合的支援に取り組んだ。

①　行政及び医療機関との連携・調整及び相談。
②　自宅環境整備に係る相談や調整。
③　ショートステイや施設入所等の調整。
④　ケアマネージャー、地域包括支援センター、民生委員、町内会他外部支援者との連携。
⑤　自宅損壊等による転居の相談及び調整。（仮設住宅等）
⑥　行政等からの被災者向け生活情報の提供。

⑶　職員の専門性・人的資源

支援員、相談員、看護師、理学療法士、厨房職員それぞれの専門性が発揮され福祉避難所運営が行うことができた。

⑷　支援物資

①　仙台市障害者支援課を中心に様々な機関から物資の支援をいただいた。
②　搬入物品伝票を作成し、日々在庫管理を行った。
③　物資の需要と供給バランスを考慮して、計画的活用に努めた。

※他支援物資協力機関…JDF、CILたすけっと、日本コンチネンス協会、ホープすずかけ（社会福祉法人手をつなぐ育成会より）、杉並区精神団体（社会福祉法人ゆうゆう舎釣舟理事長より）

3．課　題

⑴　市民に対しての福祉避難所に関する理解啓発について

障害者やその家族、また支援機関等から、福祉避難所は直接利用できないのか、また利用するためにはどのような手続き等が必要かという問い合わせを多く受けた。市民に対しての福祉避難所に関する理解啓発の必要性を感じた。

⑵　障害者福祉センターにおける福祉避難所の運営方法について

既存業務を全面的に停止しての福祉避難所の開設となったが、開設期間が長期化することにより、障害者福祉センターでの既存サービスの利用者や運営に大きな支障をきたすこととなった。

震災直後は致し方ないとしても、地域社会の復旧状況に合わせて、速やかに事業を再開することが必要であり、福祉避難所の開設と、障害者福祉センターの既存業務の運営を並行して行える体制づくりが望まれる。

①　生活介護事業

自宅では、家族が常時付添い介護等行っている方が殆どであり、家族の高齢化も伴って、自宅から身動きが取れず、買い物は当然ながら、物資の配給場所にすら行くことが困難であったため、家族と共に自宅にいながら危機的状況に陥ってしまうことが懸念された。

②　就労移行支援事業・就労継続支援事業（Ｂ型）

福祉避難所開設に伴い、就労移行支援事業・就労継続支援事業（Ｂ型）である喫茶ルームぱれったが約１カ月間開店できなかったため、運営に大きな打撃を与えることとなった。

⑶　福祉避難所の利用方法について

重度障害者や視覚障害者、単身生活者は、そもそも指定避難所までの避難が困難である場合が多く、福祉避難所は指定避難所での避難生活が困難な要援護者のために開設する二次的避難所であるという仕組みに課題があるのではないかと痛感した。

⑷　マンパワーの充足について

昼夜を問わない福祉避難所運営が長期化したため、仙台市宮城野障害者福祉センター職員の精神的・身体的疲弊は大変深刻なものであった。ボランティア等の協力も多々あったが、避難者の多くは重度であり、介護度の高い方々であったため、身体介護においては、ボランティアでは対応が困難な場面も多くあった。そのため、見守りや軽介助においては十分な人員体制を確保できる期間もあったものの、介護度の高い方々の介護負担に関しては軽減できる状況ではなかった。常時介護を要する福祉避難所運営は、仙台市宮城野障害者福祉センターの職員配置だけで乗り切れるものではなく、社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会や社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、一般社団法人宮城県介護福祉士会等からの協力応援により、介護技術等を習得されている人員が充分に配置されたからこそ継続運営を果たすことができたものと考える。その意味では、期間や人員に限りはあったが、各団体からの協力応援は非常に心強い助けであった。

身体、知的、精神障害においては、それぞれを専門とする職員が仙台市宮城野障害者福祉センターには配置されているが、今回の福祉避難所では介護度の高い高齢認知症の方が最も多く避難され、高齢介護を専門とするスタッフが決定的に不足していたため、その対応には大変苦慮することとなり、仙台市宮城野障害者福祉センター職員が過度に疲弊する大きな要因ともなった。福祉避難所開所にあたっては、入所対象者を考慮した専門性のある人員配置に留意することが肝要であると考える。（通常業務と福祉避難所の並行運営が行える人員配置についても検討を要す。）

⑸　災害時における通所サービス送迎の考え方について

今回の震災では、福祉避難所開設や停電等による混乱を懸念して、日没前に通所サービス利用者の送迎を実施した。早めの決断であったこともあり、利用者全員を無事自宅まで送り届けることができた。しかしながら、今回はたまたま何事もなく、無事に送迎サースを実施することができたが、当時を振り返ってみると、あらためて様々な課題や懸念事項が思量される。仙

台市宮城野障害者福祉センターの利用者からは、「送迎してもらって助かった」という感謝の声が多く、特に苦情はなかった。しかし、他の施設では、「少しでも早くご家族の元へ送り届けて安心させたい」とする施設側の思いに反して、利用者やそのご家族から、「自宅に戻された後の困難性や送迎時等の危険性を顧みない早計で非常識な対応」と批判を受けたため、家族会等を開催し、改善策（「大規模災害時には一切の送迎を中止し、家族が迎えに来るまで施設でお預かりする。」「個々人のニーズに応じて対応する」「混乱がある程度収束し、自宅や道路状況の安全が確認されてから実施する」など）について協議されたという施設もあったようである。その時の状況や状態に応じて、対応は種々様々であると考えるが、利用者及びそのご家族に対して、事前に大規模災害時における送迎のあり方についてあらかじめ説明し、理解を求めておく必要があるのではないかと考える。

⑹　支援物資及び備蓄について

通常配給されるアルファー米や乾パンは、特に高齢者や嚥下に障害を持つ方々にとっては、非常に食しにくいものであった。仙台市宮城野障害者福祉センターでの福祉避難所では、非常食を再調理し、形状を変えることで何とか食すことが可能であったが、福祉避難所に限らず、食される対象者等も考慮した非常食（レーション）の形状や種類についても見直しが必要と思われる。

また、非常食以外の通常食材については、震災後、日を追うごとに比較的入手することが可能であったが、調味料などの保存食品は支援物資も含めて入手が困難であった。今回の件を踏まえて、仙台市宮城野障害者福祉センターにおける備蓄についても見直す必要性があると言える。

4．まとめ

避難所生活の過酷さが懸念される中、福祉避難所では災害時要援護者の避難所生活のみに留まらず、地域生活への復帰についても視野を広げ、支援していくことが肝要であり、それが担うべき役割であると感じた。震災後、身体的にも精神的にも疲弊している中で、更に避難所生活が過酷であっては、誰しも地域生活への早期復帰は難しいと言える。特に災害時要援護者は、地域生活復帰後も社会が平常に戻るまでは、震災前以上に困難な生活を余儀なくされることは必至である。であるからこそ、福祉避難所では、退所後の地域生活をも考慮した、気力、体力共に十二分に回復していただくための配慮と地域生活復帰に向けた総合的支援を手厚く行っていくことが重要であると考える。

避難者対応状況確認表

氏　名		年　齢	性　別
住　所			
電　話			

受入月日	平成23年　　月　　日（　　）
概　略	
対応状況	

・使用目的　避難所受入時の初期アセスメント
・使用方法　避難者の概略と避難所対応状況について、避難所対応スタッフへ簡易的に引継ぎ行う為に使用。

食事対応状況確認表（3 月 24 日現在）

No.	氏　　名	留　意　事　項
1		
2		
3		お粥、きざみ食、パン苦手
4		お粥
5		歯を痛めているので、硬い物は小さ目に刻む。 果物は、りんごの軟らかいものを希望。その他果物は食べない。
6		丼物のようにごはんの上に乗せるものは嫌い。 白米と別にして提供。
7		野菜は温野菜を希望。
8		入院中
9		体調が戻るまで、お粥にて提供。カレーライス苦手。
１０		入院中
１１		

・使用目的　適切な食形態や嗜好の把握の共通理解及び安全配慮。
・使用方法　安全性を考慮した食形態の把握や引継ぎに活用。

	4月1日	2日	3日	4日	5日
	金	土	日	月	火
Aグループ					
M・T	日勤	日勤	日勤	日勤	公休
K・K	日勤	日勤	日勤	日勤	公休
S・Y	日勤	日勤	日勤	日勤	公休
N・T	日勤	日勤	日勤	日勤	公休
Bグループ					
S・S	日勤	公休	宿直	明番	公休
Y・A	日勤	公休	宿直	明番	公休
H・T	日勤	公休	宿直	明番	公休
Cグループ					
S・E	日勤	宿直	明番	公休	日勤
I・I	日勤	宿直	明番	公休	日勤
Y・W	日勤	宿直	明番	公休	日勤
Dグループ					
T・T	宿直	明番	公休	日勤	宿直
S・T	宿直	明番	公休	日勤	宿直
K・H	宿直	明番	公休	日勤	宿直
Eグループ					
S・T	明番	公休	日勤	日勤	日勤
M・Y	明番	公休	日勤	日勤	日勤
M・H	明番	日勤	公休	日勤	公休
Fグループ					
	公休	日勤	日勤	宿直	明番
E・K	公休	日勤	日勤	宿直	明番
T・K	公休	日勤	日勤	宿直	明番
グループ以外					
O・Y	日勤	日勤	公休	公休	日勤
S・Y	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤
U・K	準夜勤	準夜勤	公休	公休	準夜勤
S・T	準夜勤	公休	準夜勤	公休	準夜勤
B・K	公休	準夜勤	準夜勤	公休	公休
育成会					
S・E	日勤	宿直	明番	公休	日勤
O・T	明番	公休	日勤	宿直	明番
T・K	公休	日勤	日勤	公休	日勤
S・A	日勤	日勤	公休	公休	日勤
K・S	準夜勤				
ゆうゆう舎					
Y・S	明番	公休	日勤	公休	日勤
F・A	公休	日勤	宿直	明番	公休
M・Y	日勤	日勤	日勤	公休	日勤
Y・Y	宿直	明番	公休	日勤	宿直
若林センター					
K・T	宿直				
U・S		日勤			
太白センター					
就労支援センター					
N・H	公休				
K・S	公休				
スポ協					
S・K	明番				
運転ボラ					
福岡身障協会					
Y・M	日勤	宿直	明番	宿直	
K・K	宿直	明番	宿直	明番	
I・T					宿直
A・Y					

・使用目的　職員体制(夜間勤務体制含む)の管理
・使用方法　職種や勤務形態等を考慮し、夜間対応を含む日々の人員体制に偏りが生じないよう、また機能的に避難所運営が行えるよう、職員を小グループ化し、職員体制の管理を行った。

仙台市健康福祉局障害者支援課生活支援係あて（添書不要）

（FAX：２２３－３５７３）

福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票【　　月　　日（　　）分】

センター名　宮城野障害者福祉センター

記入者名

※毎日午後4時までに送信してください。

１．避難者数

避難者数：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，市を通さずに直接対応した人：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，機能訓練利用者数：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，生活介護利用者数：男性（　　）人・女性（　　）人

２．必要物資について

※あくまでも，「各地から届いた救援物資の中に，希望のものがあれば配送の段取りをする」ための資料です。記入された物資の確保をお約束するものではありませんので，ご了解願います。

※燃料は除きます。

	名称	規格	単位	数	備考
	【記入方法】アルファ米⇒何食，飲用水⇒ペットボトル500ｍｌを何本，紙おむつ⇒大人用Ｌを何枚，トイレットペーパー⇒何ロール，のように，規格や単位をわかりやすく記入してください。				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

３．その他連絡事項

・使用目的　障害者支援課へ避難者数と必要物資の報告。
・使用方法　毎日16時までに事務局を経由して障害者支援課へメールを送信した。

（4）仙台市若林障害者福祉センター福祉避難所開設報告書

1）災害発生時の対応

1．福祉避難所開設決定までの連絡調整

⑴　避難状況及び被害状況

①　仙台市若林障害者福祉センター利用者及び職員

仙台市若林障害者福祉センターの駐車場へ避難し、全員（計 46 名）の無事を確認した。

内訳：自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業、生活介護事業利用者　10 名

仙台市障害者小規模地域活動センター利用者　3 名　貸館利用者　8 名

職員　25 名

②　ライフライン（電気、ガス、水道）：完全に停止した。

③　施設設備等被害状況

a）エレベーター：停止した。

b）建物外周ブロック：沈降・隆起した。

c）事務室パソコン：1 台が落下し故障した。

④　仙台市若林障害者福祉センター利用者の送迎

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業と生活介護事業利用者 10 名のうち、20 時 00 分までに 9 名を自宅及び避難所へ送迎した。1 名は家族の迎えにより帰宅した。

⑤　地域住民の仙台市若林障害者福祉センターへの一時避難

15 時 10 分　地域住民約 4 名が仙台市若林障害者福祉センターに避難し、仙台市若林障害者福祉センターの送迎車輌内で 20 時 00 分まで過ごしたが、家族等の迎えにより避難所等へ移動した。

⑵　開設までの連絡調整

平成 23 年 3 月 11 日

18時00分　仙台市若林障害者福祉センターの被害状況を本部事務局へ報告した。

仙台市障害者支援課からの指示で 21:00 閉館との連絡を本部事務局より受けた。

22時00分　仙台市障害者支援課からの指示で、福祉避難所開設指示の可能性があることから仙台市若林障害者福祉センター宿直 2 名体制開始との連絡を本部事務局より受けた。

平成 23 年 3 月 12 日

午　　後　仙台市障害者支援課が来所し、毛布を搬入した。

仙台市障害者支援課より福祉避難所として正式に指定を受けた。

2．開設の準備

⑴　施設が行うこと

①　人員体制の確保

a）勤務表を作成した。

b）引継書を作成し、職員間の情報の共有を図った。

②　受入スペース等の確保

福祉避難所設置計画書に基づき、準備を行った。（平成 23 年 3 月 12 日）

・避難者居室整備：1 階社会適応訓練室、1 階日常生活訓練室

・避難物資集積場所：1 階女子更衣室

・避難者受付場所：ロビー

・福祉避難所運営室及び宿直室：事務室

・非常用食材の調理及び朝・夕食材料の準備：２階食堂（平成 23 年３月 21 日設置）

③　設備・備品等で供与可能なものの準備

ａ）ベッドの配置及び寝具の準備

ｂ）車椅子、訓練用マット、訓練用プラットホーム等の訓練備品

ｃ）茶器、調理用具（簡易ガスコンロ）、食器、飲料（インスタント含む）

ｄ）血圧計、体温計、紙おむつ、使い捨てビニール手袋、ウエットティッシュ、タオル、常備薬、ティッシュペーパー、トイレットペーパー、消毒液、加湿器

ｅ）　備蓄毛布

⑵　原則として市が行うが、可能な範囲で施設が協力すること

①　支援者（生活相談員等）の確保

仙台市若林障害者福祉センター入居他法人（社会福祉法人つどいの家、社会福祉法人共生福祉会）の協力により対応した。

②　必要な物資の調達

「福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票」により本部事務局を通して、仙台市障害者支援課へ物資を依頼した。

３．要援護者の受入れ

⑴　要援護者の受入依頼

①　本部事務局を通して仙台市障害者支援課からの受入要請を受け、その情報に基づき仙台市若林障害者福祉センター受入対応の可否を判断した。

②　「要援護者受入依頼書」は使用されず、障害状況はほぼ電話連絡による確認だった。

③　避難者情報を基に受入スペースの割り当て、毛布準備等の具体的な受入準備を進めた。

⑵　避難者への対応

①　受入時

ａ）日直職員及び専門職（看護師、理学療法士）等により健康チェックを行った。

ｂ）留意事項（ADL 状況、服薬状況、禁忌事項、医療情報、緊急連絡先等）を確認した。

ｃ）その他福祉避難所に関する説明を行った。

②　避難者支援について関係機関と連携を図った。

仙台市障害者支援課、ＣＩＬたすけっと、社会福祉法人つどいの家、社会福祉法人共生福祉会　等

⑶　要援護者受入状況等報告

①　個人ケース記録により、避難者が関わる各関係機関に状況を報告した。

②　「福祉避難所受付表」を使用し、本部事務局へ避難者の状況を報告した。

③　福祉避難所閉鎖に伴い避難者の地域生活環境整備に係る調整を行った。

各区障害高齢課、介護支援専門員、地域包括支援事業所相談員、居宅介護事業所、家族、災害ボランティアセンター等

2）福祉避難所開設実績概要

1．開設期間　　平成23年3月12日（土）～同年3月31日（木）　20日間

2．避難者数　　9名

3．延利用者　　62名

4．平均利用者数　　2.95名／日

5．入退所者数

日　付	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
入　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2
退　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	3

日　付	23	24	25	26	27	28	29	30	31	4/1	合計
入　所	3	0	1	0	0	0	2	0	0	0	9
退　所	0	0	0	0	0	0	1	0	6	2	9
合　計	6	6	7	7	7	7	8	8	2	0	62

6．障害等種別

知的障害	精神障害	高齢者	合　計
3名	2名	4名	9名

※避難者9名中車椅子利用者2名

2）福祉避難所開設・運営に係る工夫、成果、課題

1．職員が避難者支援するに際し意識・工夫して取組んだこと

⑴　避難者への支援

a）福祉避難所は「生活の場」であるため、避難者ご自身の時間が持てるようにパーテーションを使用し、仕切られた空間を作るよう心掛けた。

b）自立支援を基本に障害状況に合わせた身体介護に努めた。

c）利用者と会話する機会を多く持ち、安心して福祉避難所で生活していただくことに心掛けた。

d）避難者への精神的サポート支援（避難者の理解、傾聴、見守り、声がけなど）に努めた。

e）過剰なサービスにより避難者が福祉避難所への依存心を強く持つことにならないよう適度な距離感を保つような支援を心掛けた。

f）プライバシーを考慮した生活環境の提供（ベッドや居室の配置、ベットメイク、居室の整理整頓など）に努めた。

⑵　健康管理

a）バイタルチェック

朝・夕の定時バイタルチェックを行い、健康状態の把握に努めた。

b）風邪等の集団感染予防

消毒液や加湿器を設置し、感染症予防に努めた。また、体温低下の予防策として、電気・石油ストーブを設置した。発熱者や希望者にはホットパックを湯たんぽの代用品として使用してもらった。

c）医療機関との連携

体調不良時における医療・支援機関との連絡調整を行った。また、服薬管理（病院への服薬内容の問合せや薬の保管など）を行った。

d）生活不活発病の予防

自宅と同じ活動量を維持できるよう、避難者に聞き取りを行い、それに基づいて支援を行った。

⑶　食事管理

センター栄養士が日々の献立を作成し、食事メニューが重ならないように工夫した。また、非常食を加工するなど、栄養バランスを考えた献立の作成に努めた。調理については、厨房職員が朝、昼、夕、三食の食事を担当した。

⑷　施設管理

a）通　信

事務室内一般加入電話１台が使用可能であったため、本部事務局及び仙台市障害者支援課等への諸連絡はとることが可能であった。

b）電　気

館内全ての電化機器の使用が不能となった。センター備蓄の災害用懐中電灯やローソク、職員持ち寄りのランタン等を使用していた。

c）水　道

断水の為、若林区役所に了承を得た上で公園の水道水を飲食用に使用した。また、浴槽から汲んできた水をトイレの前に設置し、それを利用してトイレを流すなどの工夫をした。

d）ガス

エアコン、ボイラー、ガスコンロが使用不可となった。通常使用しないストーブを使用していたことから、ストーブの取り扱いについてマニュアルを作成し、事故のないよう職員間で共有した。また、調理はカセットコンロを使用して行った。

～ ライフライン復旧状況 ～

センターのライフライン復旧に伴い、センター設備確認状況一覧表を使用して異常等がないか確認を行った。

○電気：平成 23 年３月 17 日復旧

○水道：平成 23 年３月 18 日復旧

○ガス：平成 23 年４月５日復旧（都市ガス）

※ただし、平成 23 年４月１日～同月５日までプロパンガスを仮設した。

⑸　衛生管理

避難者の衛生保持のため、避難者の体調に応じて適宜清拭を行った。また、支援物資の歯ブラシを提供し、口腔ケアを行ってもらった。

２．成　果

⑴　福祉避難所運営

仙台市との「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」に基づき福祉避難所が開設され、仙台市若林障害者福祉センター入居他法人（社会福祉法人つどいの家・社会福祉法人共生福祉会）の協力により福祉避難所運営が行われ、避難者全員が事故なく避難所生活を終えることができた。

⑵　帰宅支援、関係機関との連携

福祉避難所が避難者の一時的な住まいであることを前提に、帰宅に向けて家族や行政機関・福祉サービス事業者との連絡調整を行い、ほとんどの利用者が避難所終了時に自宅やレスパイト利用等へ混乱なくつなぐことができた。

※避難所集約のため、帰宅先が決まらなかった避難者２名は平成 23 年３月末を以て仙台市宮城野障害者福祉センターへ移動となった。

⑶　職員の専門性・人的資源

支援員、相談員、看護師、理学療法士、厨房職員それぞれの専門性が発揮され福祉避難所運営が行われた。

⑷　支援物資

ａ）仙台市障害者支援課を中心に様々な機関から物資の支援をいただいた。

ｂ）物資管理票を作成し、在庫管理を行った。

ｃ）物資の需要と供給バランス、賞味期限を考慮して、計画的に活用した。

３．課　題

⑴　市民に対しての福祉避難所に関する理解啓発について

障害者やその家族、また支援機関等から、「福祉避難所は直接利用できないのか？」「利用するためにはどのような手続き等が必要か？」という問い合わせを多く受けた。市民に対して、福祉避難所に関する周知が必要だと感じた。

⑵　障害者福祉センターにおける福祉避難所運営方法について

ａ）福祉避難所は指定避難所への避難者と比較して設備、支援が充実している。福祉避難所の支援や介助が手厚い場合、在宅等のこれまでの住環境よりも快適な生活の場の提供となる可能性があるため、指定避難所の退所支援と同様に、在宅生活に戻れるよう将来を見据えた避難所対応を行っていかなければならないと感じた。

ｂ）避難者の医療ニーズについて、障害者福祉センターには医師がいないため、退院後に福祉避難所へ避難された方などが体調を崩して発熱された場合（特に夜間帯）の看護体制に不安が生じた。また、もともと想定していた避難者よりも実際に避難者は医療ニーズが高く、対応に苦慮した。

ｃ）避難後の生活をコーディネイトしたり、サービスの利用を調整する体制が確立されていなかったため、再度検討が必要だと感じた。

⑶　福祉避難所の利用方法について

ａ）避難者一人ひとりの生活リズム（就寝時間、食事時間等）が異なるため、ストレスを抱えてしまう方がいた。

ｂ）健康な方と体調不良の方が一緒の部屋だったため、咳、くしゃみ等で眠れず、睡眠不足を起こす方がいた。

ｃ）多動や奇声を発する方との部屋割りの課題があった。

精神障害の方から知的障害の方の多動や会話が気になるという意見があり、最初は障害種別に関係なく全員同室にしていたが、部屋を分けた。しかしそれでも、知的障害の方が勝手に他の部屋に入ってしまう事が何度かあった。

居室スペースやマンパワーにも限りがあるため、障害特性に合わせた支援に苦慮した。

ｄ）避難者の生活（行動）に対する責任の所在について、自己責任の明示とルール作りが必要だったが、検討の時間がなく、準備できなかった。精神障害の避難者から夜間（22 時頃）に外出したいとの要望があり、戻りの予定時刻も把握していたが、戻り予定時刻になっても戻らず、携帯電話に連絡しても繋がらないという事が何度かあった。

今回は問題なく避難所に戻ってこられたが、万一深夜の外出先で事故や事件に巻き込まれた場合や、日中でも職員が気付かぬうちに外に出てしまい、事故に遭った場合などの責任の所在はどうなるのか。避難所の運営側として、避難者の生活をどこまで把握すれば良いのか、非常に難しいと感じた。そのため、「福祉避難所開設・運営マニュアル（仙台市指定施設向け）」の見直しが必要だと感じた。

⑷　マンパワーの充足について

ａ）仙台市若林障害者福祉センターでは、入居他法人（社会福祉法人つどいの家・社会福祉法人共生福祉会）の協力を得て福祉避難所運営を行うことができたが、職員も被災者であるため、十分な人員確保が困難になる場合があり、人員体制の確保について検討する必要があると感じた。

ｂ）介助の上では、同性介助の難しさを感じた。避難者の性別と職員の性別が必ず合致するとは限らないため、職員の人員体制の確保に苦慮した。

ｃ）様々な障害者を受け入れる福祉避難所において、支援者は多様な障害特性への理解や福祉的配慮、専門的な支援技術が求められるため、その人材確保が必要である。

⑸　災害時における通所サービス送迎の考え方について

今回の震災で送迎中の事故はなかったが、送迎エリア内にて津波被害が発生した。このことから災害時における送迎エリア内の危険箇所・留意点を明確にすること、発災後の道路状況等安全確認方法を確立することが必要ではないかと考える。

⑹　支援物資および備蓄について

ａ）物資については、要求しても確保されないものがあった。また、主な食糧はアルファ米や水であった為、職員が持ち寄った野菜などを避難者へ提供した。生活するための備蓄品の確保について、ライフラインが寸断された期間はカセットコンロ、飲料水、電源、暖房、燃料なども十分でなかったため、福祉避難所運営が困難だった。

ｂ）情報関連機器の整備（通信手段の確保）については固定電話や携帯電話が通じない場合の代替通信手段（非常用の無線機等）の検討が必要である。また、手動式のラジオや乾電池の備蓄が必要である。

ｃ）冷暖房設備の確保について、仙台市若林障害者福祉センターの空調はガス式であるため、断ガスの期間は使用できず、避難所での暖房は、石油ストーブ、電気ストーブを用いた。しかし、石油ストーブは余震により転倒・出火したり、知的障害者が触れて火傷をしたりするリスクがあるため、暖房は空調の方が安全であると感じた。今後は複数の熱源の確保を検討した方が良いと感じた。

ｄ）今回は避難者が少なかったためなんとか対応できたが、部屋が分かれれば分かれるほど人員や備品（ストーブ等）が必要となる。限られた人員や物資の中でのやりくりが課題であると感じた。

４．まとめ

仙台市若林障害者福祉センターでは日頃から地域との連携強化に努めているが、福祉避難所については事前周知を図っていなかった。また、今回の震災で、危険や不安、不便の中で、地域の指定避難所へ避難することさえできずに、自宅に留まるしか方法を持たない多くの在宅障害者がいることが浮き彫りとなった。

今回の震災では福祉避難所の運営についても、地域で生活する在宅障害者についても、様々な課題が挙げられているが、我々センター職員や行政の対応にも限界がある。その際に力を貸してくれるのは、やはり身近で生活する地域の方々だと考えている。

緊急時の協力体制は平常時の理解や信頼の上に成り立つということを念頭に、今後も地域の方々との関係構築に努めていきたい。障害のある方が安心して生活できる地域を作っていけるよう、日頃のセンター運営から障害者福祉の普及啓発に努め、地域福祉の充実、災害時の体制作り努めていきたい。

仙台市若林障害者福祉センター　福祉避難所対応勤務表

・使用目的　職員体制（夜間勤務体制を含む）の整備
・使用方法　職種・勤務形態ごとの勤務を一覧化し、職員体制を管理した。
被災した職員も存在し、出勤できる職員で体制を整えた。
入居団体（つどいの家、共生福祉会）職員にも協力いただき、避難者支援にあたった。

	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	（金）	（土）	（日）	（月）	（火）	（水）	（木）	（金）	（土）	（日）	（月）	（火）	（水）	（木）	（金）	（土）	（日）	（月）	（火）	（水）	（木）
所長	日勤・宿直	日勤	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	公休	日勤	日勤	日勤	日勤	日勤	公休	公休	日勤	日勤
主事	日勤・宿直	日勤	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	公休	日勤	公休	宿直	明け	公休	日勤
支援員	日勤	日勤・宿直	日勤	休み	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	日勤	日勤	公休	宿直	明け	公休	日勤	日勤	宿直	明け	公休
支援員	日勤	日勤・宿直	日勤	休み	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	公休	日勤	公休	宿直	明け	公休	日勤	日勤
支援員	日勤	日勤	日勤・宿直	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	公休	公休	宿直	明け	公休	日勤	日勤	宿直	明け
支援員	日勤	日勤	日勤・宿直	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	日勤	宿直	明け	日勤	日勤	公休	宿直	明け	公休	日勤	公休	宿直
支援員	出勤	年休	公休	公休	年休	年休	年休	年休	出勤	公休	公休	出勤	出勤	公休	出勤	出勤	出勤	公休	出勤	出勤	年休
支援員	出勤	出勤	公休	公休	年休	年休	年休	年休	年休	公休	公休	出勤	出勤	出勤	公休	出勤	公休	出勤	出勤	出勤	出勤
支援員	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤	出勤	出勤	年休	公休	公休	出勤	公休	年休	出勤	出勤	出勤	公休	出勤	出勤	年休
支援員	出勤	年休	公休	公休	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	公休	公休	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引	忌引
支援員	出勤	年休	公休	公休	年休	年休	年休	年休	年休	公休	公休	出勤	出勤	出勤	公休	出勤	出勤	公休	出勤	出勤	出勤
支援員	出勤	年休	公休	公休	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤	公休	出勤	出勤	公休	出勤	年休	出勤	出勤
支援員	出勤	年休	公休	公休	年休	年休	年休	年休	年休	公休	公休	年休	年休	年休	年休	年休	公休	公休	年休	年休	年休
栄養士	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤	出勤	年休	出勤	公休	公休	出勤	出勤	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤	出勤	出勤
調理師	出勤	出勤	公休	公休	年休	年休	年休	年休	年休	公休	公休	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤	年休	年休	出勤	出勤
調理補助	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤
貸館事務員	出勤	公休	出勤	公休	公休	出勤	公休	公休	出勤	出勤	公休	公休	出勤	出勤	出勤	公休	公休	公休	公休	公休	出勤
貸館事務員	公休	出勤	出勤	公休	年休	公休	公休	出勤	公休	出勤	公休	出勤	出勤	公休	公休	出勤	公休	公休	公休	出勤	出勤
貸館事務員	公休	出勤	公休	公休	公休	出勤	出勤	出勤	公休	公休	公休	公休	公休	出勤	公休	出勤	出勤	公休	出勤	公休	公休
貸館事務員	出勤	公休	公休	公休	出勤	公休	出勤	公休	出勤	公休	公休	出勤	公休	公休	出勤	公休	出勤	公休	出勤	出勤	公休

仙台市健康福祉局障害者支援課生活支援係あて（添書不要）

（FAX：２２３－３５７３）

福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票【　　月　　日（　　）分】

センター名　若林障害者福祉センター

記入者名

※毎日午後4時までに送信してください。

１．避難者数

避難者数：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，市を通さずに直接対応した人：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，機能訓練利用者数：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，生活介護利用者数：男性（　　）人・女性（　　）人

２．必要物資について

※あくまでも，「各地から届いた救援物資の中に，希望のものがあれば配送の段取りをする」ための資料です。記入された物資の確保をお約束するものではありませんので，ご了解願います。

※燃料は除きます。

	名称	規格	単位	数	備考
	【記入方法】アルファ米⇒何食，飲用水⇒ペットボトル500ｍｌを何本，紙おむつ⇒大人用Ｌを何枚，トイレットペーパー⇒何ロール，のように，規格や単位をわかりやすく記入してください。				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

３．その他連絡事項

・使用目的　障害者支援課へ避難者数と必要物資の報告。
・使用方法　毎日16時までに事務局を経由して障害者支援課へメールを送信した。

氏　名　様(　　歳男性・女性)

病名：

手帳：

ADL：

食事：

移乗：

移動：

排泄：

服薬：

●備考

・

●注意

・

●緊急連絡先

・緊急連絡先：
・かかりつけ医療期間：
・主たる支援者：

●受入れからの確認事項等

（5）仙台市太白障害者福祉センター福祉避難所開設報告書

1）災害発生時の対応

1．福祉避難所開設決定までの連絡調整

① 避難状況及び被害状況

仙台市太白障害者福祉センター利用者及び職員

長町南１丁目公園へ避難し、全員（計 46 名）の無事を確認した。

内　訳：自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業、生活介護事業利用者　16 名

相談支援事業サロン利用者　３名　　職員　27 名

② ライフライン（電気、ガス、水道）：完全に停止した。

③ 施設設備等被害状況

ａ）エレベーター：停止し、地震感知器が故障した。

ｂ）火災報知機：基盤が故障した。

ｃ）館内掛時計：４箇所の掛時計が落下し、故障した。

ｄ）電気時計：予備バッテリーが切れてしまった。

ｅ）スチールラック（２階給湯室倉庫）：破損した。

ｆ）書棚：破損した。

ｇ）湿温度計（厨房）：１箇所の湿温度計が故障した。

ｈ）ラジカセ：生活介護事業の備品２台が破損した。

ｉ）外周アスファルト：３箇所にひび割れが発生した。

ｊ）床コンクリート：１階非常階段部にひび割れが発生した。

ｋ）建物周囲アスファルト：５箇所（建物南側、側溝コンクリートと土間の隙間）が沈下した。

ｌ）建物西側雨樋：ジョイントが１箇所分離した。

ｍ）２階食堂エアコン：部品が破損した。

④ 地域住民の仙台市太白障害者福祉センターへの一時避難

18時00分　地域住民等 120 ～ 130 人が仙台市太白障害者福祉センターのロビーや作業室等へ避難した。

20時30分　長町南コミュニティーセンター及び長町南児童館が避難所として開設されたため、地域住民等の避難者はそれらの避難所へ移動した。

⑤仙台市太白障害者福祉センター利用者の送迎

自立訓練（機能訓練・生活訓練）事業及び生活介護事業利用者 16 名と、相談支援事業サロン利用者３名を、22 時までに全員自宅又は避難所へ送迎した。

2）開設までの連絡調整

1．平成 23 年３月 11 日

18時00分　仙台市太白障害者福祉センターの被害状況を本部事務局へ報告した。
仙台市障害者支援課からの指示で21時00分閉館との連絡を本部事務局より受けた。

20時30分　仙台市障害者支援課からの指示で21時00分閉館にこだわらないとの連絡を本部事務局より受けた。

22時00分　仙台市障害者支援課からの指示で、福祉避難所開設指示の可能性があることから仙台市太白障害者福祉センター宿直２名体制開始との連絡を本部事務局より受けた。

22時30分　仙台市障害者支援課来所。被害状況等を確認した。

2．平成 23 年 3 月 12 日

仙台市障害者支援課より福祉避難所として正式に指定を受けた。

3．平成 23 年 3 月 13 日

9 時52分　飲料水、非常食を仙台市障害者支援課にて受取するよう指示があった。

3）開設の準備

1．施設が行うこと

① 人員体制の確保

勤務表を作成した。

② 受入スペース等の確保

福祉避難所設置計画書に基づき、準備を行った。（平成 23 年 3 月 12 日）

a）避難者居室：作業室、日常生活訓練室

b）物資集積場所：相談室、脱衣室

c）受付場所：ロビー

d）福祉避難所運営室及び宿直室：事務室

e）臨時電話：ロビー（平成 23 年 3 月 15 日設置）

f）食材調理及び朝・夕食材料準備：食堂

③ 設備・備品等で供与可能なものの準備

a）ベッドの配置及び寝具の準備

b）車椅子、訓練用マット、畳、訓練用プラットホーム等の訓練備品

c）茶器、調理用具（簡易ガスコンロ）、食器、飲料（インスタント含む）

d）血圧計、体温計、紙おむつ、使い捨てビニール手袋、ティッシュペーパー、タオル、常備薬、トイレットペーパー、消毒液、加湿器、男性用尿器

e）備蓄毛布

2．可能な範囲で施設が協力すること

① 介護支援者等の確保

仙台市太白障害者福祉センター入居他法人である社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会や、専門ボランティアの協力により対応した。

② 必要な物資の調達

a）「福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票」により本部事務局を通して、仙台市障害者支援課へ物資を依頼した。

b）「物資受入リスト」を作成し、送り元、受取日時、物資内容、数量等を明記するようにした。

4）要援護者の受入れ

1．要援護者の受入依頼

① 本部事務局を通して仙台市障害者支援課からの受入要請を受け、その情報に基づき仙台市太白障害者福祉センター受入対応の可否を判断した。

② 「要援護者受入依頼書」は使用されず、ほぼ口頭による障害状況の確認だった。

③ 避難者情報を基に受入スペースの割り当て、ベットメイク等の具体的な受入準備を進めた。

2．要援護者受入リストの作成

福祉避難所日報に要援護者受入リストを添付して太白区災害対策本部へ毎日提出した。

3．避難者への対応

① 受入時

ａ）日直職員及び専門職（看護師、作業療法士）等により面談を行った。

ｂ）留意事項（ADL 状況、服薬状況、禁忌事項、医療情報、緊急連絡先等）を確認した。

ｃ）その他福祉避難所に関する説明を行った。

② 避難者支援について関係機関と連携を図った。

仙台市障害者支援課、各区障害高齢課、町内会（炊き出し提供、情報交換、連携等）

アースサポート（避難者居宅介護支援）、アシスト仙台（避難者居宅介護支援）

専門ボランティア（話し相手、見守り支援）

仙台市健康増進センター（体操指導（生活不活発病）予防）

仙台市精神保健福祉総合センター（心のケア）、太白区家庭健康課（口腔ケア）

山陰労災病院医療チーム（健康診断）、かさはらＬクリニック（健康診断）

4．要援護者受入状況等報告

① 要援護者受入リストにより、状況を太白区災害対策本部に報告した。

② 福祉避難所閉鎖に伴い避難者の地域生活環境整備に係る調整を行った。

各区障害高齢課、介護支援専門員、地域包括支援事業所相談員、居宅介護事業所、家族災害ボランティアセンター等

5）福祉避難所開設実績概要

1．開 設 期 間　平成 23 年 3 月 12 日（土）～同年 3 月 31 日（木）　20 日間

2．避 難 者 数　10 名（内付き添 1 名）

3．延 利 用 者　149 名

4．平均利用者数　7.45 名／日

5．入退所者数

日　付	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22
入　所	0	2	3	0	2	1	1	0	0	0
退　所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合　計	0	2	5	5	7	8	9	9	9	9

日　付	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
入　所	0	1	0	0	0	0	0	0	0	10
退　所	0	0	0	0	0	0	1	1	8	10
合　計	9	10	10	10	10	10	9	8	0	149

6．障害等種別

身体障害	重複障害	精神障害	高 齢 者	合　　計
4 名	3 名	1 名	1 名	9 名

※避難者 9 名中車椅子利用者 6 名

6）福祉避難所開設・運営に係る工夫、成果、課題

1．職員が避難者支援するに際し意識・工夫して取組んだこと

① 避難者への支援

ａ）福祉避難所は「生活の場」であり、避難者ご自身の時間や空間が持てるよう、ベッドや居室の配置・整理整頓、パーテーション使用などプライバシーを考慮した生活環境の提供に努めた。また自立支援を基本に障害状況に合わせた身体介護に努めた。

b）健康診察や口腔ケア・リハビリ体操・ボランティアの受け入れなど避難者の意向を伺いながら受け入れ調整を行うとともに、利用者との交流や会話する機会を多く持ち、安心して福祉避難所で生活していただくことに心掛けた。

c）避難者の理解、傾聴、見守り、声がけ、散歩の付添など避難者への精神的サポート支援に努めた。

d）過剰なサービスにより避難者が福祉避難所から出たくないという依存心を持たないように適度な距離感を保つような支援に心掛けた。

② 健康管理

看護師を中心に医療機関と連携し、健康の維持管理に取り組んだ。また避難者の健康・障害状態が一目で分かるように、福祉避難所避難者情報を作成し、事務室内に掲示した。

a）バイタルチェック

避難者健康チェック表を用いて朝・夕の定時バイタルチェックを行い健康状態の把握に努めた。

b）風邪等の集団感染予防

消毒液や加湿器を設置し感染症予防に努めた。

体調不良者等へのマスクの着用に努めた。

c）医療機関との連携

病院への服薬内容の問合せや薬の保管など服薬管理を行った。

低血糖時の具体的対応方法を明示し、身体不調などの緊急時に備えた。

d）生活不活発病の予防

起居動作などの介助方法の指導を行ったほか、作業療法士が中心となり、避難所で移動方法が変わった避難者へ車椅子の操作方法や、帰宅に向けた杖歩行訓練と支援員が中心となり様々なレクリエーションを実施した。

③ 食事管理

a）栄養士が中心となり、避難者への炊き出しと栄養管理を行った。

b）食材が限られていたので献立表を作成し、食事メニューが重ならないように工夫し単調献立の改善に向けて取り組んだ。

c）非常食を加工した献立と栄養バランスを考えた食事メニューの作成に努めた。

d）厨房職員が昼食の調理提供と、朝・夕に提供する食材の計量など食事準備を担当した。

④ 施設管理

a）通　信

事務室内の一般加入電が使用できなかった。ただし、災害時優先電話（携帯）及び公衆電話については、混線状態でありながらも、使用することができたため、本部事務局及び仙台市障害者支援課への諸連絡は、最低限とることが可能であった。また3月15日にはNTTより防災臨時電話を4台設置していただき、避難者の通信手段の確保ができた。

b）電　気

館内の全ての電化機器の使用が不能となった。センター備蓄災害用懐中電灯やローソク等を使用することで、最低限の明かりをとることができた。しかし、電池不足は否めず、夜間のトイレ使用時など使用制限を行った。

c）水　道

供給停止により、館内蛇口からの使用はできなかった。しかし隣接公園の水道は使用可能

であった。また、洋式トイレ各室に屑カゴを設置し、使用したペーパーを屑カゴに入れるように徹底を図り、トイレ詰まりを防ぐことができた。

d）ガ　ス

ボイラーの運転と厨房機器の使用が不可だったため、炊き出しについては、カセットコンロ等を職員が持ち寄り使用することにより、非常食の再調理が可能であり、おかゆなど食事形状を変えて提供しなければならない高齢者等に対しても、比較的柔軟に対応することが可能であった。

～ ライフライン復旧状況 ～

○電気：平成 23 年 3 月 16 日復旧

○水道：平成 23 年 3 月 16 日復旧

○ガス：平成 23 年 4 月 14 日復旧（都市ガス）

※ただし、平成 23 年 4 月 3 日～同月 14 日までプロパンガスを仮設した。

⑤　衛生管理

手浴・足浴・着替え等を行い清潔保持に努めた。

体温低下の予防対策として、毛布とカイロの配布及び、停電のため使用不可だった、エアコンに変わりストーブを使用し居室の暖房に努めた。

※しばらくの間、ガスが不通ではあったが、館内給湯室は電気式温水器であったため、通電後には、十分にお湯を使用することが可能であった。また、便失禁による寝具、衣服の汚染や長期同一衣服着用による不衛生さを改善するために、適宜洗濯を実施することで、避難者の衛生管理に努めた。

2．成　果

①　福祉避難所運営

仙台市との「福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定」に基づき福祉避難所が開設され、仙台市太白障害者福祉センターの入居他法人（社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会）の協力により福祉避難所運営が行われ、避難者全員が事故もなく避難所生活を終えることができた。

②　帰宅支援、関係機関との連携

相談員が中心となり、被災後の地域生活再開に向けて、被災者の身体及び生活状況や自宅環境等の聞き取りを行い、各関係機関と連携し、総合的支援に取り組んだ。

a）福祉避難所が一時的な避難者の住まいであることを前提に、帰宅支援に向けた家族や行政機関・福祉サービス事業者との連絡調整を行い、避難者全員が避難所終了時に自宅やグループホーム等へ混乱なく帰宅できた。

b）町内会が運営する隣接の指定避難所と、情報交換を行ったり炊出しの提供を受けたりするなど、地域との協力・連携が図れた。

c）口腔ケアやリハビリ体操のサービス提供を受けるなど、行政機関との連携が図られた。

③　職員の専門性・人的資源

支援員、相談員、看護師、作業療法士、厨房職員それぞれの専門性が発揮され福祉避難所運営が行われた。

④　支援物資

仙台市障害者支援課を中心に様々な機関から物資の支援をいただいた。

a）搬入物品伝票を作成し、日々在庫管理を行った。

b）物資の需要と供給バランスを考慮して、計画的活用に努めた。

3．課　題

① 市民に対しての福祉避難所に関する理解啓発について

障害者やその家族、また支援機関等から、福祉避難所は直接利用できないのか、また利用するためにはどのような手続き等が必要かという問い合わせを多く受けた。市民に対しての福祉避難所に関する理解啓発の必要性を感じた。

② 障害者福祉センターにおける福祉避難所の運営方法について

福祉避難所開設・運営マニュアルと実際の運営に相違があった。

a）開設に係る具体的な連絡調整役である区災害対策本部福祉避難所連絡員担当者からの連絡はなかった。

b）福祉避難所開設・運営マニュアルに示された人員体制の確保に関して、当直職員の配置による施設管理にとどまらず避難者の日中・夜間の介護、見守り等生活全般の支援が必要であった。

c）支援者の確保に関して区から担当職員配置の連絡はなかったが、区障害高齢課職員による避難者への聞き取りや相談対応等は随時行われていた。

d）福祉避難所の開設訓練により、職員の役割と業務内容、行政の役割や連絡調整方法、非常用備蓄物資等の確認を行う必要がある。

e）福祉避難所設置計画書の見直しが必要である。

・受け入れ避難者数と職員配置数を再考する必要がある。

・ライフライン事情に合わせた清潔保持支援（入浴・洗髪・洗濯など）のあり方を検討する必要がある。

③ 福祉避難所の利用方法について

a）福祉避難所開設・運営マニュアルでは受け入れ対象者は「原則として常時介護を要しない在宅の高齢者、障害者等」であったが、実際は重度障害者で ADL 全介助の方も避難者として受け入れた。

b）介助を要する避難者についてはヘルパー等の派遣による対応となっているが、１名の避難者を除き、仙台市太白障害者福祉センター勤務職員により日中及び夜間対応を含め避難者介助を行った。

④ マンパワーの充足について

昼夜を問わない福祉避難所運営は、仙台市太白障害者福祉センター職員の精神的・身体的疲弊は大変深刻なものであった。仙台市太白障害者福祉センターには、それぞれを専門とする職員が配置されているが、常時介護等を要する避難者を受け入れる福祉避難所の運営は仙台市太白障害者福祉センターの職員配置だけで乗り切れるものではなく、多くのボランティア等の協力応援により、無事に乗り切ることができた。

避難者の多くは重度で介護度の高い方々が多く、身体介護においては、ボランティアでは対応が困難なことが多く、仙台市太白障害者福祉センター職員が対応したが、介護度の高い高齢認知症の方や精神的に不安定な方などを専門とするスタッフが決定的に不足しているため、福祉避難所開所にあたっては、入所対象者を考慮した専門性のある人員配置に留意することが肝要であると考える。

⑤ 災害時における通所サービス送迎の考え方について

今回の震災では、在宅者の安否確認や福祉避難所の開設準備に並行して、通所サービス提供事業（自立訓練及び生活介護事業）利用者の帰宅対応（送迎サービス）に奔走した。日没前に通所サービス利用者の送迎を実施したが、早めの決断であったこともあり、利用者全員を無事

自宅まで送り届けることができた。しかしながら終了した時刻は大規模停電による信号機の機能停止や混乱した状況の中での送迎であったため、22時過ぎの終了となった。有事における送迎サービスの実施では、実状と認識に懸隔さがあり、また課題も多く感じられた。大規模停電時における信号機の機能停止や夕方や夜間時の路面状況、周囲の状況の安全確認が出来ないことや、余震による２次的被害が想定されることなど、その時の状況や状態に応じて、対応は種々様々であると考えるが、利用者及びそのご家族に対して、事前に大規模災害時における送迎のあり方（「大規模災害時には一切の送迎を中止し、家族が迎えに来るまで施設でお預かりする。」「個々人のニーズに応じて対応する」「混乱がある程度収束し、自宅や道路状況の安全が確認されてから実施する」など）についてあらかじめ説明し、理解を求めておく必要があるのではないかと考える。

⑥　支援物資及び備蓄について

通常配給されるアルファー米や乾パンは、特に高齢者や嚥下に障害を持つ方々にとっては、非常に食しにくいものであった。仙台市太白障害者福祉センターの福祉避難所では、非常食を再調理し、形状を変えることで何とか食すことが可能であったが、福祉避難所に限らず、食される対象者等も考慮した非常食(レーション)の形状や種類についても見直しが必要と思われる。

また、今回の大震災は３月だったこともあり、暖房、防寒対策について、停電時のエアコンの機能停止など非常に苦慮したが、今後、厳冬期（１～２月）や夏期（６～８月）に発生した際の暖房・防寒用品や衛生管理用品など今回の件を踏まえて、仙台市障害者福祉センターにおける備蓄についても見直す必要性があると言える。

４．まとめ

今回の大震災時においては地域の町内会等の福祉避難所の理解や支援協力体制の確保、人員体制の確保など、常日頃からの顔の見える関係づくりが非常に重要であるとあらためて再認識させられたほか、在宅で避難生活をされた障害者の中には福祉避難所の存在すらしらないという声も聞かれたため、今後より一層の福祉避難所の周知啓発の必要性があると考える。

また避難所生活の過酷さが懸念される中、福祉避難所では災害時要援護者の避難所生活のみに留まらず、地域生活への復帰についても視野を広げ、支援していくことが肝要であり、それが担うべき役割であると感じた。震災後、身体的にも精神的にも疲弊している中で、更に避難所生活が過酷であっては、誰しも地域生活への早期復帰は難しいと言える。特に災害時要援護者は、地域生活復帰後も社会が平常に戻るまでは、震災前以上に困難な生活を余儀なくされることは必至である。であるからこそ、福祉避難所では、退所後の地域生活をも考慮した、気力、体力共に十二分に回復していただくための配慮と地域生活復帰に向けた総合的支援を手厚く行っていくことが重要であると考える。

仙台市太白障害者福祉センター　福祉避難所開設期間勤務表

	氏名	3·11 金	12 土	13 日	14 月	15 火	16 水	17 木	18 金	19 土	20 日	21 月	22 火	23 水	24 木	25 金	26 土	27 日	28 月	29 火	30 水	31 木	4·1 金	2 土	11 月	12 火	13 水	14 木	15 金	16 土	17 日	18 月	19 火
仙障協会	所長	○	／		■	○	／	休	○	／	休	■	休					休		休													
	支援員	○	／	○	／	休	○	休	■	○	／	休	■	○	／	休	○	／	休	■	○	／	休										
	支援員		○	／	休	■	■	○	／	休	■	休	休	休	休	休	休	休	休	○	／	休											
	専門職	休	休	休	○	／	休	■	○	／		○	／	休	■	○	／	休	■	○	／	休											
	主事			○	／	休	○	／	休	■	○	／	休	○	／	休	■	○	／	休	■	○	／	休									
	相談員	休	休		■	○	／	休	休	○	／	休	○	／	休	■	○	／	休		○	／	休										
	相談員		○	／	○	／	休	○	／	休	○	／	休	■	○	／	休		○	／	休	■											
育成会	支援員			休	休					休	○	／		休	○	／	休		○	／	休												
	支援員			休	休						休		○	／	休		休	○	／	休		○	／	休									
	支援員			休	休					休		○	／	休		○	／	休		○	／	休											
	支援員			休	休					○	／	休	○	／	休		休	○	／	休		○	／	休									
仙障協会	看護師	休	休	休	休		休	休				○	／	休		○	／	休															
	相談員	休		休	休			■	■		休	休		○	／	休	○	／	休	休	○	／	休										
	相談員			休	休	■	■				休	休	休	休	○	／	休		○	／	休												
	非常勤支援員	休	休	休	休	3	3	3	3	3	休	3	休	3	3	3	3	休	3	3	休	3											
	非常勤支援員	休	休	1	1	1	1	1	1	休	1	1	1	1	休	休	1	1	休	1	1	1											
	非常勤支援員	休	休	1	1	1	1	1	1	休	休	1	1	1	1	休	1	休	1	1	1	1											
	非常勤支援員	休	休	3	3	3	3	休	3	3	1	休	休	3	休	3	3	3	休	3	休	3											
	非常勤支援員	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
	常勤支援員	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
	貸館事務員	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
	貸館事務員	休	休	休	休	休	休	休				休				休				休													
	貸館事務員		休		休					休				休				休				休											
	貸館事務員	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休	休											
	栄養士				休						休	休						休	休														
	調理師			休	休				休			休					休		休														
	調理補助			休	休						休		休					休		休													

空欄	出勤	常勤職員8:30～17:00
○	夜勤	16:30～9:00
／	夜勤明け	
休	休暇	
1	早番	8:30～15:15
3	遅番	10:00～16:45
■	日直	

貸館事務員16:15～21:15　　厨房職員9:00～15:35

- 使用目的　職員体制（夜間勤務体制を含む）の整備
- 使用方法　職種・勤務形態ごとの勤務時間調整及び役割分担を一覧化し、職員体制を管理した。被災した職員も存在し、出勤できる職員で体制を整えた。

物資受入リスト

NO.1

食料	数	送り元	物品	数	送り元
3／１２ バナナ	150 本	太白区街づくり推進課	3／１２ 毛布	20 枚	障害者支援課

・使用目的　避難物資及び寄付品の管理

・使用方法　食料・物品と種類を分け、物資在庫状況を管理するとともに、依頼した物資が届いているかどうかを確認するために使用した

仙台市健康福祉局障害者支援課生活支援係あて（添書不要）

（FAX：２２３－３５７３）

福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票【　　月　　日（　　）分】

センター名　太白障害者福祉センター

記入者名

※**毎日午後4時まで**に送信してください。

１．避難者数

避難者数：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，市を通さずに直接対応した人：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，機能訓練利用者数：男性（　　）人・女性（　　）人

※うち，生活介護利用者数：男性（　　）人・女性（　　）人

２．必要物資について

※あくまでも，「各地から届いた救援物資の中に，希望のものがあれば配送の段取りをする」ための資料です。記入された物資の確保をお約束するものではありませんので，ご了解願います。

※燃料は除きます。

	名称	規格	単位	数	備考
	【記入方法】アルファ米⇒何食，飲用水⇒ペットボトル500ｍｌを何本，紙おむつ⇒大人用Ｌを何枚，トイレットペーパー⇒何ロール，のように，規格や単位をわかりやすく記入してください。				
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

３．その他連絡事項

・使用目的　障害者支援課へ避難者数と必要物資の報告。
・使用方法　毎日16時までに事務局を経由して障害者支援課へメールを送信した。

5．加入団体の取り組み

（1）仙台市身体障害者福祉会 ―― 会長　相　澤　新　弥

会員の安否確認

震災直後電話が繋がらず会員の安否確認が全く出来なかった。

電話復旧に 10 日以上かかり安否確認に手間取った。

青葉、若林、宮城野、各区の分会長を通じて電話復旧後、少しずつ安否確認を行った。団体として会員の安否確認にはどの様に取り組んだら良いのか今後の課題として上げられる。

連絡網の再確認

会員の再確認の為、新名簿作成。10 日以上電気が復旧しないため身動きが取れなかった。

ガソリンは 2000 円分のみの給油なので、福祉プラザまで出向くのにも無理があった。（震災当日は、福祉プラザから宮城野区まで帰るのに 7 時間 30 分もかかった。）

今後の課題

震災をテーマに研修会は行ったが、まだまだ会の中での話し合いが少ない様に思われる。今後の課題として難題が残されている。

3 月 11 日の震災は、海岸沿いの被災者が多かったように思われる。小学校の避難所に行って見たが、下肢障害者が避難するには無理難題が多かったように思われた。足の踏み場も無い所に、靴を脱いで歩いて行って席を設けさせて貰う。その靴を脱ぐ動作さえ何か支えがないと脱げない。

腰を掛けさせて貰ったがトイレに立つ事さえ、何もつかまる所がないため立てない。非常に困難な状況だった。障害の状況により色々あるが、考えさせられる事が、まだまだ山ずみだ。

結局、電気が復旧する 10 日間は車中泊だった。

今後の取り組み

当会の理事の緊急連絡網を作成して会員との連絡体制を密にする。

指定避難所を個々が確認しておく。

（2）仙台市視覚障害者福祉協会 ―― 会長　高　橋　秀　信

1）取り組み内容

安否確認

・震災直後から回線の復旧を待って、電子メール・電話での登録会員への安否確認を行った。

・確認が取れなかった会員については、日本盲人福祉委員会で作る東日本大震災視覚障害者支援対策本部の協力を得て、会員宅への訪問調査を実施。

情報提供

・電子メール利用者には、ネット上で掲載されていた生活支援情報・行政からのお知らせ等をその都度提供。

・ネットを利用していない会員には、それらの中から抜粋した情報を音声や点字で定期的に提供。

被災状況の把握

・電話・電子メール・文書等での被災状況の聞き取り。

・集まった義援金を被害の大きかった会員にお見舞金として配布。

連絡網の再構築

・会員名簿の登録連絡先の再確認。

・電子メールを利用している会員には、連絡を容易にするために、メールアドレスの登録を推奨。
・会員が連絡先を一定期間留守にする場合は、できるだけ事前に連絡することを周知。
・会員間の連絡を密にするために、新たに会員名簿を発行。

2）これからの取り組み

・加盟団体の日本盲人会連合を中心とした防災・避難マニュアル作りへの協力。
・防災意識を高めるための啓蒙活動や研修等の企画。
・会員の声を吸い上げ、行政等への的確な要望実行。
・組織に所属していない視覚障害当事者に対し、会への加入を促し、共に支え合う地域社会の構築。

（3）仙台市聴覚障害者協会 ―― 会長　松　本　克　之

1）震災前からの取り組み

公共交通機関等へ、災害下における情報保障として電光表示による案内等の徹底を呼びかけたが、実際には効果は得られず。

2）震災時の対応

音が聞こえないことから、津波の襲来に気づかないなどの情報の遅れ。近所の方や家族の協力があって助かったというケースが多い。避難所に一人でいる聴覚障害者はコミュニケーションの問題から情報が把握できず孤立。避難所では食糧配給の放送が聞こえず、待ち続けたり、周囲の後を追う人も。重要な情報源となるテレビが使用不可の状況では、震災関連情報取得の遅れも見られた。（３日後に津波を知った方も。）停電により、携帯を使用できず、聴者は公衆電話を利用できるが、聴覚障害者の通信方法のメールやFAX、テレビ電話は使用できず連絡が取れない。避難所を巡回して安否確認を行うものの、ガソリンの問題で作業が難航。そこで各避難所に「聴覚障害者がいる場合は連絡を」と張り紙で周知。

3）震災後の対応

生活関連の申請手続きでは、誤った情報を得る事態。手話通訳の必要性を再認識。スーパー、コンビニ、ガソリンスタンドでは、店員のお知らせが音声のみ。在庫切れの商品、整理券要・不要や配布時間等、張り紙による情報提供の必要性を感じた。震災ストレスを持つ方も多い。

4）復興への取り組み

復興には、そして福祉向上には、人とのつながりが必要であり、聴覚障害者は常に近隣の人々との関わりをもち、手話通訳が近くにいない場合でも顔見知りの人に協力を依頼できるような環境作りが大切である。事業等を通してそれらの理解を促すとともに、一方聴者へは、手話だけでなく筆談・口話・空書等の代替手段があること、緊急時の情報提供として紙に書く等について周知。また、災害対策として避難所に設置されたテレビの字幕表示等も検討。

（4）宮城県喉頭摘出者福祉協会・立声会仙台支部 ―― 支部長　橘　川　尚　文

電話回線の復旧をまって会員の安全を確認した。

（5）仙台市泉区身体障害者福祉協会 ―― 会長　我孫子　經　廣

1）発災時からの経過

平成23年3月11日（金）14時46分　東日本大震災発生（M９）

・電気・ガス・水道ストップ家財倒壊の中から災害用カンパンと水で一夜を明かす。（この間、どこからも安否確認連絡なし）

平成 23 年 3 月 13 日（日）17 時 30 分

・電気復活で電話使用可能になる。

平成 23 年 3 月 13 日（日）18 時 00 分

・役員連絡体制により会員へ安否確認を要請した結果 13 分会のうち 5 分会と連絡がとれず。

平成 23 年 3 月 14 日（月）10 時 30 分

・福島第 2 原発で自衛隊連絡よりマスク使用、外出禁止等の情報をラジオで聞く。
この事を会員へ知らせようとしたが、混乱を招くおそれがあると思い、各会員が情報をもとに各自対処してほしいと思い断念する。

平成 23 年 3 月 15 日（火）

・ガソリン不足。7 時間待ち 2,000 円分だけ給油

平成 23 年 3 月 25 日（金）9 時 00 分

・仙台市障害企画課へガソリン給油について問い合わせしたが、透析患者のみ優先と回答がある。

平成 23 年 6 月 26 日（日）

・東日本大震災被害状況調査（会員 108 名）
全壊 1 件　大規模半壊 4 件　半壊 23 件　入院 4 名

2）今後の取り組み

・町内会・民生委員・障害者との緊急時の連絡体制（特に車いすの人）
・指定避難所を確認しておく……災害の時は直ちに指定避難所に行く。
家にいては誰も助けてくれないので。

（6）宮城県脊髄損傷者協会仙台支部 ―― 支部長　佐　野　陸　郎

宮城県脊髄損傷者協会では、震災直後より会員の安否と所在の確認、そしてその状況に応じ必要な支援活動を続けてまいりました。

脊髄損傷者の多くは、下半身機能の全てに障害を持っており、それは排尿・排便が困難となる内蔵機能にも影響があります。今回、震災により避難した会員の多くが、避難所での排泄に苦労していました。車いすで利用できるトイレがあれば良いのですが、避難所の多くはそのような設備は整っておらず、大勢が雑魚寝している体育館などの一角知で無理に自宅に留まっていたと言う会員も多数に上りました。老人や障害者の為に福祉避難所が開設されたとのニュースが流れたのは、震災後数日が経過してからのことです。しかしその福祉避難所へ行くためには、一般避難所において医師や看護師の判断と指示によって移動させられるとの事で、無理に自宅に留まっていた人にはどうしてよいか戸惑っていたといいます。

ライフライン復旧の遅れもまた、私どもには多大な影響がありました。地域によっては水道の復帰に 1 カ月以上、都市ガスにいたっては 2 ヶ月以上もとまっていたのです。脊髄損傷者の多くは、先に申しましたとおり膀胱機能に障害を持つものが多く、排尿困難があり自己どう尿をしなくてはなりません。自分でカテーテルを尿道に入れて行うわけですが、その際は手指を洗って清潔に保つ必要があります。使用後のカテーテルは水洗いして消毒液を満たしたケースに収めます。清潔な水の不足は、このような作業に影響し、結果として膀胱内に雑菌が入ってしまい、発熱したとの報告も複数ありました。

このような状況の中、必要な支援として薬品類の手配や簡易ベッド・褥瘡予防マットなど全国の仲間からの支援物資とともに届けてまいりました。また、前記のように我々にとって劣悪な環境でしかない避難所から救出し、安心できる環境の場所への誘導もしてまいりました。

一例として、山形県東根市にある障害者温泉保養施設への誘導があります。震災直後に私どもの山形県支部の手配により、数組の会員が家族ともども避難しておりました。しかしそれは全くの自費であり、一人一泊数千円の費用が発生し、10 日間以上複数家族での避難には数十万円の支払いが必要でした。ここはその後、仙台市障害者福祉協会と山形県身体障害者福祉協会のご尽力により山形県が福祉避難所の指定とし、その後は費用負担なしで利用させてもらえた施設です。

自宅が大規模半壊となり、近所の小学校の体育館で避難生活を続けていた首から下の全身障害を持つ会員は、その悲惨な避難生活を NHK の放送で紹介されたほどでしたが、無事この施設に連れ出すことができました。その後、仮設住宅の入居においては宮城野障害者福祉センターで相談に乗ってもらい、市営住宅のバリアフリー完備された部屋に入れてもらうことができました。

しかし、このような成功例もありましたが、避難所において体調を崩してしまい入院を余儀なくされた会員も複数いたことを付け加えておきます。

（7）全国低肺機能者グループ東北白鳥会仙台支部 ―――――――――――――― 会長　髙　橋　　昭

平成 23 年 3 月 11 日午後 2 時 46 分に発生した「東日本大震災」に際して酸素ボンベを必要として居られる会員各位は白鳥会が主催しているリハビリ教室で学んだ呼吸法を身につけて居たので自宅で落ち着いてこれを実践し「大変助かりました」との報告を沢山頂きました。

この大震災に際しまして東北白鳥会は、いち早く酸素ボンベの供給業者テイジン在宅医療と連携して行動に移り NHK テレビ局や河北新報社の御協力を得て生活関連情報として「酸素ボンベを必要とする方はここへ電話をください」との広報を長期間報道して頂いきました、このことによって助かった方々が沢山居られたことと存じます感謝のほかはありません。酸素ボンベを供給する会社もフクダライフテックや医器研等がありますが配達の問題、ボンベの互換性やカニュラの問題など今後の課題でありましょう。

この震災では 2 万人もの人々が亡くなられました。多くは津波による溺死で 90%を占めましたが避難所でも 200 人もの方々が亡くなられました。津波で押し流されずぶ濡れのままで避難所に辿りつき、火の気もない小雪の降る寒さの中で体を寄せ合って夜を過ごし肺炎や心筋梗塞、精神的なストレスなどで亡くなられたのでした。若し、避難所に酸素ボンベ等が用意されていたら助かった方が居られたかとの思いが残ります。このような非常時態に対処するにはそれなりの準備と政府の迅速な対応が肝心で、自衛隊病院からの医師団を派遣し野戦病院設置が必要だと思いました。勿論自衛隊の活躍は素晴らしくヘリコプターによる人命救助、食糧補給、行方不明者の捜索、瓦礫処理などに大変な活躍をされました。全国からも多くのボランテアの方々が駆け付けて下さり米軍の友達作戦始め世界の国々からも応援に来て頂き感謝のほかありません。

仙台市では予め震災に備えて公立の小中高校を一次避難所と定め町内会を中心に避難訓練を行い各地に防災資機材倉庫を設け食料や毛布などを保管し障害者の為には二次避難所として包括支援センターのある老人ホームを指定してましたが、マグネチュード 9、震度 7 という大きな地震が 5 分間も続き、大きな揺れでマンションの住民は崩れ落ちて死ぬのではないかという恐怖に陥ったと云います。町での被害は建屋 849 棟が危険、1,453 棟が要注意の評価を受けました。周辺の住宅団地では崖崩れや陥没、住宅も半壊などの被害を受けました。一次避難所に避難した方々はマンション生活者が多かったのですが「隣の人は何する人ぞ」の閉鎖的な方も居られ今後の課題でありましょう。避難所では先生方が体育館にゴザを敷いたり暖房機を据えたり不眠不休の大活躍でした。町内会では地区社協と炊き出しや簡易トイレの組み立て、飲料水の配給、民生委員は高齢者や障害者家庭訪問し安否確認を行うなどの活躍をされましたが「個人情報保護法」は今後に課題を残しました。障害者にとっ

てはやはり向う３軒両隣の助け合いこそが肝心であると思います。しかしながら当日障害者の方々、寝た切りの方、酸素ボンベを持った方々は家庭で携帯ラジオや灯油ストーブで夜を過ごした方が多かったのです。一次避難所での受け入れ態勢も保健室、障害者用トイレや二次避難所への誘導などが今後の課題でした。さらに二次避難所も食料などの余裕が無くベットも寝室も無いため受け入れを断られるケースもありました。

白鳥会としては往復はがきや電話で会員の安否確認を行い 27 名ほどの会員が被害を受けたことを確認しました。中には津波で住宅を流され避難所生活者も居られましたし病院に入院された方や診療所で点滴を受けられた方など総会懇談会を開いて事情を伺いねぎらいましたが重ねて起こった福島の原発事故での周辺会員の精神的なショックは図り知れないものがありました。

震災直前、白鳥会は県の協力も得て石巻赤十字病院の髙橋純子看護副部長先生を講師に呼吸器のお話とリハビリの実際を介護師さん達を交えて実施しましたが間もなく起こった大震災に大変お役に立てたと存じました。

今回の東日本大震災から 10 ヶ月 7,000 回以上の余震が続いて居ります、これから起こるであろう東海・東南海地震、津波の対策が急がれます。

（8）特定非営利活動法人みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会 ―――――― 理事長　松　本　隆　一

1）３月下旬特定非営利活動法人みやぎ・せんだい中途失聴難聴者協会内に災害対策本部設置

2）情報発信

・地震直後から安否確認など、みやぎ難聴協会のメーリングリストにて情報提供。

・３月下旬より、災害対策宮城本部の活動等についてツイッターで情報発信。

・４月 10 日に当協会機関誌「みみっと」震災特集号を発行。ホームページにも掲載し、一般の方に公開。

3）会員の安否確認

・難聴協会メーリングリストで会員間の情報交換により安否報告が自発的に始まる。

・確認のとれていないところは当協会事務局から一人一人に FAX やメールにて安否確認を行った。FAX が通じないところには、災害対策本部宮城のスタッフである要約筆記者から電話。

4）被災状況や支援ニーズ調査

・東北地方太平洋沖地震における難聴者の被災状況・支援ニーズに関するアンケートを作成し、調査を行う。

・当協会での被災については全壊が一名のみで他の会員については一部損壊が多かった。このため、他の障害者団体よりは比較的支援は少なかったようだ。

5）県、市関係機関、関係団体との連携

・宮城県、仙台市、仙台市障害者福祉協会に対し聴覚障害者への配慮を要請。また、聴覚障害関連情報があれば連絡を依頼。

6）関係機関、関係団体との連携

・東日本大震災聴覚障害者救援宮城本部（宮城県ろうあ協会内に設置）、（社）日本補聴器販売店協会 東北地方太平洋沖地震対策窓口店舗、JDF 東北関東大震災被災障害者総合支援本部・みやぎ支援センター、被災障害者を支援するみやぎの会（仙台市障害者福祉協会内に設置）

7）要約筆記団体との連携について

・災害対策宮城本部に早くから、要約筆記サークル、全要研宮城県支部、パソコン要約筆記文字の都の代表が参加し、支援を受けながら対応。

8）訪問支援活動

・東北地方太平洋沖地震における難聴者の被災状況・支援ニーズに関するアンケートから地域の方、家族の方とのコミュニケーションが充分でないため淋しい思いをしている会員が多いことからピアサポートなど訪問支援活動を行うことを決めた。

・安易なピアサポートを避けるため、支援スタッフは、聴覚障害者の専門家による、ピアサポート研修会（宮城教育大学内）を実施

・被災者訪問（仙台市会員は延べ 5 回訪問）

9）集団サポート

アンケートから同じ障害、中途失聴、難聴を持つみんなと会いたいというニーズがあったことから集団サポートを企画した。いずれの集まりでも、会員同士再会できた喜びの声が。互いの被災状況、近況報告等、震災関係の話題が主。

・4 月 24 日　青年部でお花見会を開催。14 人参加。

・5 月 22 日　対策本部として仙台市で茶話会を開催。33 人参加。要約筆記者を入れると 40 名超。

・7 月 3 日　総会終了後の茶話会開催。40 名参加。

・8 月 6 日　県北（大崎市）でも開催。20 名定員のところ 30 名超える参加者あり。

・8 月 28 日　トータル・コミュニケーション教室（手話・読話勉強会）・例会といった当協会通常の事業が再開。30 名の参加があった。

（9）公益社団法人日本オストミー協会仙台市支部 ―――――――――― 支部長　齋　藤　幹　夫

1）会員の安否確認

震災発生後、区毎に役員が分担してライフライン混乱の中、安否確認を実施し会員の安全を確認した。

沿岸部居住者が少なかったことから犠牲者はなかった。

2）ストーマ装具の提供

オストメイトの必需品であるストーマ装具は関係機関から提供を受け、宮城県・仙台市・装具メーカー・販売店等と協力して被災市町村・避難所に届けた。また、仙台市では各区役所に配分した。

3）被災者への対応

病院での相談・装具の提供があり、また、医療関係者の被災地・避難所への訪問相談が行われた。

オストミー協会仙台市支部として避難所に「オストメイトへの装具の提供及び相談窓口」になっていることの案内表示をし、また、NHK 仙台放送局に案内放送を依頼した。

4）研修会の開催

東北労災病院の舟山副院長の体験に基づいた「大震災の経験から考えるオストメイトへの支援」と題する講演による研修会を開催した。

大震災を再認識するとともにその対処法等を習得した、装具は 2 週間分持ち出せるよう、また、分散して保管すること等多くを学んだ。

5）災害時の課題

・早急な安否確認の方法の確立 。

・ストーマ装具の備蓄と早急な供給ルートの確立。

・避難所での生活空間の確保。

・オストメイトについて自治体・事業者等の支援者への周知及び広報。

※オストメイトとは人工肛門・人工膀胱（ともにストーマをいう）を保有する人を言う。ストーマ装具と呼ばれる袋を腹部に常時装着している。

（10）財団法人星陵心臓友の会 ―― 会長　渡　部　　格

会報「こどう」による会員への情報提供を行った。ライフライン等の断絶により会員の安否確認は行えなかった。

（11）日本筋ジストロフィー協会宮城県支部 ―― 会長　佐　藤　隆　雄

1）震災直後に電話が繋がらず、会員の安否確認が全く出来なかった。

・団体として、いち早く会員の安否確認をするためにどうするか。

2）人工呼吸器装着の筋ジス患者は、震災の停電時に電源の確保ができず生命の危機に遭遇した。

・病院に緊急入院

・消防署に行き充電

・車のバッテリーから充電 etc

・停電時の電源確保のため発電機を準備するよう進めている。

3）ガソリン不足でヘルパーの介護が受けられず、当協会運営の施設に避難した。

・介護事業所ヘルパーの足の確保をどうするか。

4）泉区の避難場所で拒否され、２日間車中で避難した。

・福祉避難所の有無について知らなかった。

・会員の安全確保のための避難場所と避難方法をどうするか。

5）福祉有償運送車両、会員から通院等の送迎の要請があってもガソリン不足で走行できず。

・震災時の緊急車両と同様に福祉団体等車両にガソリンの優先供給を要す。

（12）仙台市太白区障害者福祉協会 ―― 会長　狩　野　勝　幸

○平成 23 年 3 月 11 日、14 時 46 分［東日本大震災発生］

↓

○電話にて、会員の安否確認

○平成 23 年 4 月 28 日［役員会］

・安否確認報告

・６月５日に開催の定期総会案内状の返信葉書に、被災状況を記入してもうらうようにする。５月５日に案内状発送。

○平成 23 年 5 月 11 日［臨時役員会］

・安否確認報告

・今後、災害時の為に役員が分担して会員の安否を確認出来るよう、会員連絡名簿を作成することとする。

・会員へ災害見舞金について話し合う。

○平成 23 年 6 月 5 日［平成 23 年度定期総会］

・東日本大震災の被災者の方へ見舞金を出すことを承認してもらう。

○平成 23 年 6 月 28 日［役員会］

・安否確認報告

・中学校学区別に分けて作成した、災害時の会員連絡名簿の連絡担当者を決める。

・会員の被災状況

□全　　壊：1 名

□大 規 模 半 壊：2 名

□半　　壊：3名
□床　上　浸　水：1名
□怪我をして入院：1名

この度の大震災に際し会員及び替助会員の安否確認や被災状況の把握に役員が郵便や電話等の手段で努力しましたが、本人が避難したり引越した等のためかなりの時間を要しました。このような災害時の一部の役員が全体に連絡徹底する事は大変な作業であることが分かり、この度の経験をふまえ、連絡網を作成する事にしました。これにより役員は責任を分担しあい、連絡する事ができました。

(13) みやぎ盲ろう児・者友の会 ―― 会長　早　坂　洋　子

1）平成23年3月15日～同4月13日

盲ろう者に面会し、安全確認と困っていることの聞き取りを行った。

2）平成23年7月9日～同10日

岩手県において開催された東北5県の盲ろう者友の会の情報交換会に参加して、震災直後からの状況について情報交換を行った。（全参加者数45名　うち宮城県5名）

3）平成23年8月17日および平成23年8月20日

平成23年9月1日（日）に放送されたNHKネットワーク「東日本大震災　盲ろう者に何が起きたか」の取材協力を行った。

4）平成23年8月21日

仙台市福祉プラザにおいて「震災時に困ったこと・今後準備しておく必要のあるもの」について話し合いを行った。（参加者18名　うち盲ろう者5名）

(14) 仙台ポリオの会 ―― 会長　阿　部　一　彦

東日本大震災～仙台ポリオの会メンバーはどう動いたか～（アンケートを中心にして）

2011年3月11日午後2時46分、北関東から東北にかけて太平洋・日本近海を震源とするM9.0の巨大地震に見舞われました。地震と、それに続く津波による被害は甚大なものでした。地震発生から5ヶ月経った今でも、ガレキの撤去は進まず避難所で暮らす人は相当な数に上ります。

仙台ポリオの会では現在のメンバーで亡くなった人はおりませんでした。しかし、被害は相当なもので住宅だけでも全壊・大規模半壊8戸（津波によるもの4戸）、半壊4戸というものでした。ほとんどの持家は一部損壊以上の被害でした。

震災に遭い会員がどの様な状況に置かれ、どう行動したかをアンケートで収集し今後に活かそうと考えたわけです。

アンケート送付人数	返　送　人　数	回　　収　　率
48人	40人	83%

7月3日配布・最終回収日7月28日

1）考　察

今回の震災は被害の範囲の広さ、被災者の多さ、その上、福島原発爆発による放射性物質による汚染被害と多岐に亘っています。被災している場所も立地条件も違うので一律の対応ではどうにもなりません。それがやっとこの頃分かってもらえるようになったようです。

質問内容で、障がい者ならではの質問をすることができなかったことは悔やまれます。「補装具をはずして寝ることができるようになったのはいつ頃」等。ですが、自由記述に詳しく書いている

人もあり、参考になりました。

「障がい者と言うより被援助者（重病人なども含む必要があるので、この用語を使います）はどうしても弱い立場に置かれる」このことが、はっきりした災害だと思います。ボランティアで 20 ケ所以上の避難所を廻りましたが、車椅子の人を見かけたのは福島県“たいら体育館”と岩手県“リアスホール”だけでした。他にもいたかもしれませんが、非常に少ないことは確かです。ものを買うにしても健常者と同様に並んで買うことはできない人もいます。ディズニーランド方式など知恵を働かせることも必要でしょう。

・避難所について

今回のアンケートで見る限り、何処の避難所も下肢障がい者にとって心地よいものではなかったようです。避難所そのものが体育館であること、車椅子用トイレが外にあること（履き物の着脱が不自由ですので雨の日などはますます大変です）足の踏み場のない平面を松葉杖や補装具を着けた足で歩くことの困難さは想像以上のものがあります。下肢障がい者であるが故に入口で寝起きせざるを得ず、ほとんど眠れずに精神的も追い詰められたという例もありました。車椅子ならなおさらです。

総ての指定避難所のユニバーサルデザイン化が急務であると考えます。

・福祉避難所について

仙台ポリオの会の人たちは、研修会などを通して他の人たちよりは福祉に関する情報が多いと考えられます。でも、福祉避難所に関する情報は行き渡っていませんでした。自治体の職員にも情報が行き渡ってないことも分かりました。福祉避難所利用対象者に自立した肢体不自由の人は想定されていなかった、と言う話しも耳にします。非常事態の混乱の中で公的機関が災害弱者に誰がどう対応するのか、もう一度考え直す必要があります。緊急時要援護者名簿等の早急な整備と運用マニュアル、そして一番は関係者の意識改革が必要だと思います。

・食料や水の問題について

非常用食料の備蓄は 2 ～ 3 日では足りない、と言うことが分かりました。輸送手段が寸断されると正常に戻るまで 1 週間はかかるようです。日頃から震災に備え備蓄している人も備蓄が少なくて大変だったようです。避難所には行けない、でも食料は必要、そんな時対応してくれる NPO があることは心強いものです。今回も NPO からの援助があり助かったという例がありました。大きなスーパー、コンビニは災害に弱いと言うことも分かりました。都市部では何時間も並んで食料を手に入れています。そんな中で個人商店のフットワークの軽さが目立ちました。独自のルートで商品を手に入れ販売しているところも多かったようです。東京では、どう言う訳かインスタント食品だけが売れ切れていました。お湯を沸かすなどの調理は乾麺でも米でも一緒なのに不思議なことです。後にも書きますが、このような行動様式がガソリンの不足を招いたと考えられます。

・燃料の問題について

都市ガスは災害に対し脆弱です。30 年ほど前の宮城県沖地震の時も都市ガスの復旧には多くの時間を要しました。今回は 1 ヶ月以上かかっています。石油ストーブや練炭コンロを持っている人は一通りの調理ができました。電気の復旧が早かったのでオール電化住宅の人は助かったようです。ですが、今後地域によっては電気の復旧が遅れることも考えられます。福島原発の事故により原子力発電が見直されれば、夜間電力を使うオール電化住宅がどうなるか分かりません。非常用熱源は必要でしょう。カセットコンロも良いですが、石油ストーブの方が汎用性はありそうです。ですが、余震が怖くて火を付けることができなかった人もいました。震災後でもなじみ

の燃料店から灯油を配達してもらえたという話しも聞きますので、日頃人的ネットワークを作ることが何より大切と思われます。LP ガスは配管の安全さえ確かめることができれば自分で復旧できるので燃料代は高めですが、良い面もあります。

・ガソリン調達の問題について

今回のアンケートで一番困ったこととして上がったのが「ガソリンの入手」です。福祉車両を移動手段にしている人にとってガソリンがないことは死活問題になります。透析患者の車両は緊急車両として給油を受けていたと言うことです。福祉車両には優先的に入れてもらえる制度なども検討の必要があると思います。もう一つは買いだめの問題です。仕事がある真っ昼間に何時間も並べる人はそういません。それでも相当な人数が並んで必死でガソリンを入れていました。娘のために退職した父親が並んだなどの話を聞きます。普段ガソリンを満タンにしない人、車を 1 週間に 1 回程度しか使わない人などが満タンにしたためにガソリン不足がおきたようです。災害時の人々の心が問題なのかもしれません。

・通信手段について

固定電話、携帯電話とも震災直後は何とか通じましたが半日経つと通じなくなりました。長いと 1 週間以上通じない地域もありました。そのため会員の安否確認に手間取りました。今の電話は停電になると通じないので不便です。昔ながらの黒電話は震災後でも早く通じました。IP 電話・光電話契約でなければ、昔の黒電話を非常用に持つという手もあります。また、PHS 電話は結構通じたという話しがあります。携帯の電池がすぐ無くなってしまうという話も聞きました。自動車を持っている人はシガーライターからとれる携帯充電器が便利なようです。また、車載の DC-AC インバーターがあれば、パソコンなども使えます。また安否確認にはインターネットの安否確認サイトが役立ちました。便利な世の中になったものです。社会的弱者である障がい者だからこそ、情報を素早く手に入れる手段（日頃の近所付き合い・インターネット・携帯電話等）を持つことが必要でしょう。

2）アンケート結果（主なものだけをグラフにしました）

（■は仙台市、■は仙台市以外の数です。以下同）

被災時の居場所

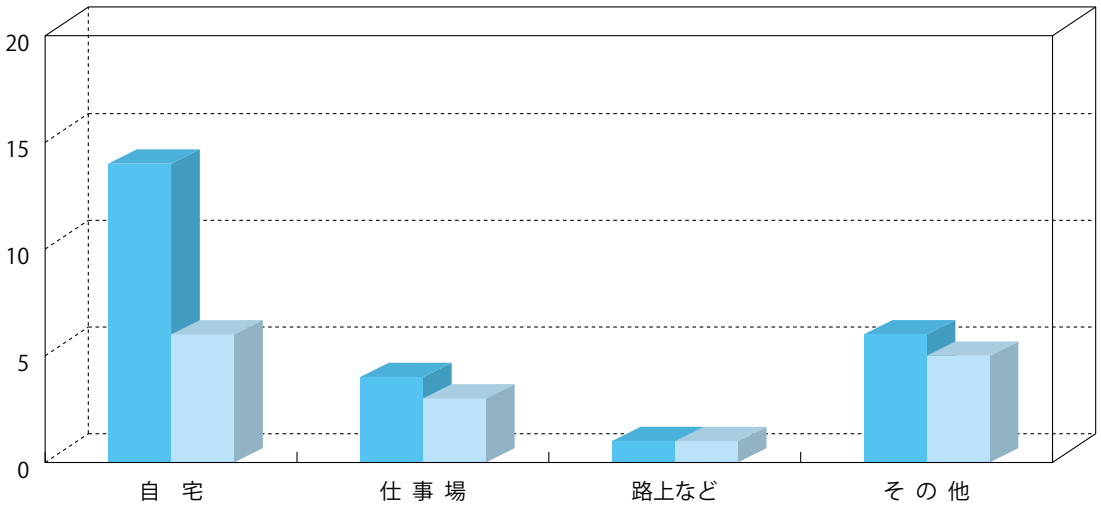

ポリオ患者は年齢が高いため、自宅での被災が多い。だからこそ、避難経路・福祉避難所の場所の確認、安全確保、食料・水の備蓄が必要でしょう。

情報収集の方法

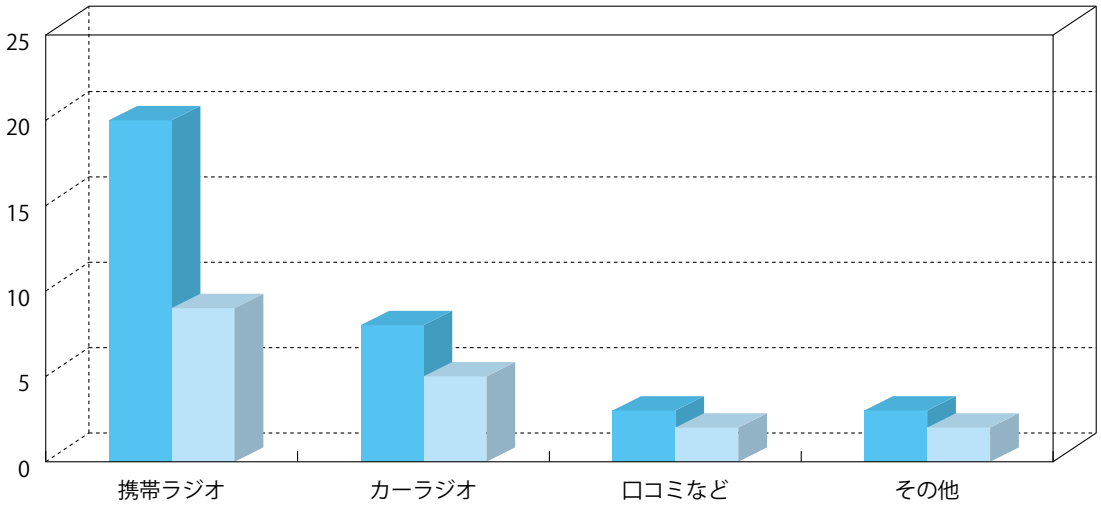

大災害の場合、携帯ラジオが一番の情報を得る手段です。その場合、乾電池の備蓄と保守が大切になります。店で乾電池を買うことは相当難しかったようです。ソーラパネル・ゼンマイ式充電ラジオ・自動車のバッテリーを使う DC-AC コンバータ等の非常用電源の確保は重要です。

電気復旧までの時間

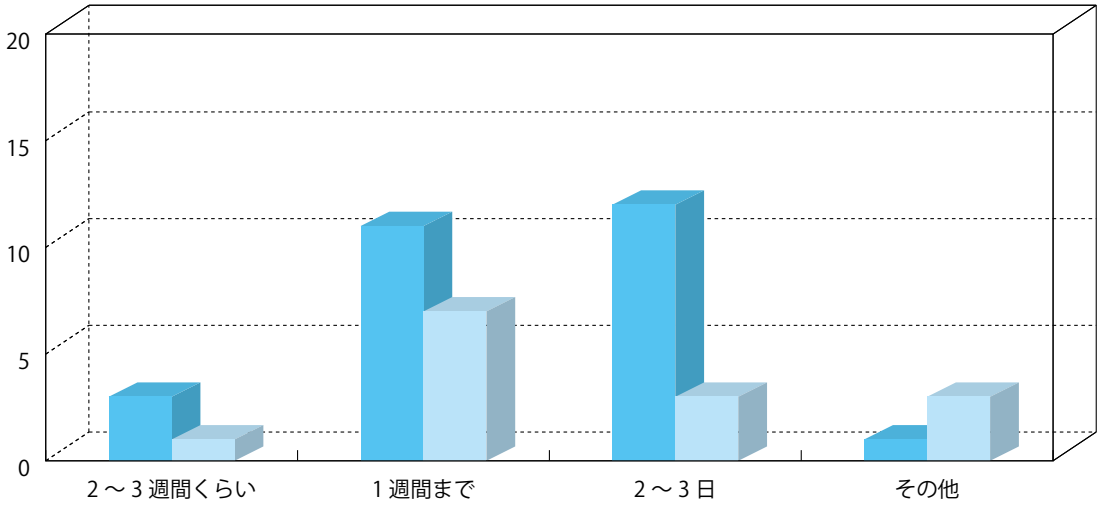

都市部の復旧が早かったようです。それでも 1 週間以上かかったところが多く、暗い中での避難生活を強いられた人も多くいました。古い発電機を探し出し避難所のために設置した話を多く聞きました。石巻市中心部道路信号機は 5 ヶ月経った今でも消えたままです。制御装置を地下に設置したため、復旧が遅れているようです。電線等の装置の地下設置も考え物です。ニュースでは入札遅れのためと言っています。

住宅の被害

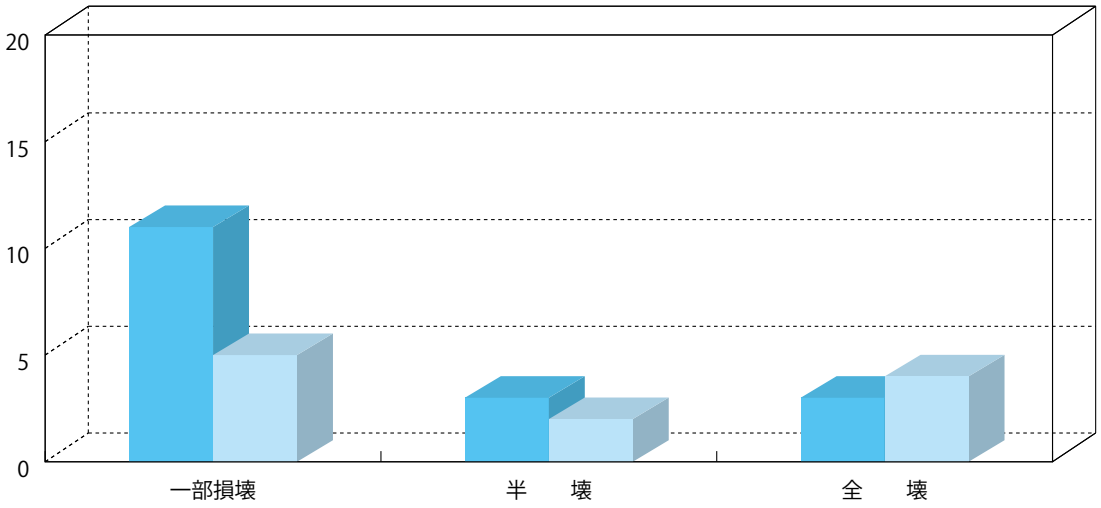

全壊・大規模半壊併せて 7 件です。半壊も合わせると 12 件となり、回答者の 30％に上ります。被害の大きさが想像できるでしょう。宮城県民約 200 万人中、60 万人が一時的に家を失った事になります。実際、全壊・半壊併せて 15 万軒ほどが被害を受けました。（宮城県調べ）

都市ガス復旧までの時間

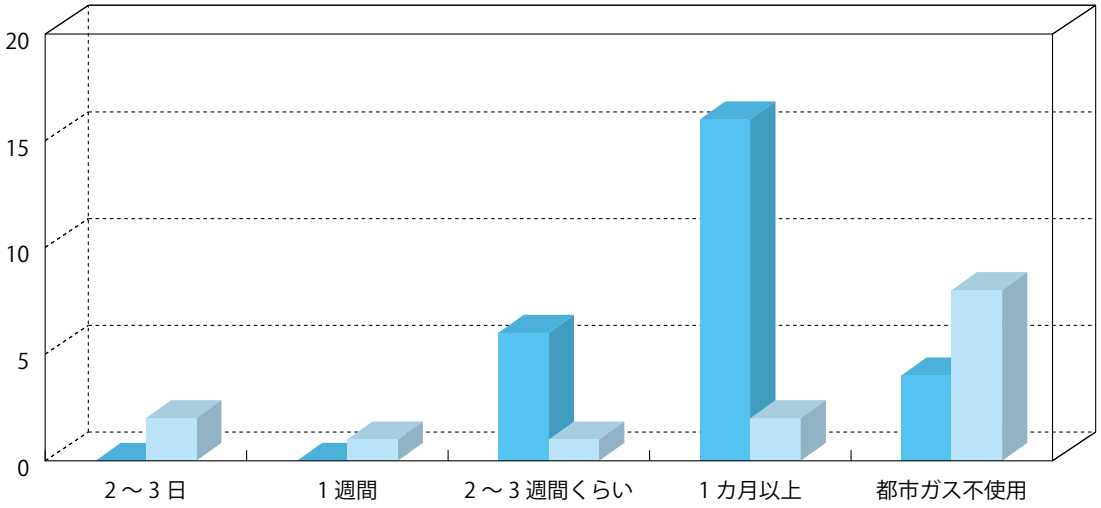

仙台市在住 26 名・仙台以市外 14 名なので都市ガス復旧が遅れたことは相当大変だったようです。特に風呂に入れないことは避難所での入浴もためらうことの多い上下肢障がい者なので、相当のストレスになったと想像できます。仙台市以外でも復旧が遅かったところは、被害が大きい地域（石巻・女川・亘理地区等）です。

固定電話復旧までの時間

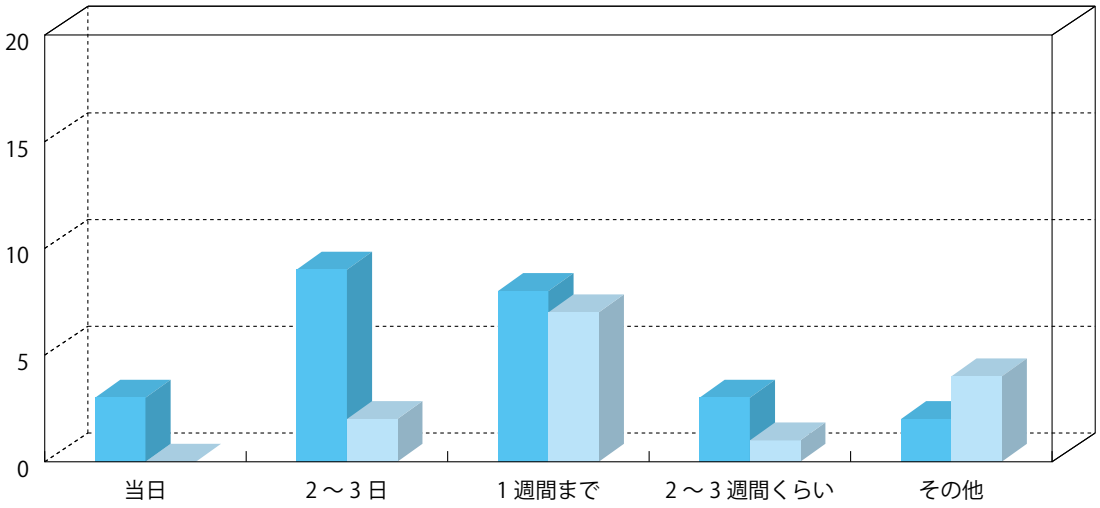

やはり１週間ぐらいかかっています。津波の被害の大きい地域は相当遅くなっています。「その他」には復旧まで１～２ヶ月かかっているところもありました。

震災直後に困ったこと

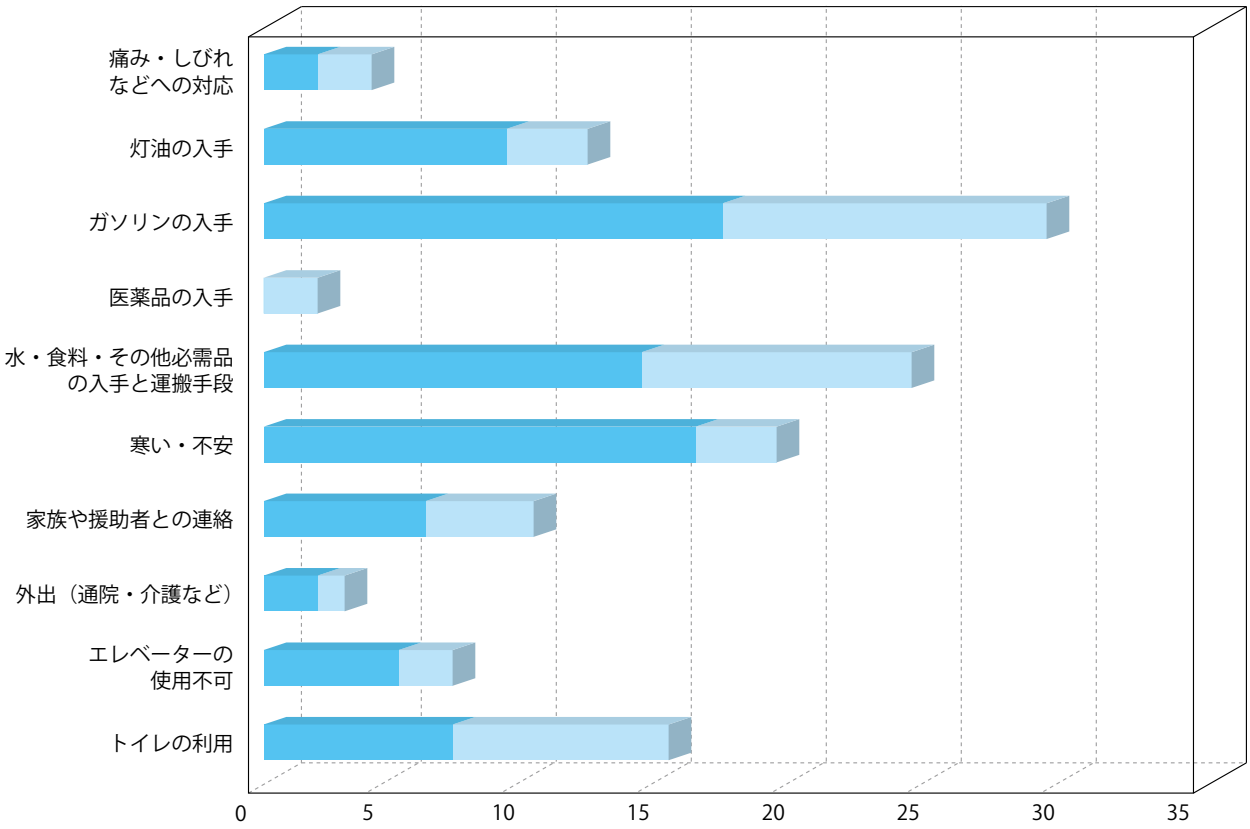

ガソリンの入手が大変だったようです。意外と薬品の入手に苦労した人はあまり多くはありませんでした。ですが、被害の大きい地域や交通が寸断されているところは薬品入手に苦労したようです。当会の会員は仙台市に住んでいる人が多いのでこのような結果になったと想像できます。

障害等級別避難所利用状況

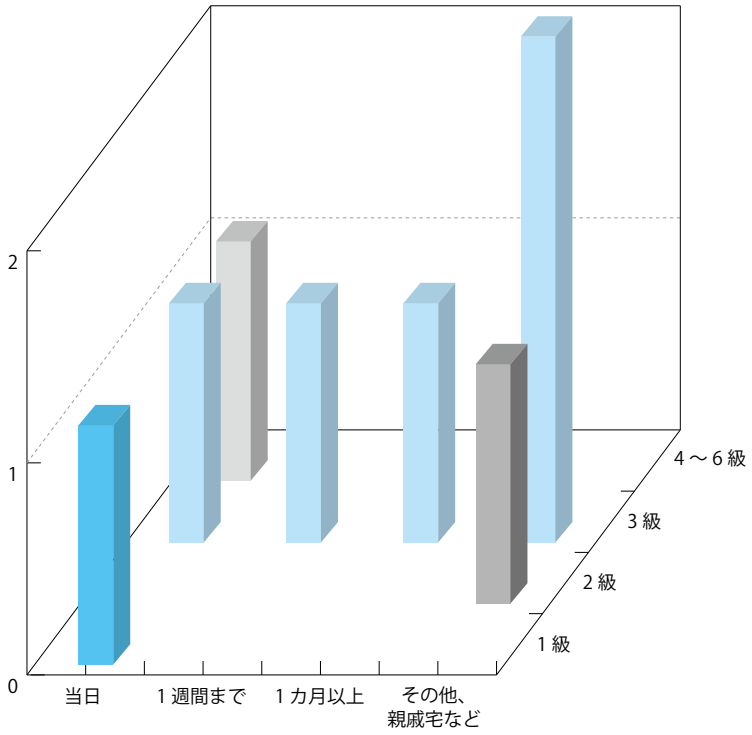

避難所利用者は合計３名（一時避難を加えると５名）しかいませんでした。震災当初の避難所収容人数は 30 万人あまり（宮城県調べ）もっと多いとも言われています。割合から言って 1/2 の人しか利用していません。このことからも、障がい者が避難所を利用できない現実が分かります。

6．関係団体との連携

（1）被災障害者を支援するみやぎの会としての取り組み

日本障害フォーラム（JDF）が中心となって宮城県内の障害者団体が平成23年3月23日に結成した被災障害者を支援するみやぎの会の事務局を担当し、JDFみやぎ支援センターとの連携を図りながら、宮城県内の障害者団体の情報集約や整理を行い、被災障害者支援に応えた。

1）本会の発足

平成23年3月23日（水）に開催された宮城県内の障害者団体とJDF等の関係団体による会合において、参加した宮城県内の障害者団体が中心となって「被災障害者を支援するみやぎの会」を発足することが合意された。

①日　時：平成23年3月23日(水)　10：00～12：15
②場　所：ホテルモントレ仙台（3階ルツェルナ）
③参加者：宮城県内の障害者団体（17団体）の代表等約40人

2）東日本大震災にかかる情報交換会の開催

本会とJDF被災障害者総合支援本部みやぎ支援センターとの共催により、東日本大震災にかかる情報交換会を開催した。

なお、本会の参加構成団体は、平成23年8月18日現在で62団体となっている。

回	日時および場所	参加者	内　　容
1	平成23年4月7日（木） 14：00～17：00 於　仙台市福祉プラザ	70人 （45団体）	○主催者、行政、関係団体あいさつ ○各障害者団体からの被災状況の報告と意見交換ほか
2	平成23年4月18日（月） 14：00～16：00 於　仙台市福祉プラザ	38人 （31団体）	○主催者、行政、関係団体あいさつ ○ JDFみやぎ支援センターからの活動報告と提案 ○各障害者団体からの被災状況の報告と情報交換ほか
3	平成23年5月24日（火） 13：30～15：30 於　仙台市福祉プラザ	33人 （17団体）	○主催者あいさつ ○ JDFみやぎ支援センターからの活動報告と提案 ○各障害者団体からの被災状況の報告と情報交換 ○今後の方向性についてほか
4	平成23年8月12日（金） 13：30～16：30 於　仙台市福祉プラザ	38人 （27団体）	○ JDFみやぎ支援センターからの活動報告 ○各障害者団体からの被災状況の報告と情報交換 ○宮城県知事あての要望書（案）の協議 ○アンケート調査の実施ほか

3）ニュースレターの発行

被災障害者に関連する情報をピックアップしたニュースレターを発行して、関係する障害者団体等に情報提供を行った。

号	発　行　日	掲　　載　　記　　事
1	平成23年4月26日	○り災証明申請（届出）は御済みですか ○低肺機能者でつくる東北白鳥会からのお知らせ ○てんかん患者さんとご家族の皆さんへ ○震災で通帳や印鑑をなくしてしまったという方は ○宮城県のラジオ局リスト ○記事募集
2	平成23年5月18日	○適切な情報支援不可欠（本会阿部一彦代表のコメント　平成23年5月10日(火)河北新報の記事より） ○災害ボランティア情報 ○「生活不活発病」に注意しましょう ○東日本大震災にかかる情報交換会（第2回）の報告
3	平成23年6月6日	○全国避難者情報システム（総務省） ○補聴器の無償提供について ○ JDFみやぎ支援センターの活動実績 ○記事募集

号	発　行　日	掲　　載　　記　　事
4	平成 23 年 7 月 25 日	○東北地方の高速道路の無料開放において必要な書面について ○ハンドブック（被災者の皆様へ、政府からのお知らせ） ○「東北地方太平洋沖地震」および「長野県北部の地震」における NHK 放送受信料の免除について ○記事募集

4）平成 23 年 8 月 23 日に宮城県への要望書を提出した。

5）情報交換会の参加団体へのアンケートを実施して、仙台市および宮城県に提出し、その課題の解消を要請した。

基準日：平成 23 年 8 月 31 日

平成23年8月23日

宮城県知事
村　井　嘉　浩　殿

被災障害者を支援するみやぎの会
代表　阿部　一彦

被災障害者への今後の施策・支援に関する要望

平素より障害者施策の推進に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
このたびの東日本大震災における未曾有の被害に際し、様々なご尽力とご配慮を頂き心より感謝申し上げます。
さて、日本障害フォーラム（JDF）は「インクルーシブな社会の構築」を目指し、日々努力を重ねております。このたびの東日本大震災では、被災者全てが生きていく上でさまざまな困難を抱えました。とくに被災障害者は、その障害等ゆえの困難が重なり、夥しい数の被災障害者のいのちと暮らしを脅かすことになりました。
当会では、このたびの東日本大震災を機に被災障害者が、安心して暮らせるインクルーシブな地域社会を構築することを強く願っております。その実現のために下記の項目について要望します。

記

1．宮城県および市町村が設置する震災復興計画の策定に関わる会議への障害当事者の参画について
（現在進められている）宮城県および市町村が策定する震災復興計画に障害者の声が反映されるよう、宮城県および市町村が設置する震災復興計画の策定に関わる会議をはじめ、障害者施策推進協議会等の既存会議への障害当事者の参画を積極的にすすめて下さい。

2．個人情報保護のあり方とその活用方法について
東日本大震災では、個人情報保護法が壁となり、市町村から障害者手帳保持者の名簿等を開示してもらえなかったため、障害者の安否確認が思うようにすすみませんでした。今後も大規模な災害発生が想定されていることから、個人情報保護のあり方とその活用方法について検討して下さい。また、災害時の迅速な安否確認の仕組みを構築する施策を促進して下さい。

3．福祉避難所の設置について
東日本大震災では、福祉避難所を設置した自治体は宮城県内で仙台市を含め24自治体と聞いています。しかしながら、知的障害者や自閉症など、指定避難所での避難が困難な障害者にとって福祉避難所の設置は不可欠であるため、現在も避難所生活を余儀なくされている障害者を対象とした福祉避難所の設置を斟酌されるよう、市町村に対して働き掛けて下さい。また、今後の宮城県内における大規模な災害発生に備え、市町村に対して災害時における福祉避難所の設置を指導して下さい。また、福祉避難所の設置においては、物資の確保はもちろんのこと、十分な人材を確保して下さい。

4．復興住宅の整備について
現在、応急仮設住宅の入居、および既存の公営住宅や賃貸住宅への入居に対する仮設扱いが進んでいます。しかしながら、応急仮設住宅の使用期限は２か年であり、使用期限が経過しても一般住宅へ入居が困難な障害者が多数予想されるため、応急仮設住宅使用期限終了後の住宅施策として、阪神淡路大震災で設けられた公営の「災害復興住宅」を整備して下さい。また、災害復興住宅の整備にあたっては、障害者の入居に配慮したいわゆるバリアフリー仕様の住宅を相当数設けて下さい。
応急仮設住宅へ障害者が入居した際に、スロープの設置や敷地の舗装、室内の改修等が公費で行われることを各市町村へ周知徹底し、申請があった場合は速やかに対応して下さい。

（2）日身連被災地特別対策本部としての取り組み

震災直後に設置された日身連東日本大震災対策本部（本部長：小川榮一日身連会長）の下に、平成23年3月28日に日身連被災地特別対策本部（本部長:前田保青森県身体障害者福祉団体連合会会長）が設置されたことを受けて、その事務局を担当した。日身連東日本大震災対策本部としての支援活動は次のとおりである。　※「2011年度（平成23年度）社会福祉法人日本身体障害者団体連合会事業報告」より

1）義援金活動

平成23年9月および11月の2度にわたり、義援金2963万8千円を被災地加盟団体を通じ配分。

2）被災地視察

小川榮一日身連会長はじめ嵐谷安雄副会長等が視察。平成23年4月～平成24年3月の間6回10日間（JDF支援センター等含む）。

3）人的支援

仙台市の福祉避難所への加盟団体間の専門職員派遣や日身連事務局員の派遣および加盟団体間における緊急車両指定による食糧、日用品等の調達・配送支援。

4）第56回日本身体障害者福祉大会とやま大会における協力

義援金等の支援の呼びかけや被災地の状況や支援ニーズ等に関する政策協議を開催。

5）アンケート調査（2回）

平成23年3月／被災・支援協力等の全体調査、同年4月／岩手県、宮城県、仙台市、福島県への会員安否、避難所等の調査。

6）要請行動

震災直後より、JDFと連携し、国や政党に被災障害者の状況把握および緊急支援の要請行動を行い、避難所や自宅等で避難生活をおくっている被災障害者への支援に全力を傾けた。また、障がい者制度改革推進会議においても、被災地の加盟団体等からの情報をもとに、被災障害者や被災地の障害者団体等の再建等について意見や提案を行うとともに、今後の防災・減災対策における個人情報保護の弊害是正を含めた提案等にも努めた。

7．復興に向けた取り組み

（1）東日本大震災復興委員会の設置

東日本大震災復興委員会を設置し、災害復興に向けたシンポジウ等の企画や、災害時における安否確認を想定した会員名簿の取扱基準の策定などを協議した。

委員長	相澤新弥（副会長）
委員	阿部一彦（会長）
委員	松本克之（副会長）
委員	佐久間武（理事）
委員	高橋昭（理事）
委員	渡邉純一（事務局長）

（2）障害者相談員による復興に向けた茶話会の実施

障害者相談員が中心となって、震災後の障害者の孤立化防止のための仲間づくりを目的とした茶話会を実施した。

回	日時	場所
1	平成24年9月24日	川内公務員宿舎
2	平成24年9月27日	仙台市福祉プラザ7階創作室
3	平成24年12月11日	仙台市福祉プラザ7階創作室

第 3 章

関係団体からの応援、協力

1．東日本大震災に際しての物資支援

東日本大震災においては、関係団体および市民等から多くの物資の支援をいただき、被災した障害者等へ届けることができた。（平成 24 年 3 月 31 日現在）（敬称略）

No.	月　日	篤志法人（者）名	品　　名
1	3 月 14 日	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会	トイレットペーパー、水、非常食など（21 点 2,653 個）
2	3 月 16 日	社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会	ボックスティッシュ、衛生用品、電気ストーブなど（6 点 3,222 個）
3	3 月 17 日	株式会社佐藤総業	ミネラルウォーターなど
4	3 月 23 日	株式会社アペックス	トイレットペーパー、飲料用粉末原料、紙コップなど
5	3 月 30 日	キリンビバレッジ株式会社	ミネラルウォーター、卵がゆ（フリーズドライ）など
6	4 月 21 日	岡田量子	ミネラルウォーター
7	4 月 21 日	日本障害者モータースポーツ協会	車いす 14 台、簡易スロープ
8	4 月 25 日	株式会社安律	杖 80 本
9	7 月 1 日	株式会社ヴィアックス	使い捨てマスク 1 万枚
10	8 月 10 日	社会福祉法人徳島県身体障害者連合会	うちわ 100 枚（被災地応援メッセージ絵入り）
11	8 月 21 日	藤イベント企画 （社会福祉法人青森県社会福祉協議会様を通して）	車いす 3 台
12	12 月 12 日	真庭市身体障害者福祉協会 女性部	ひざ掛け 24 枚

また、当協会が管理・運営している各障害者福祉センター内に開設された福祉避難所に対して下記の団体（個人）様から支援物品をいただいた。（平成 24 年 3 月 31 日現在）（敬称略）

No.	月　日	篤志法人（者）名	品　　名
宮城野障害者福祉センター			
1	3 月 24 日	JDF 日本障害フォーラム	缶詰、レトルトカレー、乾電池など
2	3 月 24 日	ホープすずかけ	米、ボックスティッシュ、紙おむつなど
3	3 月 27 日	NPO 法人全国精神障害者地域生活支援協議会	携帯ラジオ、マスク、ゴム手袋など
4	4 月 9 日	NPO 法人日本コンチネンス協会	尿取りパッド、衛生用品、整腸剤など
若林障害者福祉センター			
1	3 月 12 日	CIL たすけっと	毛布など
2	4 月 19 日	NPO 法人日本コンチネンス協会	尿取りパッド、衛生用品
太白障害者福祉センター			
1	3 月 14 日	三浦　敏	湿布
2	3 月 17 日	市民（匿名）	紙おむつ、尿取りパッド他
3	3 月 26 日	嵯峨　サダ子	おにぎり、豚汁、お浸し

2．職員派遣協力

会員の安否確認や避難所の運営にあたり、関係団体から職員の派遣協力をいただいた。

（平成 24 年 3 月 31 日現在）（敬称略）

No.	期　間	団　体　名	人　数	協　力　内　容
1	3 月 17 日～ 同 21 日	名鉄観光サービス株式会社東北営業本部	7 名	宿直や会員の安否確認など
2	3 月 31 日～ 4 月 25 日	社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会	10 名	福祉避難所の支援
3	4 月 4 日～ 同 23 日	宮城県介護福祉士養成施設協会	22 名	福祉避難所のボランティア
4	4 月 14 日～ 同 24 日	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会	4 名	福祉避難所の支援
5	4 月 18 日～ 同 22 日	きょうされん	1 名	福祉避難所の支援
6	4 月 21 日～ 同 30 日	一般社団法人宮城県介護福祉士会	3 名	福祉避難所の支援

3．社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会からの応援、協力

応 援 活 動 を 通 し て

はじめに

3月11日は、長く大きな揺れがあり大規模であるとは感じたが、停電もあり、津波は想定できず、今までの延長線上での被害を想定していました。電気が回復し、想像を絶する被災状況が報道され、仙台市障害者福祉協会をはじめとした被災県身障協会の状況が気がかりであるとともに、当協会が経営している施設で何名の避難障がい者を受け入れることが可能なのか思案しました。

仙台市障害者福祉協会とは、平成20年6月27日に災害時の応援に関する協定を取り交わし、大規模災害時には必要な物資や職員の派遣等を通して相互に助け合うこととしています。当協会では、この協定が有ることにより日頃から会員の防災に対する関心が高まるとともに、この度の震災でも早期に具体的な応援活動に着手することができたと思います。

ここで、当協会が行った応援活動を紹介しながら、問題と思われた事や今後の課題等について報告しますが、災害時における障がい者の安全・安心の確保を図る上で少しでも参考になれば幸いです。

応援物資の確保と輸送について

3月12日午後に仙台市障害者福祉協会とやっと電話が通じるようになり、要望する物資を確認し、トイレットペーパーやマスク・非常食（アルファー米）等を車に積み出発、途中山形警察署で緊急通行車両の指定手続きを行い、3月14日に第1回目を、16日には第1回目では確保できなかった物資や新たな要望があった物資を輸送しました。

この輸送活動で感じたことですが、物資の調達については、当協会では県立中央病院内で売店を経営しており、要望のあった物資の一部は売店から確保できましたが、必要な物資を十分確保できませんでした。山形市周辺部への物流拠点は仙台市であり、物資供給ルートがストップするとともに生活必需品や暖房関連物資を確保することが非常に困難な状況でありました。ただ、山形県内でも日本海側の新潟県・秋田県の商業圏域では、比較的物資確保に困難を来たすことはありませんでした。このようなことから、災害時には隣接県はもとよりもっと広域的にお互いに助け合っていく体制を予め整備しておくことが重要であると思います。

また、物資輸送については、県障がい福祉課より、県公安委員会から緊急通行車両の指定を受けると、一般車両の乗り入れを制限している高速道路を利用できるとともに、交通規制区域でも通行が可能となるので手続きをしてみてはとの教示を受けました。しかし、警察署での手続では、不特定多数への緊急物資を輸送する車両は指定できるが、関係団体間での物資輸送や障がい者のための物資の場合は指定出来ないとの説明がありました。何故、障がい者用の場合指定外となるのか十分な説明はなく数時間交渉し、結果的には一般避難所を運営している団体への輸送車両ということで指定を受けました。このような解釈は、山形県だけなのかどうか、災害時には取り残される障がい者の実態を伝え、障がい者用物資輸送の場合は速やかに緊急通行車両の指定を受けられるように要望していく必要があります。

福祉避難所を開設して

当協会では、山形県から指定管理を受け、山形市から北に約 20㎞に位置する東根温泉で身体障害者保養所「東紅苑」を経営しています。東根市内にも震災や原発による県外避難者が多くなり、東紅苑職員から、避難されている身体障がい者の入浴や宿泊サービスを実施できないかとの要望が出されました。早速、山形県障がい福祉課と調整し、３月 23 日（水）から５月 21 日（土）の約２カ月間、東根市からの保健師派遣を受け、県内避難所で生活に支障をきたしている身体障がい者を受け入れする福祉避難所として指定を受けました。福祉避難所を利用された人は、一番多い日で５家族 18 名、仙台市から避難された方は１家族４名の利用でありました。仙台市の家族は、仙台市障害者福祉協会が仙台市役所に届けられ、その後宮城県庁と山形県庁の協議により、東紅苑で３月末ごろから５月 21 日まで避難されました。福祉避難所の開設は、当初４月 30 日までと予定していましたが、次の住まいの場所が見つかるまでと避難されている方の実情に合わせて運営しました。

震災直後から、自主的に避難されそのまま福祉避難所利用となりました宮城県の障がい者の方もいましたが、利用される方は少ない状況でありました。このため、福祉避難所の周知と避難されている障がい者の実状を把握するため、数か所の避難所を訪問しましたが、障害者手帳所持の有無について確認している避難所はなく、そして福祉避難所を適当とする障がい者を見つけることは出来ませんでした。

福祉避難所については、早期の設置とともに県内外の身体障がい者関係機関や社会福祉団体等へ広く情報提供をしていくべきでありました、今後の課題であります。

最後に

このたびの応援活動を通して、災害時の物資確保や備蓄等を考慮すると２協会間だけではなくもっと多くの協会が手を取り合って助け合う体制づくりが望まれることや、緊急車両指定での警察署の判断や市町村設置の避難所運営に見られるようにまだまだ障がい者理解が進んでいない現状を知ることができました。そして、仙台市障害者福祉協会が取り組まれた全国からの支援団体や仙台市内外障がい者団体・行政機関・福祉団体との連絡調整、障がい者への情報提供等、今後の防災対策を検討していく上で多くの事を学ばさせていただきました。

最後になりますが、震災で犠牲となられました多くの方にご冥福を申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興をご祈念申し上げます。

4．社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会からの応援、協力

東日本大震災による介護職員等の派遣について
～福祉避難所（宮城野障害者福祉センター）での活動報告～

（1）震災発生から派遣までのながれ

3月11日（金）　東日本大震災　発生
中原会長が阿部会長（仙台市障害者福祉協会）に被災のお見舞いと現地状況の確認をされた際、「運営している施設が福祉避難所に指定され、被災された障がい者、高齢者を受け入れており、介護職員が不足している」との情報を得る。

3月16日（水）　厚生労働省より福岡市を通して「社会福祉施設等に対する介護職員等の派遣依頼」がある。

3月18日（金）　派遣登録を行う際に、福岡市に対して仙台市の福祉避難所への派遣希望を申し出る。

3月25日（金）　厚生労働省より福岡市を通して、仙台市の福祉避難所（宮城野障害者福祉センター）への派遣要請が入る。

3月26日（土）　具体的な派遣計画の作成
- 仙台市障害者福祉協会との打ち合わせ
- 現地の情報収集
- 派遣職員と日程の調整
- 移動手段の確保
- 必要物品、食料品などの調達

3月30日（水）　激励会を開催

3月31日（木）　第1班　出発（矢原、金ケ江）
介護職員の派遣は、福岡市からは初めて

（2）派遣概要

1）期　間
平成23年3月31日（木）～4月26日（火）　計27日間

2）派遣先
仙台市宮城野障害者福祉センター　　宮城県仙台市宮城野区大梶16－2

3）派遣職員

班	期　間	氏　名（所　属）
第　1　班	3月31日～4月6日	矢　原　正　明（事務局） 金ケ江　和　美（ぴあすまいる）
第　2　班	4月4日～4月11日	石　田　照　年（事務局） 阿　部　矢都子（東フレンドホーム）
第　3　班	4月9日～4月16日	橋　口　　悟（博多フレンドホーム） 平　田　雅　武（城南フレンドホーム）
第　4　班	4月14日～4月21日	竹　島　和　也（事務局） 西　　雄　市（ぴあすまいる）
第　5　班	4月19日～4月26日	荒　木　直　哉（博多フレンドホーム） 成　清　芳　孝（東フレンドホーム）

4）交通手段

第１班～第３班

往路　福岡空港・・・・伊丹空港経由・・・・山形空港＝＝バス＝＝仙台市内

復路　仙台市内＝＝バス＝＝新潟空港（新潟市内泊）・・・・・福岡空港

第４班～第５班

往路　福岡空港・・・・仙台空港＝＝バス＝＝仙台市内

復路　仙台市内＝＝バス＝＝新潟空港（新潟市内泊）・・・・福岡空港

（3）仙台市の福祉避難所とは

仙台市では、災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の要援護者を受け入れるため、市内の福祉施設の内 52 カ所を予め「福祉避難所」として指定している。なお、福祉避難所は、災害時に必要に応じて開設される二次的避難所とされており、最初から避難所として利用することはできない。

今回の震災において、40 カ所に 283 名の方が避難され、今もなお 19 カ所に 48 名の方が避難されている。（5/27 現在）

《来所経路》
①被災者（障がい者、高齢者等）
↓
②地域の一般指定避難所へ避難（※ここで保健師等が福祉避難所への避難を検討）
↓
③福祉避難所へ受入れ可否の打診
↓
④福祉避難所へ避難

（4）福祉避難所（宮城野障害者福祉センター）の状況

1）震災直後の施設状況

建物自体に大きな損傷はなかったが、ライフラインの全てが止まったため、これに関連する当センターの設備機能が使用不能となる。幸い、貯水槽（貯水槽ドレーンより水を抜いて使用）があったおかげで、飲料水や水洗トイレに関してはさほど困ることはなかった。震災後３日目あたりで水道は復旧した。

しかし震災直後は雪が降るなど気温も低く（最低気温－２℃程度）、電気、ガスが不通の期間はエアコンが使用できず、しばらく暖をとることに苦難を強いられた。（職員の自宅より反射式石油ストーブや灯油を持ち寄り、寒さを凌いだ）

結局、エアコンの設備は、電気とガスの併用式であったため、双方が復旧するまで（約 20 日間）使用することができなかった。

2）福祉避難所が開設されるまでのながれ

３月 11 日（金）　14時46分　東日本大震災発生。
17時30分　仙台市に被害状況等を報告。
19時30分　仙台市から福祉避難所開設準備の要請を受ける。
・施設人員体制の確保
・施設内受け入れスペースの確保
・必要物資の調達
・利用者、一時避難者への周知等

３月 12 日（土）　5時00分　避難者の受け入れを開始する。（仙台市からの要請）
21時00分　仙台市から福祉避難所の指定を受ける。

3）開設期間

平成 23 年 3 月 12 日（土）～ 4 月 30 日（土） 計 50 日間

4）避難者の状況（21 名）

障がい種別等	人　数
認知症高齢者	7名
その他高齢者	4名
身体障がい	2名
身体・知的	5名
精神障がい	3名

5）退所後の状況（21 名）

状　　況	人　数
帰宅	12 名
転居による帰宅	2名
施設等への入所（ショートステイ含む）	4名
長期入院による退所	2名
一般指定避難所への移籍	1名

6）支援内容

①　日中および夜間の対応

・健康管理（バイタルチェック、リハビリ体操、服薬管理、健康相談など）
・身体介護（移動・移乗、排泄、おむつ交換、体位変換など）
・食事の提供（全て自厨房での調理）
・通院の付き添い
・障がい特性に応じた対応（自閉症、認知症の方などへの個別対応）

②　自宅または施設等への移行支援

・ヘルパーやショートステイなど福祉サービスの利用援助
・自宅が全壊した避難者の福祉施設への入所支援
・自宅復帰へ向けた家屋の修理の手配や片付け支援
・行政をはじめ、医療・福祉関係機関との連絡調整
・ボランティアの協力要請
・その他必要な生活情報の提供など

（5）福祉避難所の環境および生活の様子

1）避難者について

避難者の単位は、親子孫・親子・夫婦・単身であった。それぞれの避難理由の詳細はわからないが家屋の全壊や半壊、ライフラインの停止による生活困窮、或いは余震に備えての安全確保等が考えられた。家族を亡くされた方、家具の下敷きになった方など一人ひとりの状況を聞けばすさまじい経験をされた方ばかりであった。

避難者の心理面は、日常の表面的な部分でしかわからないが、ストレスを表面に出す方はほとんどおられなかった。生活環境が整わない中では、避難所の方が心理的に落ち着いたのかもしれない。

2）支援内容について

福祉避難所は、単に日常生活における介助やバリアフリー設備の整った施設での衣食住の確保というだけではなく、障がい特性や避難者ニーズに応じた生活支援など障がい福祉の専門性を活かした支援が実施されていた。

特に避難者と各関係機関を仲介し、退所に向けての準備や福祉サービス利用など生活全般にわたって調整を行う相談員の重要性を強く感じた。

介護面においては、人員配置の関係上ヘルパーの派遣体制が整うまでは家族介護も余儀なくされるケースが見られた。

3）居室について

基本的に訓練室（寝室）と食堂（食事・談話）の２部屋での対応であった。自閉症の方が避難されているときは、個別に部屋が準備された。

【居室の様子】

この部屋に最多時で 17 名が収容された。ベッドは７台が準備されていた。介護度や障がい状況の重い方が優先して使用できるように調整されていた。所々におむつ交換が必要な方への配慮からか衝立がたててあった。

（１階訓練室 103.67㎡　約 62.8 畳）

4）食事提供について

開設当初は、仙台市からの支援物資（アルファ米とレトルト食品が中心）であった。栄養面の配慮からか職員が自前で食材を持ち込んでいた。途中より必要な食品の購入許可が出たこともあり、当初よりは充実した食事の提供ができていたようである。また、障がい状況等に合わせて「きざみ食」や「軟飯」等の対応がなされていた。

調理については、現有職員で一日３食提供してあり、調理員以外に施設長も含め全職員で対応してあった。

【食堂の様子】

通常は通所サービス専用の食堂であるが、炊き出しの利便性から食堂兼休息室として使用されていた。食事の他､日中はテレビや談話､レクリエーション等にも使用されていた。

窓に貼られている銀色の物は、帰宅要望の強い避難者（高齢認知症）がおり、バスやタクシーの往来を目にすると更に帰宅要望が強くなるため、福祉避難所への引き留めが困難になることから覆いとして使用されていた。（１階訓練室窓も同様）

（２階食堂 92.53㎡　約 56 畳）

5）清拭・洗髪・足浴について

ガスが止まりボイラーを使用できなかったため、入浴が困難な状況であった。電気は比較的早く復旧したため、給湯室の温水器（電気式）のお湯を使用して清拭・洗髪・足浴が行われた。清拭等の回数は個々人の状況に応じて適宜行われ、おおよそ週１～２回程度の対応となっていた。

【清拭・洗髪室の様子】

給湯室へはシャワーチェア、バスマット、足浴用バケツ、電気温風ヒーター等を準備して、入口はシーツで覆って目隠しされていた。（２階給湯室）

6）健康管理について

普段から体力や抵抗力が弱い方々であるため、バイタルチェックをはじめ、検温や血圧測定、服薬管理、食事摂取量の管理など、きめ細やかな配慮がなされていた。また、ストレス解消やエコノミー症候群予防等の観点から、理学療法士や支援員の指導によるリハビリ体操が 30 分～ 60 分程度実施されていた。

体操の様子（１階作業室 75.59㎡　約 45.8 畳）

（6）今後の課題と感じたこと

1）専任スタッフの確保について

この福祉避難所では、施設の全職員と我々派遣職員、学生ボランティアが直接的な支援にあたった。そのため避難所の開設期間は、従来その施設で提供している福祉サービスが実施できないという問題が生じていた。現に生活介護事業など全てのサービスが実施できず、利用者は約 50 日間に亘り自宅待機を余儀なくされた。福祉避難所が長期化する場合は、通常のサービスと福祉避難所が同時進行できるよう人的配置も含めて今後検討する必要があると感じた。

2）受け入れ体制について

国のガイドラインでは、福祉避難所を利用できる対象を原則として中軽度の障がい者としている。しかし実際には重度の肢体不自由者や自閉症、認知症の方が避難されていた。国の施策も含め近年は在宅志向が主流であり、今後も重度障がい者が避難されることが予想される。避難所ではヘルパー等の福祉サービスの利用は認められているが、実際にヘルパー派遣の調整がつくまでに１カ月以上を要していた。避難所自体の介護体制の強化が必要と感じた。（※参照）

3）避難所の生活の質について

今回、直に避難所の生活を見ることができたが、プライバシー確保、食事の内容、入浴の回数など、その現場でできる精一杯のことを尽くしてあったものの、やはり現実としては充分とは言い難い。避難させてもらっているという遠慮からか誰も不満は言わないが、避難所の生活の質については、今後、国民的な議論になってほしいと感じた。

※国の基準では避難者 10 名に対し１名の生活相談員を配置することとなっている。その他の必要な人材は各自治体で事業者などと協定を締結するなどして確保するようガイドラインに示している。

（7）まとめ

福祉避難所は、２００７年の能登半島地震（石川県）に初めて設置されて以降、今回の震災において改めて障がいのある方や高齢者にとってなくてはならない社会資源としてその必要性・重要性が実証された。

前述したように単なるケア付きのバリアフリー避難所ではなく、専門職員による生活全般に渡る支援がハード面と同様に大変有効に機能していた。これは避難者の心理的不安を解消させる大切な機能である。また、生活復帰に向けた各関係機関との連携や調整機能も併せて重要な役割を果たしている。

仙台市はこのような機能を持つ施設を予め福祉避難所として指定して、日頃から障がいのある方が安心して暮らせるようにしている。

今後に向けて改善していくところはあるものの、この震災を通して福祉避難所の関心が全国的に高まり更に推進されることの必要性を感じた。

（8）避難者状況（詳細）

No.	性別	年齢	障害等の状況	備　　考
1	女	80 代	認知症	
2	女	80 代	認知症	
3	女	51 歳	精神	
4	女	77 歳	認知症	
5	女	82 歳	認知症	
6	男	15 歳	身障 1 級、療育 A　胃ろう、吸引有	付き添い：母親
7	女	83 歳	アルツハイマー性認知症	
8	男	79 歳	高齢者	ケースNo. 7 の夫
9	女	89 歳	認知症、糖尿病	
10	男	32 歳	身障 2 級（車椅子使用）、療育 A	家族で入所
11	女	56 歳	左上下肢麻痺（軽度）	家族で入所：ケースNo. 10 の母親
12	男	89 歳	アルツハイマー性認知症、肺気腫	家族で入所：ケースNo. 10 の祖父
13	女	60 歳	精神	
14	女	37 歳	身障 1 級、療育 B	付き添い：父（76 歳）
15	男	78 歳	白ろう病、要介護 4	
16	男	45 歳	身障 4 級（聴覚）、療育 B（自閉症）	
17	女	79 歳	要支援 1	
18	女	77 歳	両側変形性膝関節症、要支援 2	他福祉避難所から移籍
19	女	84 歳	身障 3 級、要介護 2	他福祉避難所から移籍
20	男	38 歳	身障 2 級、療育 B（脳性麻痺）	
21	女	50 歳	精神 3 級	

個　人　の　感　想

「東日本大震災に伴う仙台市支援について」（第１班）

事務局総務係長　矢原　正明

平成 23 年 3 月 31 日、仙台市の福祉避難所支援のため、福岡空港を午前中に第一陣として出発しました。大阪・山形を空路で経由し、山形空港からバスで仙台に午後七時頃に到着しました。

初めての土地、初めての施設、不安を抱えながらの現地への道のりだったと思い返します。

仙台市福祉協会会長・事務局長・センター施設長をはじめ、スタッフの方々がしっかりと福岡市からの支援員二人を受け入れてくださったことで、私は自分なりの経験を生かしながら支援活動を始められたと思います。

現地施設のスタッフが、真摯に業務に従事する姿に感銘を受けつつも、被災にあった地域の障害者の方々への交流や支援が私にできるかが不安でした。

介護は基本的に要介護者と支援者の信頼関係に成り立つものであり、短期間に適切な介護や支援が難しいことは私自身が経験で感じ取ってきたことです。まず、現地のスタッフとのコミュニケーションをとりながら支援方法を教えてもらい、現地スタッフの一人として従事することを心がけました。

仙台市の「福祉避難所」の必要性が、今思うと回帰できます。

日常生活においても不便を強いられている重度障害者及び高齢障害者。近隣の避難所では車椅子スペースは確保されず、専用トイレもない、介護者のいない避難生活は厳しく、重度障害者の方には専門的なケアも必要なため、宮城県仙台市は障害者福祉センターを避難所にしたのではと思いました。

福祉避難所に身を寄せていた障害者の方々は、震災や津波により日常生活を奪われ、つらい思いをされていました。身体的介護以外にも、心身のケアも必要とされており、様々な職種のスタッフが協力して支援していました。

福岡市においても、想定外の災害や震災時に重度障害者や高齢者、児童等が避難できる場所や環境を確保できるかが大切だと感じました。

「東日本大震災」は全ての日本国民がこれから考えていかなければならない、厳しい問題提起だと感じました。

「仙台派遣で私が思ったこと」（第１班）

ぴあ すまいる管理者　金ケ江和美

今回第 1 回目の派遣職員として仙台に行かせていただいた中で、私なりの目線で最初に思ったことは、震災後 3 週間目にしては意外に復興が早いということでした。

仙台駅前の様子も傍目に見れば何も問題なく、避難所だった宮城野障害者福祉センターの周りも、スーパーや外食産業が開店していたためです。

避難所もちょうどガス、電気、水道が復旧したところで、自宅に戻る方も何人かおり、夜勤中心の勤務や避難所にいらっしゃる方の介助には特に困るようなこともなかったと思います。

その勤務に組み込まれる中で、職員の方に色々お話をうかがっていくと、普段は入所施設ではない所で、被災者の方が寝泊まりをされているため、施設長及び厨房の職員や送迎の運転手の方も日中や夜勤の勤務を交代で行っており、食事の準備もしなければならないということは、かなり大変だったということと、普段は接点のない障がい者やその家族、認知症の高齢者の方の介助を少ない情報の中で、初めてその場でしなければならないので、臨機応変な対応が常に求められるということです。

近くのスーパーには野菜やお肉などほとんど生活できる物が売っていても、他のもっと沢山の被災者の方がいる避難所との整合性をとるため、支援物資の中で食事の提供を行わなければならなかったこと、一人で外出できない方が買い物に行きたくても連れていくことができなかったこと（通院等緊急の場合を除く）等は、全体の被害の大きさを感じた出来事でした。

宮城県では近い将来地震がくるということは分

かっていたため、障がい者関係の団体でも、その時の備えとしてかなり精密なシステムを作っていたとのことでしたが、津波が予想以上に大きかったため、機能しないことが沢山あったようです。避難所もこんなに長引くとは思っていなかったそうで、普段通所している利用者が通えなかったりすることを私たちの生活介護事業に置き換えると、どれだけご家族とご本人がストレスを抱えたか分かりません。

最後に、現地の職員の方が話していたことで一番印象に残った言葉は「ニーズが変化する」ということです。被災した直後は生きているだけで良かったと思いますが、次は電気等が復旧するといつもの生活に戻りたい、美味しいごはんが食べたいになり、娯楽を楽しみたいとなるため、被災者も援助する職員側も最初のうちは気が張っているため乗り越えられたことが、それが続くと苦しくなってくる、その頃このように派遣職員として来てもらえたことが大きなことですと言っていただきました。正直、あまり役に立っていないのではないかと感じる部分もあったため、この言葉はありがたかったですし、普段の私たちの仕事の中でも十分考えられることで、それを考えながら利用者の方に更なるサービスを提供し続けていかなければならないと思っています。

「東日本大震災における介護職員派遣に参加して」（第２班）

事務局事業課長　石田　照年

私は第二陣として４月４日～４月11日までの８日間、宮城県仙台市内に設置された福祉避難所（宮城野障害者福祉センター）に避難してある障がい者、高齢者等の支援を行いました。

派遣当初は交通機関やライフライン（ガス等）が完全には復旧しておらず、市街もスーパー等に品物が少しずつ揃い始めたころで沿岸部に至ってはテレビで見るような山積みされた車や倒壊した住宅などの光景が一帯に広がっていました。

避難者の方は、津波で家を失くされた方など延21名の方が避難されており、なかには家族を亡くされた方もおられました。家族や家、財産を失い、今後の見通しもないまま、身ひとつでここに身を寄せてあることを思うと大変気の毒でなりませんでした。

仙台市では、災害発生時に指定避難所での生活が困難な高齢者、障がい者等の要援護者を受け入れるため、市内の福祉施設を予め「福祉避難所」として指定しています。この「宮城野障害者福祉センター」もその福祉避難所の一つです。

その内容は、単にバリアフリー設備の整った介護付き避難所ではなく、障がい特性に配慮した支援や健康管理、生活ニーズに応じた相談支援など、その施設が持つ専門性が非常に有効に機能しており、特に退所に向けての準備や福祉サービス利用の調整などにおいては、専門職員が避難者と各関係機関の間に入り、避難者の心理・身体状況に合わせた的確な支援が行われていました。

今回の震災では、仙台市内だけでも40カ所に283名の方が避難されたそうで、その必要性が実証されました。これを機に、福祉避難所の認知度が全国的に高まり、今後の災害弱者対策の一つの方途となることを強く感じさせられる体験となりました。

最後になりますが、被災された皆様が一日でも早く普通の暮らしに戻られることをお祈りいたします。

「避難所で感じたこと」（第２班）

東障がい者フレンドホーム
施設長　阿部矢都子

＜東北の人柄＞

避難所に派遣される前までは、報道されているようなイメージが強く避難者や職員への接し方が一番の心配でした。しかし、実際支援にあたってみると、被災された方なのかと思うくらい和やかな雰囲気に驚かされました。また、常に感謝の言葉をかけて頂いたくらいです。地域性なのでしょうか。私が接していた限りで、この状況に文句や泣き言は聞かれませんでした。やはり、東北の方は我慢強いと思いました。同じようなことが福岡で起こったとしたら、こんな風に穏やかにいることが出来るのかと考えさせられました。

＜支援について＞

派遣での役割は17時～翌日9時までの夜勤帯。支援内容は主に見守り、トイレなどへの誘導と介助、おむつ交換、体位変換です。支援はさほどむずかしいものではありませんでした。ただ、気になったのは、ご家族と一緒にいる方に関しては、ほぼ家族が介助をされていることです。ご高齢でありながら、娘さんの介助をほぼ一人でされていました。夜中トイレの訴えがあったときなど、なるべく起こさないようにと配慮したかったのですが、目を覚まされ付き添われました。この親子だけに限らず、他の家族も同様でした。できるだけ職員で対応できないのかと感じましたが、避難所の方針やスタッフの配置などむずかしい面もあったのかと思いますが。

＜福祉避難所について感じたこと＞

福祉避難所に限らず、どの避難所も集団で生活になるので、起床・就寝など決められているだと思いますが、就寝の21時は早かったと感じました。眠れず何度も布団を出たり入ったりの繰り返す方やトイレも30分に1回と頻回に行かれる方もいました。就寝時間を個人にあわせることはむずかしいですが、せめて23時くらいまでテレビを見て、自由にできたらよかったかなと思います。そして、入浴も1週間に1回と決められていたようでした。他避難所と差がなるべくないようにしていると、センターの方が言われていたようです。

ただ、自閉症など集団での生活が困難な方には個室を提供されていたので、報道でよく耳にする、体育館にいられないため車の中で過ごしていることと比べると、これはよかったと思いますし、本当に必要なことです。

＜この経験を現場にも＞

センターの方に、震災があった時の状況を尋ねると、生活介護などサービスがあっている状況で、家庭にも連絡がとれず、自宅に送っても家が壊れているような状況で、そのままセンターにつれて帰ってきたようです。しかし、この日はセンターが避難所の指定を受けていなかったので、近くの一般の避難所に行ったそうです。食品の備蓄などもセンターには勿論なかったそうです。また、センターが避難所になったため、全ての利用が中止となりました。その為、生活介護や訓練等支援の利用者が利用できず、在宅生活を余儀なくされ、この状況が避難所を解除する、約1カ月半続いたようです。家庭も被災して大変な状況で、家のこと、介護など大変な思いをされたようです。センターの方から、このような状況を聞いて、避難所開設中でも通所の利用が出来なかったのかと思います。

もし、福岡でも大きな震災に見舞われたとしたら公的な施設としてどのような対応が出来るのか。まずは現場で取り組めることからはじめたいと思います。

「東日本大震災　派遣を終えて」（第３班）

博多障がい者フレンドホーム
施設長　橋口　　悟

今回８日間（実質５日間）の派遣でしたが、あっという間に終了しました。

派遣前は不安な状況で出発しましたが、福祉避難所は内陸部にあり津波の影響もなく、スーパーや飲食店も普通に営業していたので自分がイメージしていたより逆に意外でした。

勤務自体は利用者の方の夜勤での見守りや介護など慣れている業務だったので特に負担ではありませんでした。

また避難者のみなさんは明るく普段はなにもなかったように私たちに接してもらえ、避難所、避難者であることを忘れさせるような方達ばかりでした。

しかし、みなさんがここに来られるまでの経緯が記載された記録を見ていると、当たり前のことですが、自宅が流されたり、家族を亡くされたりといった方々ばかりで、あまりのギャップに驚きました。

５日間という短い派遣ではありましたが、私にとっては非常によい経験となりました。

被災地の復興までにはもちろんまだまだ時間がかかると思われます。業務としての支援は終了しましたが、個人的には今後もなんらかの形で支援ができたらと思っています。

「東日本大震災仙台派遣」（第３班）

城南障がい者フレンドホーム
生活支援員　平田　雅武

私はこのたび３月 11 日の東日本大震災が起きた後の３月 30 日より行われた身体障害者福祉協会が行った仙台派遣の第三陣で４月９日から４月 16 日にかけて現地の障害者の避難所となっている仙台市宮城野障害者福祉センターに派遣に行きました。

派遣に行った感想は、避難されている方々は心身ともに避難生活に疲れていて、ある人は津波で家を失い、またある人は地震のときに認知症の奥さんをかばいタンスの下敷きになり怪我を負ってしまった方など、地震の影響で自分の家に帰れない人たちがいました。避難者の方々は大地震の後からずっと続いている一日に２～５回ほど起こる余震に「また大きな地震がくるのではないか」という恐怖に怯えて余震が起こるたびに近くにいる職員にしがみついたり、掴まれるものを握られたり、恐怖で声をあげられる避難者の方もおられました。私はそういった避難者の方々にどのような支援を行えるかとても心配で現地に向かっていったことを一月ほど経った今でも覚えています。実際に現地で行った支援は主に避難者とのコミュニケーションやトイレ介助でしたが初めは地震を経験していない私が避難者の方にどのように接していけばよいかなど悩んでいました。避難者の方々には派遣で来たことに感謝していただき、本人たちも苦しい中でも和やかに私たちに話しかけてきてくださり、あまり思い出したくないであろう地震や津波が起きた時の様子も聞かせてくださりました。

次に現地の避難所で働いている職員も地震で長い停電やガスが使えない、水が使えないなどの被害を受けている方がほとんどで、物を買うために長時間並んだことやまだガスが通っていない、親戚や友達が避難しているなど、大変苦労された中で勤務となっていました。

また、派遣中に現地の職員から「是非、被害の大きいところを見て来てください」と言われたので、夜勤明けに仙台港フェリー埠頭ターミナルにタクシーで行き、運転手の方から津波が起きたときのこと、地震後の状況などを聞かせてもらいました。現地は建物が取り除かれているところ、道路はところどころひび割れて、道路標識は折れたり倒れたりしていました。建物には１メートルを越えるところに津波の後が残っていました。

この１週間の間だけでしたが、ボイラーが使えずお湯が出ない状況だったので、シャワーが使えないなかで支援を行ってきました。しかし避難者、被災地の方々はもっと長い期間、お湯も使えず、食料も少なく、着るものも少ない状況に耐えてあります。大変な状況が少しずつ良くなってきていますが、完全に良くなるまでまだまだ時間がかかると思います。被災地の方々が普段の生活に戻れることを願い、できることは限られますが支援を行い続けたいと思います。

「被災地への介護職員派遣協力を終えて」（第４班）

事務局事業係長　竹島　和也

今回、東日本大震災による甚大な被災に伴い、平成 23 年４月 14 日から平成２３年４月 21 日までの期間、被災地へ介護職員として協力させていただきました。福祉避難所に指定されている仙台市宮城野障害者福祉センターでは今回第４陣派遣協力ということで、避難状況が緩やかではあるが落ち着いてきていることがうかがえた。電気・水道・ガスの復旧がされた地域（避難所がある周辺では）である点、避難されていた方々が入所や自宅への帰宅をされている点からもその様に感じた要因である。その反面、第４陣派遣協力時においても、複数名の方々のおかれている状況は依然厳しく入所先の見通しや自宅へ帰宅か・仮設住宅への入居かなど、これからの生活拠点がさだまらない状況、避難されているご自身の健康に関する不安などを抱えながら日々避難所生活をしていることを、より一層実感する。このような未曾有の災害が発生した場合、被災された方々の相談窓口がいち早く機能することが重要である。

現地の職員に関しては、福祉避難所として指定された施設職員の勤務（使命）の大変さを実感した。職員個人の被災状況を聞いてはいないが家庭

の心配も抱えながら避難者への24時間態勢（支援）に従事することは想像以上に過酷な状況である。その様な状況下で、避難されている皆さんに笑顔を絶やさず取り組まれている姿を拝見すると、人として何ができるか、何をすべきであるかをこれほどまでに深く考えたことはなかったと思う。

被災地から遠く離れた福岡で何不自由なく暮らすことができている一個人として、1人の力ではなにもできないが、組織ですばやく行動にうつせたことは被災された地域（福祉避難所）の皆さんにとって大きな支えとなったことと思う。

日常生活に、より近い状態で福祉避難所生活がおくれるようにするには幾多の課題がある。介護職員の確保、ライフラインの復旧、情報の把握など、課題の整理をすすめることが災害への備えとなることでしょう。

今回の介護職員派遣協力に際し、派遣職員へ人選いただいたことを感謝いたします。

「仙台派遣について」（第４班）

ぴあ すまいる生活支援員　西　　雄市

第4回目の派遣職員として震災後の仙台に行かせていただきました。

仙台に行く前は、いろんな不安があり（震災後の状況、避難者や職員とのコミュニケーション等）本当に自分に出来るのだろうかと心配になっていましたが、宮城野障害者福祉センターの方にいろんなところで助けていただき一週間乗り切る事が出来たと思います。

避難者の方の為に一生懸命働かれている職員さんですが、夜勤業務時に職員さんの顔を見ると、疲れが見えてとても大変そうで、睡眠をとっているのだろうかと心配になるときがありました。

夜勤が終わっても家に帰らず、机に向かっている姿を目にした時、もう少し勤務時間を長くしてくれてもいいのではないかと思うときもあり、それを言えなかった自分に悔いが残っています。その時、自分は何ができるのだろうかと考えた時、避難者や職員に積極的に話しかけてコミュニケーションをとろうと心に決めていました。

いろいろな話をしている時に職員や避難者の方の話しを聞き、地震や津波の恐ろしさを実感しました。「水道が止まり、公園で頭や体を洗った。」「津波で友人を亡くした。」等、嘘のような本当の話しを聞き大変な状況だったと知りました。そのような状況でもみなさん明るい表情で接しているところを見ると、これが福祉の鏡だと思いました。どんな状況でも明るく人に接するという大事さを教えられた気がします。

福岡に帰ってきて、仙台の事を振り返ると、どんな状況においても、職員間の協力がなくては、何も出来ないという事が自分の中で分かったように感じます。

本当に自分が仙台の人の為に助けになったかわかりませんが、自分にとって大変貴重な経験を積ませていただきありがとうございました。一週間という短い期間でしたが、この経験を活かし頑張っていきたいと思います。本当にありがとうございました。

今後もこのような機会があればぜひとも参加させていただきたいと思います。

宮城野障害者福祉センターの方には本当にお世話になりました。

「宮城県での支援を終えて」（第５班）

博多障がい者フレンドホーム
生活相談員　荒木　直哉

「何だろうあの分け目は？」それが仙台空港に到着する際、真上から見えた空港近辺の景色でした。津波の被害にあった場所とそうでない所、茶色の地面のみが見える所、家が残っている所が線を引いたようにクッキリと分かれており一瞬作りかけの箱庭やジオラマを見ているようでした。

私たちが支援を行なった仙台市宮城野区の“宮城野障害者福祉センター”は急遽、福祉避難所として指定を受け災害当初は15名から20名近くの障がいを持たれた方や高齢者の方、そのご家族などを受け入れておられました。

私が支援に行った時はすでに多くの方が自宅や仮設住宅、施設への入所などが決まり避難所を出ておられ、５～６名の方がそこで生活をしてい

らっしゃいました。

支援期間中は夜間から早朝にかけての支援に関わらせていただきましたが、被災された皆さんが震災当日、津波から逃げる時の状況を「一人でも多くの方に知っておいて欲しい」「せっかく来たんだから被災地を見ていってほしい」とお話してくださった事がありました。車で逃げる時に水がそこまで迫ってきた事、自宅の被害の状況、今でも被害を受けた自宅に戻ると脚が震え動悸が止まらないなど、生の声は自分の想像を超えるものでした…また、職員の皆さんも通常とは異なる勤務で未だライフラインの確保もままならない中での避難者の皆さんの支援…夫々がそういった恐怖や長い避難所生活の疲れを持ちながらも、これからの生活への準備を少しずつですが始めておられる姿に実際にそこに居た人の言葉の重さ、声に出さずとも行動で示される想いを感じたような気がします。

そして、日中の時間を利用して仙台市内、多賀城、塩釜、松島、石巻などにも脚をのばしてきました。中でも石巻や野蒜といった地域はテレビで見た光景に加えて潮とヘドロが混ざった臭い、人の気配がしないなんとも言えない町の雰囲気、各所で行われている炊き出し、自衛隊の救護所…自分の知っている日常から、あまりにもかけ離れた風景に衝撃を受け言葉がありませんでした。ただ、その中でも救いは「自分達がやらなきゃ」という方が多く、東北の人たちの“強さ”というものを見ました。

この支援を終えて感じた事は果たして自分はどれほどの事ができたのか？支援と呼べたのか？という自問自答と、東北の人たちの逞しさという事に尽きるかと思います。しかし、東北が本当の意味での復興までには生活する場所の安定、そして仕事など“支援される側からの脱却”を図る事により自らの力で生活していく為の意欲や張りといったものの必要性も実感しました。ある方がポツリとおっしゃいました「他所に逃げても仕事がない…」まだまだ東北に必要な事は山積みです、頑張りにも先が見えなければ限界があります。大切なのは今後も風化させず何処に何が必要なのかを精査し継続して本当の意味での支援を行なっていく事、そして日本に住んでいたら起こる可能性のあるものとして捉え、自分達の町ではどのような備えをしておくべきかの議論、準備が必要だと考えます。

最後に今回、支援を通じて関わらせていただいた全ての方々に貴重な体験をさせていただいた事に感謝いたします、ありがとうございました。

「仙台市内福祉施設への職員派遣について」（第５班）

東障がい者フレンドホーム
生活支援員　成清　芳孝

以下の通り派遣の報告を致します。

１．派遣期間

平成 23 年 4 月 19 日から平成 23 年 4 月 26 日

２．派遣内容

同施設での避難者を対象にした日勤・宿直勤務

３．派遣の感想

１）仙台市障害者福祉協会は、過去での経験と未来への予測により災害対応マニュアルが出来ておりそれが活かされていると話を伺った。当協会でも通常の地震マニュアルとは違うライフラインが切れた状態の震災マニュアルがあればと感じている。

２）この施設は、仙台市との協定に基づいた福祉避難所の役割を担っていたが、当協会の施設が福岡市との協定を結んでいるか知りたい。

３）仙台市との協定では、この施設は場所の提供だけで人材の確保は市が行う予定だったが実際はそれが出来ずに自分たちで避難者の支援を行っていた。その係る負担を幾分でも減らせた事は喜ばしい事である。

４）施設の職員は、業務再開に向けて避難者の退所先を見つける事に力を向けてあり早い日常業務の回復を望んでいた。退所先は入所・ショートステイが主であり 1 ヶ月半程で避難者が退所される仕事をした生活相談員の相手先との普段からの連携力の高さを感じた。この件は、横の繋がりを重視した仕事を日常し

ていると感じたので見習うべき点と考えている。

5）日勤、夜勤が交代する際に朝夕２回のミーティングが行われており、避難者一人ひとりの日中や夜間の様子や退所に向けた進行状況などを報告してあった。24 時間体制で運営することの難しさを感じた。

お　礼　状

仙　障　協　号　外
平成２３年　４月２６日

社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会
会　長　　中　原　　義　隆　　様

財団法人仙台市障害者福祉協会
会　長　　阿　部　一　彦

福祉避難所の運営に対する職員派遣の御礼

時下　益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

この度の東日本大震災（東北地方太平洋沖地震）に際しましては、福祉避難所の運営に対する職員派遣をいただきまして、心から深く感謝申し上げます。

３月１１日に地震が発生して以来、当協会では本部事務局をはじめ各部署２４時間態勢で福祉避難所の開設や避難者の受入、会員や各事業の利用者等に対する安否確認などに取り組む中でのお力添えに衷心より感激いたしました。

発災から約１ヶ月半を経過したことから、次の段階として仮設住宅への入居に関する情報提供や被災した障害者の方々に対する生活復興のための支援などが重要になってくると考えられるため、これからも様々な方々のお支えをいただきながら力強く活動を続けて参る所存でございます。今後も、誰もが暮らしやすいまちの復興に向けた活動をお見守り下さいますようお願い申し上げます。

末筆ではございますが、貴会の益々のご隆盛とさらなるご発展をお祈り申し上げ、略儀ながら書面をもちまして御礼に代えさせていただきます。

東日本大震災による「福祉避難所」の設置に際しましては、心温まるご支援と多大なるご協力をいただき、心から感謝を申し上げます。

宮城沖地震が1978年6月に発生して以来30年余、そろそろ周期的にも再来があるものと、行政はじめ地域防災のあり方や体制の構築等々について検討を加え、さまざまな想定のもとに訓練を重ねてまいりましたが、それをはるかに超える災害となってしまいました。特に、今回の災害はマグニチュード9.0の地震もさることながら、巨大な津波が沿岸部の街並みを襲い、生き生きとした人々の営みを一瞬のうちに奪い去るほどの壊滅的な打撃を与えて大きな傷跡を残しました。

3月11日の震災以来、当センターには指定避難所で過ごすことのできない要援護高齢者や心身の不自由な方々など、多い日で20名余の受け入れとなり、24時間体制のもとで日夜支援活動を行ってまいりましたが、これも偏に、皆様方諸団体のお力添えによる賜物と心から厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

福祉避難所は設置から51日間の開設となりました。この間、避難者それぞれが徐々に在宅や福祉施設に移行することができたため、5月1日をもちまして閉じることになり、翌日から通常の事業をすすめております。

末筆になりましたが、この間、ご多忙のところにも関わらずご派遣くださいました貴団体に対しまして、略儀ではございますが書面にてお礼を申し上げます。

ご協力くださいました各職員及びボランティアの皆様方によろしくお伝え願います。

平成23年5月10日

社会福祉法人　福岡市身体障害者福祉協会

会長　中　原　義　隆　　様

仙台市宮城野障害者福祉センター

所長　　源　　哲　　朗

資　　料

朝日新聞（朝刊）2011. 4. 1

■障害者施設に職員派遣

福岡市身体障害者福祉協会の職員が31日、東日本大震災で障害者らが避難している仙台市の施設を支援するため、出発した。介護福祉士などの資格を持つ矢原正明さん(46)と金ケ江和美さん(37)の2人。矢原さんは「少しでも力になれれば」。金ケ江さんは「障害を持つ方々の思いをまずは受け止めたい」と話した。26日まで1週間ずつ、2人1組で計10人が現地に向かう。

派遣要員の石田照年さん(44)は「障害がある人は日常でも不自由な思いをすることが多い。毎日どんな思いで過ごしているか想像を絶する」と話す。

朝日新聞（朝刊）2011. 4. 26

障害者、深い心の傷

東日本大震災で避難所に身を寄せた障害者支援で福岡市身体障害者福祉協会が続けた職員派遣が26日、終了する。避難者は障害者施設などへの入所が決まっているが、職員の目には心の傷の深さが映った。

福岡市身障者福祉協、職員派遣終了

東日本大震災

協会は3月31日から2人1組の職員を5回派遣。身体障害者ら約10人が避難した仙台市の宮城野障害者福祉センターで見守りや介護にあたった。

最初に現地入りした矢原正明さん(46)は、「とにかくコミュニケーションを大事にしよう」と心がけた。障害者は日常でも不便を感じることが多く、慣れない避難生活で大きなストレスを抱えていると考えたためだ。

みんなで歌うレクリエーションでは避難者から笑顔もこぼれた。だが、会話が途切れた瞬間、目に涙をためる人もいた。折り紙が得意な女性は一日中折り紙をしていた。その姿は、何かを考えないようにしているかのようだった。

誰も被災経験をほとんど語らず、職員もあえて尋ねなかった。矢原さんが覚えているのは、寡黙だった高齢女性が、ある時つぶやいた言葉だ。「娘は私を助けに家に帰る途中、津波で亡くなったのよ」

「どの程度、役に立てたかどうかはわかりません」と矢原さんは話す。「でも、福岡を含めて日本中が被災者を気にかけていることは伝えられたと思う。震災は日本全体の問題なんだと実感しています」

「日本全体の問題」

（田中久稔）

西日本新聞（朝刊）2011.5.3

震災下で憲法64年

脅かされる生存権

被災者ら15人に聞く 長引く避難 極限状態

私たちの生活の土台として憲法に明記される国民の権利が、東日本大震災と福島第1原発事故で揺らいでいる。戦後復興の道しるべとなった憲法施行から3日で64年。極限状態の被災地や長引く避難生活で、生存権や、個人の自由、幸福追求権などを定めた憲法の理念は守られているのか、それを取り戻すために何が必要か―。九州に避難中の被災者、現地で支援活動をした九州の行政関係者やボランティア、一般市民の計15人に聞いた。

仙台市のアパートが半壊し、知り合いが住む大分県別府市に移った自営業笠原貴博さん(38)。「被災地全体が、25条にある『最低限度の生活を営んでいる』とは、とても言えない。原発事故で避難した子どもがいじめに遭う報道を聞くと、13条の『個人の尊重』どころではなく、怒りを覚える」。現実と憲法のギャップについて、被災者の声を代弁する。

大震災は居住、勤労、教育など憲法に明文化される諸権利も奪った。原発事故の影響を心配し、仙台市から福岡市に避難した関絵里子さん(32)は「安全な場所で子育てする権利も侵害された。夫が福岡で仕事を探しているが、仙台に帰る可能性がある私たちが、安定的な雇用を得るのは難しい」と、将来を見通せないでいる。

放射性物資の排出を続ける福島第1原発に近い福島県南相馬市から、長崎県佐世保市に避難した日下部龍一郎さん(46)は「福島に残っている人たちこそ大変」としつつ、「立ち寄れない自宅周辺や水田の状況などの情報を少しでも知りたい」と語るのは、第1原発の地元・福島県大熊町から、妹宅がある佐賀県小城市に身を寄せた溝口伸城さん(79)。連休明けに政府が準備中の一時帰宅もあきらめ、許された数少ない権利も行使できそうにない。13条がうたう「個人の尊重」と「公共の福祉」のせめぎ合いにさらされている。

◇　◇

現地で支援活動をした人からも、25条の生存権が脅かされている現状改善への提言が相次いだ。宮城県石巻市で被災者の健康相談などに応じた福岡県職員で保健師、占部芳里さん(52)は「特に災害弱者である高齢者、障害者の要望が支援側に伝わりやすいシステムが必要だ。トイレ衛生の確保、疲弊した現地の自治体職員の支援も欠かせない」と強調する。

「プライバシー保護と生存権確保に向け、仮設住宅を早く整えるべきだ」と、福島県でボランティアコーディネーターを務めた佐賀県社会福祉協議会の野副大介さん(37)。仙台市に派遣された福岡市身体障害者福祉協会の石田照年さん(44)は「自治体が災害弱者の把握や支援計画を事前に整えておくことが重要」と実感している。

一般市民からは、「復興支援に充てるため消費税の増税に賛成だ」（北九州市の松本昭文さん）との声も聞かれた。

「憲法と被災者」に関する市民の声

	名前・年齢	職業※1	住所※2	憲法の理念に照らし、被災地の現状をどう感じるか
被災者	井戸川恒雄さん（50）	4月から病院職員	福島県双葉町（福岡県古賀市）	原発事故で自分の土地に住めないのは「居住の自由」（22条）の違反。憲法が想定していないことが起きている。国は代替地の補償をすべきだ。
	日下部一郎さん（46）	自営業・休業中	福島県南相馬市（長崎県佐世保市）	避難した私たちは生活が保障されているが、被災地はそれどころではない。一日も早く原発問題を解決してほしい。
	溝口　伸城さん（79）	無職	福島県大熊町（佐賀県小城市）	放射線が怖いので一時帰宅もあきらめている。求めればきりがない。たくさんの人に支えてもらって感謝している。
	笠原　貴博さん（35）	自営業	仙台市（大分県別府市）	原発事故で避難した子どもが差別された報道を知り「個人として尊重される」状態ではないと感じた。
	関　絵里子さん（32）	会社員・育休中	仙台市（福岡市中央区）	長男（4カ月）を母乳で育てるのは母親の当然の〝権利〟だと思っていたが、原発事故のせいで侵害されている。
現地派遣者	石田　照年さん（44）	社会福祉法人職員（仙台市）	福岡市	福祉避難所で介助などをした。レトルト食が多く被災者も遠慮がちで「最低限の生活」だった。緊急時でも社会的弱者を守れる体制づくりを。
	占部　芳里さん（52）	保健師（宮城県石巻市）	福岡県宗像市	健康相談や避難所の環境調査をした。トイレの衛生状態が悪く、感染症や排尿の我慢で健康を損なう人も。災害弱者のニーズ把握が必要。
	国本　碩萬さん（60）	ボランティア（宮城県気仙沼市）	長崎市	がれき撤去を手伝った。避難所は昼も寒くて床は冷たく、亡くなる人もいた。毛布や水、食料など命をつなぐ支援の迅速さが求められる。
	野副　大介さん（37）	佐賀県社協職員（福島県いわき市）	佐賀市	ボランティアのコーディネーターをした。避難所ではプライバシーがなく、心労で眠れない人も。仮設や公営住宅を確保して生存権の保障を。
	飯川　修二さん（48）	精神保健福祉士（福島県郡山市）	熊本市	プライバシーのない集団避難生活を強いられ、最低限度の生活が守られているとは言えない。
市民	松本　昭文さん（77）	無職	北九州市戸畑区	震災と原発事故で、個人の生命も財産も、文化的生活も脅かされていて気の毒。復興支援のための増税には賛成したい。
	松田健太郎さん（35）	弁護士	大分市	生存権が脅かされている被災者には、生活基盤の整備が重要。その後は国が地元企業の立て直し支援をして、被災者が働く場所を確保すべきだ。
	三宅　玲子さん（64）	NPO法人スタッフ	福岡市早良区	極限状態の避難所では、子どもなど弱者の声に耳が傾けられず、生活の保障ができていないと思う。子どもの声を同じ目線で聞いてほしい。
	高武　孝充さん（61）	農業委員	福岡県糸島市	原発事故で周辺農地が使えなくなり、生活基盤が将来にわたり奪われた。地域再生には第1次産業の復興しかなく、政府は万全の支援を。
	宮崎　礼子さん（61）	自営業	熊本市	避難所での生活はプライバシーが守られていないと感じる。早く仮設住宅を造って、被災者のストレス軽減や心のケアに取り組んでほしい。

※1カッコ内は派遣先の被災地名
※2カッコ内は避難先の住所

憲法第13条　すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

憲法第25条　①すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

西日本新聞（朝刊）2011.6.8

「福祉避難所」九州の指定は3割以下

障害者や高齢者をケア 災害対応へ整備を急げ

仙台市内の福祉避難所でレクリエーションをする被災者。食堂だが、談話室や休憩室としても利用されていた　（福岡市身体障害者福祉協会提供）

東日本大震災を契機に、障害者や高齢者など災害弱者を受け入れる「福祉避難所」への注目が高まっている。ただ、九州での指定市町村は3割未満で、全国平均を下回る。台風、豪雨など自然災害が多い割には広がっていないのが実情だ。

福祉避難所は、避難生活の長期化の中、災害弱者が必要な支援を受けられずに体調悪化させることなどがないように設けられる。厚生労働省によると、①10人当たり1人の介助者を配置②手すりやトイレのバリアフリー化などが必要とされる。障害者・高齢者支援施設など民間の福祉施設などが指定を受ける。

開設のきっかけは1995年の阪神大震災だ。当時、避難所で高齢者が疲労や持病の悪化により亡くなる事例が相次いだ。国は障害者や高齢者を「要援護者」と位置付け、福祉避難所の指定を呼び掛け、2007年に能登半島地震が起きた石川県で初めて設置された。

東日本大震災では岩手、宮城両県を中心に最も多い時期に70カ所を開設（同省まとめ）。1施設当たり10～20人の避難者が、全国から集まった介護士や社会福祉士などの専門職と生活した。

福岡市身体障害者福祉協会職員で介護士の矢原正明さん（46）は3月末に1週間、仙台市の福祉避難所で障害者約10人を支援。「相談員やヘルパーが24時間体制で介助し、食事も柔らかく切るなど配慮していた」という。

九州の指定率（昨年3月末現在）は、7県平均で27・5％、全国平均より6・5％低く、宮崎、熊本両県は2割に満たない。大分県臼杵市が5月9日に同市の社会福祉法人と協定を結ぶなどの動きもあるが、「国の指針に設置数や具体的基準はない」（鹿児島県保健福祉部）ため、全国的にも地域実態に応じた必要数が確保されているとは言い難い。西九州大学の江口尚子准教授（介護福祉）は「福祉避難所の歴史は浅く、行政も避難生活の長期化を想定していないようだ」と指摘。佐賀大学の北川慶子教授（社会福祉）も「指定が増えれば要援護者や家族も安心。いざという時のために、日ごろから災害に強いまちづくりを目指すべきだ」としている。

（大庭麻依子）

九州7県の福祉避難所の指定状況

	市町村数	指定済み市町村数	指定率(%)
福岡県	60	18	30.0
佐賀県	20	7	35.0
長崎県	21	7	33.3
熊本県	45	8	17.8
大分県	18	9	50.0
宮崎県	26	4	15.4
鹿児島県	43	11	25.6
九州7県	233	64	27.5
全国	1750	595	34.0

※昨年3月末現在、厚労省調べ
※市町村は1カ所以上の指定・協定があれば「指定済み」と計算

◇「小さな胸の中に」は休みました。

共に生きる

ご意見をお寄せください

福祉に関するご質問も募集します。氏名、連絡先を明記してください。〒810－8721（住所不要）、西日本新聞報道センター福祉取材班、ファクス＝092（711）6246、メール＝fks@nishinippon-np.jp

情報提供

仙台市の福祉避難所について　仙台市
福祉避難所の状況および写真　仙台市障害者福祉協会
宮城野障害者福祉センター

報 告 者

石田照年　竹島和也　矢原正明
阿部矢都子　橋口悟　荒木直哉
金ケ江和美　成清芳孝　西雄市
平田雅武

（以上 10 名）

（撮影　仙台空港ロビー）

社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会からの支援に感謝を込めて

平成 24 年 12 月　仙台市宮城野障害者福祉センターの利用者より

第 4 章

資　料　編

1．福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定（平成22年7月16日付）

福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力に関する協定

財団法人仙台市障害者福祉協会（以下「甲」という。）と仙台市（以下「乙」という。）は，福祉避難所の設置及び管理運営に係る協力について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，本市に地震，風水害その他の災害が発生した場合において，甲が所有し，又は管理する施設について，乙が福祉避難所として開設することに関し必要な事項を定めるものとする。

（福祉避難所）

第２条　福祉避難所とは，指定避難所での避難生活が困難な要援護者（災害時に居所からの避難が必要となる者であって，避難所生活に特別の配慮を要する高齢者，障害者及びこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）のために開設する二次的避難所をいう。

２　福祉避難所で行う事業は，福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け入れた要援護者に対する日常生活上の支援を含めた相談等とする。

（指定施設）

第３条　福祉避難所として指定する施設は，甲の所有又は管理に係る次の施設とする。

(1)　所在地　仙台市宮城野区大梶16-2
　　名　称　仙台市宮城野障害者福祉センター

(2)　所在地　仙台市若林区遠見塚東8-1
　　名　称　仙台市若林障害者福祉センター

(3)　所在地　仙台市太白区長町南1-6-10
　　名　称　仙台市太白障害者福祉センター

（協力の要請）

第４条　乙は，前条の施設を福祉避難所として開設する必要があるときは，その設置及び管理運営に係る事項について，甲に協力を要請するものとする。この場合において，甲はできる限りこれを受け入れるよう努めるものとする。

（要援護者の受入等）

第５条　甲は，前項の規定による乙の要請を受け入れるときは，速やかに要援護者の受入体制を整えるものとする。

２　福祉避難所への受入れを要請する要援護者に関する連絡及び受入後の要援護者の状況報告，必要な処遇の協議等は，第３条の施設と施設所在地の区災害対策本部が連携して行うものとする。ただし，緊急の場合においては，この限りではない。

３　福祉避難所への要援護者の移送については，原則として当該要援護者を介助する者又は乙が行う。この場合において，甲は，可能な範囲で協力を行うものとする。

４　要援護者を介助する者は，当該要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとする。

（開設期間等）

第６条　福祉避難所の開設期間は，災害発生の日から７日以内とする。ただし，必要な場合は甲乙協議の上，７日以内で延長することができるものとし，さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

２　甲は，前項の開設期間中は，福祉避難所の施設管理のため必要な当直者を配置するものとする。

（必要な物資の調達等）

第７条　乙は，避難した要援護者に係る必要な物資の調達に努めるものとする。

２　乙は，要援護者の生活支援，相談等を実施できるよう，介護支援者等の確保及び配置に努めるものとする。

３　甲は，第１項に定める物資の調達及び前項に定める介護支援者等の確保について，乙と連携の上，可能な範囲で自ら実施するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙は，甲に対し，福祉避難所の設置及び管理運営に係る経費について，災害救助法（昭和22年法律第108号）その他関連法令等の定めるところにより，所要の実費を負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は，協定を締結した日から、乙が第３条に定める施設を継続して所有又は管理している期間とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めるもののほか，この協定に関し必要な事項は，甲乙協議して定める。

この協定の成立を証するため，協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各１通を保有する。

平成２２年７月１６日

甲　仙台市青葉区五橋２丁目１２番２号
財団法人仙台市障害者福祉協会
会　長　　阿部　一彦

乙　仙台市青葉区国分町三丁目７番１号
仙台市長　奥山　恵美子

2．災害時の応援に関する協定書

災害時の応援に関する協定書

（趣　旨）

第１条　この協定は、社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会と財団法人仙台市身体障害者福祉協会が活動するいずれかの地域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生したときの相互応援について必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　応援の内容は、次のとおりとする。

（１）　食料、飲料水および生活必需物資等の提供

（２）　障害者が日常必要とされる別紙に掲げる物資等の提供

（３）　障害者の救援等に必要な職員、ボランティアの派遣

（４）　施設利用者の受け入れ、および斡旋

（５）　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の手続）

第３条　応援を要請するときは、次の事項を明記して文書により要請するものとする。ただし、緊急のときは、口頭、電話もしくは電信により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　前条第１号および第２号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名および数量

（３）　前条第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、必要とする職員の職種、或いはボランティアの種別、人員および現場での従事内容

（４）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受け入れを要する人数、氏名、性別、年齢、障害の程度および状況

（５）　応援場所および応援場所への経路、現場付近の状況

（６）　応援の期間および必要とされる装備品

（７）　前各号に掲げるもののほか必要な事項

（経費の負担）

第４条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

（１）　食料、飲料水および生活必需物資等の提供に要する経費は、原則として応援を受けた側の負担とする。

（２）　職員、ボランティアの派遣に要する経費は、応援を行う側の負担とする。

（３）　受け入れに要する経費は別途協議することとする。

（連絡責任者）
第５条　第３条の規定による応援の手続を緊急時において確実かつ円滑に行うため、それぞれの団体内に連絡責任者を置くものとする。
（その他）
第６条　この協定の実施に関して必要な事項およびこの協定に定めのない事項は、その都度協議して定めるものとする。
（適用日）
第７条　この協定は、平成２０年６月２７日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、当事者記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２０年６月２７日

社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
会　長　　庄　　司　　孝

財団法人仙台市身体障害者福祉協会
会　長　　一

（別　紙）

障害者が日常必要とされる物資等

○　肢体障害者用
車いす　手押し型車いす　歩行器　携帯用トイレ　トイレ用目隠しテント
松葉つえ　歩行補助つえ　紙おむつ　（体温調節困難者用として、使い捨てカイロ　防寒用ひざ掛け　毛布等）

○　視力障害者用
携帯ラジオ　盲人安全つえ　携帯用点字板　音声時計や触知式時計

○　聴力障害者用
発電機　懐中電灯　パトライト　補聴器　筆記用具等

○　膀胱または直腸機能障害者用
ストマ用装具（蓄便・蓄尿袋　皮膚保護薬品　さらし　ガーゼ脱脂綿等）
湯沸かし器　トイレ用目隠しテント

○　呼吸器機能障害者用
濃縮酸素の濃縮器や液体酸素のボンベ　携帯用酸素ボトル　酸素用電池

○　喉頭摘出者用
携帯用会話補助装置（人工喉頭）および電池　筆記用具

○　その他必要な物資

3．東日本大震災と障害当事者団体

（「ノーマライゼーション」平成23年7月1日発行　第31巻　第7号通巻360号寄稿）

東日本大震災と障害当事者団体

阿部一彦

当事者団体等のこれまでの取り組み

約35年周期で大きな地震が発生している宮城県内では防災への関心が高く、当事者団体もさまざまな取り組みを行ってきた。たとえば、大学ボランティアセンターの呼びかけで、障害種別団体ごとに支援の必要性や災害時の対応について検討する機会をもち、各当事者が執筆して災害時要援護者マニュアルを発行し、シンポジウム等を通して障害別のニーズを地域に発信してきた。仙台市障害者福祉協会でも数年前から総合防災訓練に参加し、災害時ボランティアの養成・登録、関係者への防災意識の啓発に取り組んできた。ただし、これまでに起きた地震の規模を念頭に置いた地震発生直後の避難方法やそのための日頃の準備等に関する検討であり、今回の規模の大地震・大津波を想定したものではなかった。

東日本大震災に伴う活動

東日本大震災発生後、協会では、加入団体の会員や協会が行っているサービス利用者の安否確認活動に取り組んだ。ただし、個人情報保護ということで連絡先の記載のない加入団体の場合には会員の安否確認は行えなかった。

協会が運営する3障害者福祉センターでは福祉避難所を開設した。福祉避難所は二次避難所として位置づけられ、その利用は一般避難所を巡回する保健師等の判断によって行われた。当初は地元他法人の協力によって運営されたが、各法人の事業再開準備等に伴い、福岡市身体障害者福祉協会、日本身体障害者団体連合会、きょうされん、介護福祉士養成施設協会による大学生等の支援を受けた。災害時相互支援協定を締結している山形県身体障害者福祉協会は災害時緊急車輌の指定を受け、日用品、食料品等の輸送に取り組むとともに、体温コントロールが困難な障害者を同協会の保養施設に受け入れた。非常時における他の団体の支援は心強い。つながりと支え合いがありがたい。

JDFみやぎ支援センターの報告

3月23日に日本障害フォーラム（以下、JDF）と地元の障害者団体との意見交換会が開催され、緩やかなネットワークとして被災障害者を支援するみやぎの会が発足した。そして、3月30日にJDFみやぎ支援センターが仙台市内に開設され、約1週間単位で交替するボランティアの引き継ぎによって、毎日40人前後の人々が沿岸部被災地等に出向いて活動している。

同センターの報告によると、一般避難所ではあまり障害者に出会うことがない。障害者はさまざまな理由から避難所に居づらさを感じ、自主退去して

被災状況・被災者支援

被災している自宅に戻ったり、親戚宅等を転々としたりせざるを得ない。食料品・日用品等の支給、必要情報の周知は避難所で行われるため、退去した障害者はさまざまな不便を持つ。センターでは個別的な依頼があれば、浸水した住居のヘドロ等の撤去・清掃作業、生活用品、福祉用具等の調達・配送等にも取り組んでいる。しかし、個人情報保護条例の壁は障害者との出会いを困難にし、適切な支援を妨げている。

自治体等の対応によっては個人情報保護の壁を乗り越えている事例もある。A市では保健師とともに障害者宅を訪問したり、B町では障害当事者団体の名簿をもとに安否確認活動を行ったり、C町では多忙な社協職員に代わって通所事業に取り組んでいる。

被災障害者を支援するみやぎの会

みやぎの会では、JDFみやぎ支援センターや難民を助ける会等との情報交換会を重ねている。当初、地元障害者団体は窮状や前途の不安を訴えることが多かったが、回を重ねるにしたがって他団体の被災状況や取り組み等の現状を知ることができ、団体同士の連携、情報交換等の重要性を認識した。さらにネットワークの力を生かして今後の復旧、復興に向けて自治体、国への要望を行うこと、そして自治体の復興計画、障害者計画の策定時にはニーズをよく知る当事者だからこそ主体的に参画すべきこと等が議論された。

みやぎの会では、地元団体が発信したい情報や収集した数多くの情報の中から障害当事者にとって必要と思われる情報を抽出、加工して発信する活動を行っている。また、地元団体が把握したニーズについて、JDFを通じて国や地方自治体へ要望する活動等に取り組んでいる。

今後の課題

今なお困難な被災生活を強いられている障害者の個別的な生活ニーズに応える支援とともに、沿岸部に事務局を置く大きく被災した障害者団体への支援が求められる。また、これまでの防災に関する当事者団体の取り組みや支援のあり方、そして制度等を点検、総括して、今後の災害に備える取り組みも大切である。なかでも、個人情報の活用に関しては当事者の立場から検討する必要がある。あらかじめ同意しておくことによって、災害時の活用に供する可能性についても検討したい。

今回の困難な体験によって、失いかけているとされてきた絆、つながり、支え合いの素晴らしさが確認できた。現在は、これまでの経済至上主義の競争型社会から心の豊かさに価値をおく、支え合いの成熟型社会への転換期であるといわれる。

大きな災害にもかかわらず、暴動や略奪もなく粛々と支え合う日本人の絆と日本の社会に海外の評価が高い。障害者を含め被災者の声をもとに、大震災発生前よりもはるかに暮らしやすい地域社会の構築が求められる。生活は人と環境との相互作用である。復興への道のりには課題も多いが、社会を構成する一人ひとりを大切にするインクルーシブな共生社会の実現に結びつけたい。その時、障害当事者団体の連携によってこそ果たせる役割が大きい。

（あべかずひこ　仙台市障害者福祉協会会長、東北福祉大学教授）

4．東日本大震災と障害者支援

（「すべての人の社会」新障害者基本計画＆新アジア太平洋障害者の十年推進のための情報誌
平成 23 年 7 月 15 日発行　Vol 31-4 通巻 No.373）

ささえあい　つながり　ささえあい　つながり　ささえあい　つながり　ささえあい　つながり

4月号以降、大震災関連ニュースを掲載してきた本誌では、今回、被災地域の仙台の地元で障害者支援の会を束ねられ、なおかつJDF（日本障害フォーラム）が設置したみやぎ支援センターの代表として活動に奔走される阿部さんにこれまでの支援の状況と今後について、また日本てんかん協会の福井さんに現地の様子を、思いを交えてご執筆いただきました。

東日本大震災と障害者支援

被災障害者を支援するみやぎの会代表　仙台市障害者福祉協会会長
東北福祉大学教授　阿部　一彦

JDFと地元障害者団体の連携

大震災が起きて１週間たった頃、日本障害フォーラム（JDF）から地元障害者団体と意見交換会を開催したいという連絡が入った。交通手段の確保に大きな困難があるにもかかわらず、数多くの団体が意見交換会（３月23日）に集まった。これまで障害者権利条約や障がい者制度改革に関する地域フォーラムの開催を重ねてきた連絡網が存在したことや今回の大惨事への困惑が多くの団体の参集につながったと考えられる。そして、地元団体の緩やかなネットワークとして「被災障害者を支援するみやぎの会」が発足した。

支援センターの活動と個人情報保護の壁

３月30日にJDFみやぎ支援センターが仙台市内に開設された。以後、約1週間単位で交代する全国から集まったボランティアの引継ぎによって、毎日40名前後の人々が沿岸部被災地等で活動している。また、４月28日にはJDFみやぎ北部支援センターが登米市内に開設された。どちらのセンターも地域の障害者施設の一角をお借りして拠点化したものであり、場所提供に快諾された関係施設には深く感謝したい。

ところで両センターの報告によると一般避難所にはあまり障害者がいない。障害があると様々な理由から避難所に居づらさを感じ、自主退去して被災している自宅に戻ったり、親戚宅等を転々としたりせざるを得ない。食料品・日用品等の支給、必要情報の周知は避難所で行われるため、退去した障害者は様々な不便を持つ。両センターでは個別的な依頼があれば、浸水した住居の汚泥等の撤去・清掃作業、そして必要物資、福祉用具等の調達・配送等にも取り組んでいる。しかし、個人情報保護の壁は障害者との出会いを困難にし、適切な支援を妨げている。

阪神大震災では行政から障害者手帳の台帳が提供され、その情報を基に安否確認や訪問支援活動が行われたことを考えると、きわめて遺憾である。

地域によっては個人情報保護の壁を乗り越えた事例もある。A市では保健師とともに障害者宅を訪問したり、B町では障害当事者団体の名簿を基に安否確認活動を行なったり、C町では多忙な社協職員に代わって通所事業に取り組んでいる。

「被災障害者を支援するみやぎの会」の活動

被災障害者を支援するみやぎの会では、JDFみやぎ支援センターや難民を助ける会等との情報交換会を重ねている。当初、地元障害者団体は自らの窮状や前途の不安を訴えることが多かったが、回を重ねるにしたがって他団体の被災状況や取り組みの現状を知ることができ、団体相互の連携、情報交換の重要性を認識した。さらにネットワークの力を生かして今後の復旧、復興に向けて自治体、国への要望を行うこと、そして自治体の復興計画、障害者計画の策定時にはニーズをよく知る当事者だからこそ主体的に参画すべきこと等が議論された。

みやぎの会では、地元団体が発信したい情報や収集した数多くの情報の中から障害当事者にとって必要と思われる情報を抽出、加工して発信する活動も行なっている。また、地元団体が把握したニーズについてJDFを通して国や地方自治体へ要望する活動等に取り組んでいる。

今後の取り組み

今なお困難な被災生活を強いられている障害者の個別的な生活ニーズに応える支援とともに沿岸部の

障害者福祉事業所や沿岸部に事務局を置く障害者団体への再建支援が求められる。また、災害時支援のあり方、制度等を点検、総括して今後に備える取り組みも大切である。中でも、個人情報の活用に関しては当事者の立場から検討して、社会に訴える必要がある。当事者の中では、個人情報も大事だが、命、生活の方がもっと大事だという意見が圧倒的に多い。

多くのボランティアの方々や物的支援に深く感謝したい。今回の困難な体験の中に、失ってきたとされる絆、つながり、支え合いの素晴らしさを確認できた。現在は、経済至上主義の競争型社会から心の豊かさに価値をおく支え合いの成熟型社会への転換期であると言われる。大災害にもかかわらず、暴動や略奪もなく粛々と支え合う日本人の絆と日本の社会に海外の評価が高い。障害者を含め被災者の声をもとに、大震災前よりもはるかに暮らしやすい地域社会の構築が求められる。生活は人と環境との相互作用である。復興への道のりには課題も多いが、社会を構成する一人ひとりを大切にするインクルーシブな共生社会の実現に期待するとともに、そのための原動力の役割を果たしたい。

被災地に飛んで、心にしみたこと

日本てんかん協会理事　福井　典子

遅ればせながら５月23、24日の両日、早起きして新幹線に飛び乗り、被災地・仙台市に行ってきました。

４月29日から「宮城県障害者総合センター」の図書室を借りて設置した「日本てんかん協会・現地対策支援センター」に当番として詰めるためでした。すでに宮城県の会員たちの献身的な活動が開始されていたのですが、ようやく組織としての拠点を持つことができたのです。この間受けた100件近い相談票を読んでみて、この大震災のなかで、てんかん患者とその家族が、如何に途方もない困難に陥ったかということをしっかり認識させられました。かかってきた電話はもちろん、ラジオやテレビで流された「お知らせ」を通じて助けを求めてきたものでした。ほとんど会員外の方々からのもので、「薬をもって避難できなかった。どこで、どうすれば手に入るのか」というものが多く、抗てんかん薬が如何に必要なものか、胸に迫ってきました。次いで、「福祉避難所のような、ゆっくり休めるところはないか」という切実な訴えです。全てを失って、障害をもって暮らすことの困難さがいっそう迫ってくる状況が痛いほどよくわかりました。生活相談は役所の窓口まで一緒に行って解決に当たってきていて、延べ数回のものも多くありました。

今回の未曾有の体験は、災害時にしっかり対応できるということは、日常的な福祉の充実があってこそということを、私たちにはっきりと示してくれたのでした。

ちょうど２日目に、仙台市で開催された、前段の阿部さんの報告にあるJDFの現地支援センターの３回目の情報交換会にも参加させていただき、その連帯の力強さをどれほどありがたく思ったことか知れません。

現地に立ってみて改めて、この救援・復興の今後の道程の長さを実感させられました。と同時に、震災を契機にできたこの各障害者団体の連携を、これからしっかり生かしていくことの大切さが心にしみました。それは夕闇迫る帰りの新幹線の中で、わずかに私の心を満たしてくれた希望の光でした。

5．東日本大震災における福祉避難所の実践（戸山サンライズ寄稿）

特集

東日本大震災における福祉避難所の実践

仙台市宮城野障害者福祉センター

はじめに

３月11日（金）午後２時46分ごろに発生した巨大地震は、全てのライフラインを遮断し、被災情報といえば携帯ラジオから入ってくるニュースだけで、刻一刻伝えられる被災地の様子は想像をはるかに超える痛々しいものでした。

この未曽有の大災害となった「東日本大震災」から８か月が経過した今日、市民の多くは徐々に平常な生活を取り戻しつつあるものの、被災者は、それぞれに消えることのない深い心の苦しみを抱えながら、再び訪れようとしている厳しい冬の季節を乗り越えるための準備と、延々と続く復旧と復興の過酷な闘いが続いております。

今回の大震災では、平成７年の「阪神・淡路大震災」を教訓として、新たに示された「福祉避難所」が、初めて仙台市内で40箇所開設され、その取り組みが実践されました。

ここでは、仙台市宮城野障害者福祉センターにおいて取り組んだ「福祉避難所」の実践を通して感じたこと、考えたことなどを、述べさせていただきますので、その取り組みから、今後の皆様の防災や減災の対応策について、少しでもお役に立つことができれば幸いです。

最初に、当センターの概要を紹介します。仙台市宮城野障害者福祉センターは平成13年10月に開設され、地域における障害者福祉活動拠点として設置された「多機能型施設」となっております。

各種事業の提供サービスは、異なる法人がそれぞれ委託を受けて同居しており、法人の枠を越えて連携しながら、協働のもとで推進しております。

〈 施設概要 〉

設置主体：仙台市

管理運営：財団法人仙台市障害者福祉協会〔貸館事業・各種講習会等〕

事業委託：財団法人仙台市障害者福祉協会〔自立訓練（機能訓練）事業〕
財団法人仙台市障害者福祉協会〔障害者相談支援事業〕
社会福祉法人仙台市手をつなぐ育成会〔生活介護・自立訓練（生活訓練）事業〕
社会福祉法人ゆうゆう舎〔就労移行支援・就労継続（Ｂ型）事業　※喫茶ルーム〕

構　　造：鉄筋コンクリート造３階建（建物面積780.18㎡）

※ 詳しくは、「財団法人仙台市障害者福祉協会」のホームページをご参照下さい。
http://www.shinsyou-sendai.or.jp/

1　福祉避難所の実践

（1）福祉避難所の概要

発災直後、建物そのものに大きな損傷はありませんでしたが、水道・電気・ガスといったライフラインが一斉に途絶え、これに関連する施設設備は、その機能を全て失いました。

幸いなことに、施設の貯水槽は作動機械の故障はありましたが、貯水槽（常時9.6ｔの水を貯水）

より直接水を抜くことができたため、飲料水やトイレ等は、それほど困ることはありませんでした。

しかし、最低気温が－２℃程度という降雪のなか、電気、ガスが不通であったためにエアコンが使用できず、暖をとることに大変な苦難を強いられました。

〈 ライフラインの復旧状況 〉

※ 下記は、仙台市宮城野障害者福祉センターの復旧状況であり、地域によって復旧状況は異なります。

- 電気：３／17（木）発災から６日後に復旧。
- 水道：３／18（金）発災から７日後に復旧。
- ガス：３／28（月）発災から17日後に復旧。

※ ４／７（木）余震の影響によって再度停止。
４／12（火）に再復旧。

福祉避難所の利用対象者は、地域の小・中学校等に開設された指定避難所での集団生活が著しく困難である方やバリアフリー環境を要する高齢者、身体の不自由な障害者が対象で、指定避難所等から区災害対策本部を経由しての受け入れが行われました。

仙台市宮城野障害者福祉センターでは、発災翌日の平成23年３月12日（土）に開設し、センターの職員を中心に日勤・宿直の二交代制で24時間体制のもとで利用者の支援活動を行い、避難者が自宅や他の施設等に移行された４月30日（土）までの50日間で、合計24名、延べ512名の方々を受け入れました。その間、それぞれの心身状態に合わせた環境改善、身体の介護・介添え、被災による精神的ケアのほか、私生活に関わる情報の提供や悩み・不安に関する相談対応など、これまで培ってきた専門性を活かす支援活動の場にもなりました。また、地域生活の再開に向けた環境整備や調整等についても、関係行政機関及び各支援事業所と連携を取り合いながら行いました。

〈 福祉避難所実績概要 〉

①開設期間　平成23年３月12日（土）
～４月30日（土）50日間

②避難者数　24名（内３名避難者付添）
※延利用者512名

③避難者内訳

性　別：男性＝７名、女性＝14名

年齢別：80歳代＝７名、70歳代＝５名、
60歳代＝１名、50歳代＝３名、
40歳代＝１名、30歳代＝３名、
10歳代＝１名

障害等種別：
高齢認知症＝７名、高齢者＝３名、高齢障害重複＝２名、身体障害＝１名、知的障害重複＝５名（内１名医療的ケア）、精神障害＝３名

※ 避難者内訳に付添者は含まれておりません。

④退所先内訳

自宅帰宅者＝12名（内２名は、自宅を転居）、施設入所＝２名、高齢者住宅＝２名、親戚宅＝２名、一般避難所＝１名、入院＝２名

※ 退所先内訳に付添者は含まれておりません。

⑤派遣協力団体等

福岡市身体障害者福祉協会、ＪＤＦ、日本身体障害者団体連合会、きょうされん、東北福祉大学、宮城県介護福祉士会

（２）福祉避難所の開設及び運営に係る成果

仙台市宮城野障害者福祉センターは、日頃から法人相互の職員による連携体制ができていたこともあり、福祉避難所の開設準備はスムーズに進み、早期に福祉避難所の開設を迎えられ、全職員が一丸となって被災者の支援に取り組むことができました。

また、避難者の数が増加し、食糧の調達等が困難であった時期に他都市やさまざまな機関・団体から支援物資の提供や人員派遣等の惜しみない協力が得ら

れ、その暖かさに触れながら支援が円滑に継続できたことに改めてお礼を申し上げます。

防災や減災に対するこれまでの取り組みは、1978年６月12日に発生しました宮城県沖地震の再来に備えてのもので、仙台市においても行政が中心となって住民組織団体や各種施設等と連携しながら、有事における要援護者支援等の体制や対応策を築いてまいりました。しかし、今回の大震災では、災害時に備えた行動やその準備対策等に自覚との懸隔さを痛感させられるものでもありました。このため、今回の福祉避難所の実践を通して得た被災者支援について、その仕組みや体制強化等の課題改善に対する意見具申をし、「共に前へ」より良いまちづくりの一翼を担えるよう努めていきたいと考えております。

（３）福祉避難所運営に係る取り組みや課題

①市民への災害時要援護者に対する理解促進について

発災初期においては、多くの市民が指定避難所等への避難を余儀なくされましたが、指定避難所は人が溢れ、誰しもが右往左往する状況でした。避難所内の混乱を終息させていくためには、相当な労力を要することは言うまでもありませんが、避難所内では障害理解への不十分さが招く市民間での誤解やトラブルなども生じており、指定避難所に行ったものの、居たたまれず自宅に戻らざるを得なかった方もいらしたようです。

さまざまな障害者に対して、常に市民から温かな理解や協力が得られるよう、十分な啓発と周知の働きかけは不可欠です。有事においても、相互に理解し合い避難所内での共助が促進できるよう、官民一体となった取り組みをしていくことが重要であると考えます。

②福祉避難所の設備や移送について

福祉避難所で使用する設備・備品等については、「福祉避難所（障害者福祉センター）連絡票」を３月17日から毎日16:00までに法人事務局を通して仙台市障害者支援課に提出し、必要物品を要求し整備しました。その他、障害者福祉センターは入所施設ではないためベッドが不足しましたが、訓練用マットや訓練用プラットホームをベッドの代用品として使用するなど、障害者福祉センターの設備・備品等で供与可能なものを使用して可能な限り対応いたしました。今後は、必要な設備や備品の整備を仙台市にお願いしていきたいと考えています。

また、重度障害者や介護等を要する単身生活者にとっては、一時または指定避難所まで避難すること自体が難しいというのが現状です。現行の福祉避難所でも、あくまで避難されてきた方を受け入れる施設となっており、避難困難者の支援を行う機能までは残念ながら備えておりません。とかく、避難所内の機能や環境についてのみに注視されがちですが、避難困難者の移送手段なども考慮した支援が不可欠であると考えます。

避難には「速やかさ」が求められますが、例えば、行政機関や関連のある施設等において避難困難者の支援を行ったとしても、今回のように震災によって道路が破壊され、信号は消え、車は大渋滞というなかでは、即時に対応することは難しいと感じます。仮に支援を行ったとしても、長時間を要するのでは現実的とは言えません。だからこそ、「自助」と「共助」が発災時の初期対応において非常に重要であると考えます。福祉避難所を利用された方や地域住民から「直ぐに近隣の方に助けだされて・・・」といった話を多々耳にしたことから、避難には最も身近な近隣住民からの協力が得られるか否かが特に重要なポイントになると考えます。

したがって、地域社会における「共助」の仕組みが災害時においても大きな力になるような地域づくりが肝要であり、当事者自身も、地域へ自己発信していく努力やそのサポートが必要であると考えます。

③支援物資と備蓄について

通常配給されるアルファー米や缶パンの非常食は、こと高齢者や嚥下に障害をもつ方々にとっては、大変食しにくいものがありました。(固いため咀嚼しづらく飲み込むことが難しい。または、パサつきによるむせ込みや誤嚥など。)

今回の福祉避難所では、カセットコンロやキャンプ用コンロを使って、配給された非常食を再調理し、形状を変えることで何とか食すことができましたが、非常食の単調食材だけでは継続摂取は辛いようでした。なにより、栄養の偏りによる体調不良が危惧されましたので、食材確保には最大限の努力が必要とされました。

福祉避難所に限らず、コストもふまえて、まとまった食数を簡便的に揃えなければならない事情もありますが、食される対象者等も考慮した非常食の種類や形状なども検討し、備えていく必要があると考えます。

非常食以外の通常食材については、震災後、日を追うごとに比較的入手し易くなりましたが、オープンされたお店には長蛇の列ができて食材購入にはかなりの労力が必要でした。

また、通常の食材に比べて、「味噌」「醤油」「塩」などの調味料や「缶詰」や「カップラーメン」などの保存食品については、非常に入手が困難でした。

保管場所や品質管理など課題は多々ありますが、支援物資だけに頼らざるを得ない状況を回避する必要があり、自主的な備蓄努力は必須であると考えます。

④マンパワーの重要性について

外部機関やボランティアの方々から沢山の応援をいただきながら、なんとか乗り切ることができた福祉避難所でありました。

福祉センター職員を中心として、外部機関やボランティアの方々と共に、それぞれの役割を勘案しながら分担して避難者の支援に取り組みましたが、避難者の多くは重度で介護度の高い方々が多かったため、身体介護や介助に関しては熟練した技術が必要とされました。

また、障害者福祉センターは入所施設ではないため、昼夜を問わない福祉避難所の開設が長期化するにしたがって、職員の精神的・身体的疲弊は大変深刻なものでもありました。

常時介護を要する方々の受け入れにあたっては、介護技術等を習得している人員が必須とされるため、避難対象者を考慮した人員配置に留意していくことが重要であると考えます。

また、福祉避難所の開設によって、長期間、通常サービスの提供ができなくなることも懸念されます。発災から徐々に生活が平常化するにともない、従来からの通常サービスもできるところから速やかに取り組めるよう、福祉避難所と並行して運営していける仕組みや人員体制づくりについても検討していく必要があると考えます。

2　福祉避難所の実践を経て

避難所生活の過酷さについては、誰しもが憂慮し懸念されていることだと思います。

震災によって、身体的にも精神的にも疲弊しているなかで、さらに、避難所生活が過酷であっては在宅生活への早期復帰が難しくなります。特に、支援を要する人々にとっては、これまで以上に復帰後の生活が困難を極めるということが必至です。

福祉避難所では、在宅生活の移行に対しても視野を広げ、退所後の地域生活がスムーズに行えるよう、気力・体力ともに十二分に回復されることにも配慮しながら、総合的な支援を手厚く行っていくことが必要であり、そのためには支援する側の心身の健康の維持が大切であると50日間の実践を通して、改めて強く感じております。

最後になりますが、福岡市身体障害者福祉協会をはじめとする全国の皆様からの応援があって運営できた福祉避難所でした。本当にありがとうございました。

6．仙障だより号外

(1)　平成23年４月15日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年４月１日付けで発行した「生活支援情報（第１号）」から転載したものです。

り災証明書の申請を受け付けています

○「り災証明書」は、東北地方太平洋沖地震や津波により、住居等に使用している建物が損壊・流出等の被害を受けた方が、各種の支援制度を利用する際に必要となるものです。

○「り災証明書」は、建物の被害程度（全壊・半壊など）を証明するもので、被害状況の調査（建物被害調査）が必要になります。この調査結果に基づき、被害程度の認定ができたものから、「り災証明書」を順次発行します。

○支援制度には、生活再建等の資金の支援、各種の保険料や保育料等の減免、中小企業や農業関連の融資、応急仮設住宅の提供などがあります。4月1日号の市政だよりなどをご参照ください。

○支援制度によっては、被害調査を必要としない、「り災届出証明書」で支援を受けられるものもあります。

○申請に必要なもの＝ご本人であることが確認できるもの（運転免許証、住民基本台帳カード、パスポートなど）、被害状況が分かる写真。これらがご用意できない場合はご相談ください。

○受付時間＝平日の午前８時半～午後５時（当分の間は、土曜・日曜・祝日も受け付けます。）

被災建物の修繕又は取り壊しをされる場合のお願い

○「り災証明書」発行のために、国の基準に基づき建物の被害程度（全壊・半壊など）を認定する「建物被害認定調査」を順次実施していますが、被害が相当数に及ぶため、現地調査に伺うまでには時間がかかります。

○市の調査員が建物調査に伺う前に、建物の修繕や取り壊しをされる場合には、被害の内容が確認できるよう写真撮影等をお願いします。

【準備、保管をお願いするもの】

(1)被害状況を撮影した写真
　①建物の全景写真（できれば4方向全部）
　②被害個所の写真（屋根、柱、外壁、内壁、建具、基礎、天井、設備など）
(2)取り壊しや修繕の工事等の見積書及び明細書
(3)その他、被害状況を確認するために参考となるもの

仙障だより
発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294㈹
FAX 022-266-0292
発行人　阿部一彦
定価　500円／年

■受け付け・問い合わせ

【建物被害】		【火災】	
青葉区固定資産税課	225－7211	青葉消防署	234－1121
宮城野区固定資産税課	291－2111	宮城野消防署	284－9211
若林区固定資産税課	282－1111	若林消防署	282－0119
太白区固定資産税課	247－1111	太白消防署	244－1119
泉区固定資産税課	372－3111	泉消防署	373－0119
宮城総合支所固定資産税課	392－2111	宮城消防署	392－8119
秋保総合支所税務住民課	399－2111		

このほか市役所本庁舎８階「被災者支援相談窓口」でも受け付け可。（こちらは午前９時～）

「被災者支援相談窓口」を設置しています

○市では、被災した方々へ各種支援制度等に対する情報提供を行うことを目的として、相談窓口を開設しました。被災住宅に関すること、弔慰金や見舞金に関すること、生活資金の貸付などに関するご相談や「り災証明書」の申請受け付けを行っています。

○電話案内と面接相談があります。

○面接相談は、必ず事前に「被災者支援情報ダイヤル」にお電話いただき、相談できる内容を確認のうえお越しください。

○場所＝仙台市役所８階ホール（青葉区国分町３－７－１）

○時間＝平日の午前９時～午後５時（面接相談の受け付けは午後４時半まで。４月中は、土曜・日曜・祝日も開設。）

■問い合わせ
被災者支援情報ダイヤル
２１４－３８０５

(1)　平成23年4月15日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年7月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年4月6日付けで発行した「生活支援情報（第2号）」から転載したものです。

仙障だより

発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

こころの電話相談をご利用ください

○今回の震災によるさまざまなご心配などで、眠れない、気持ちが落ち着かない、不安でどきどきするなど、いつもと違うこころの状態に悩んでいませんか。
市では、匿名でこころの悩みを話して相談できる電話を開設しています。話すと楽になることもあります。一人で悩まずに、気持ちを話してみてください。

「はあとライン」　℡２６５－２２２９
開設時間＝10：00～12：00、13：00～16：00
月曜日～金曜日（土日祝はお休み）
「ナイトライン」　℡２１７－２２７９
開設時間18：00～22：00
年中無休

○民間団体でも下記の相談電話が開設されています

仙台いのちの電話相談
℡７１８－４３４３　開設時間＝24時間
仙台グリーフケア研究会「地震・津波に関するこころの相談ホットライン」
℡０８０－３３２６－５６１２　開設時間＝9：00～21：00
日本精神衛生学会「東北地方太平洋沖地震対応心の相談緊急電話」
℡０１２０－１１１－９１６　開設時間＝13：00～22：00

被災した軽自動車等に関する手続き

○今回の震災により、所有している軽自動車等が、使用不能や所在不明になった場合は、「軽自動車税に係る車両を所有していない申立書」を提出することにより、平成23年度の軽自動車税を課税しませんので、申立書を提出してください。申請用紙は、区役所・総合支所の窓口にあります。市のホームページからダウンロードすることもできます。
○この申し立てのほか、あわせて廃車申告が必要となります。
○対象車＝原動機付自転車（125cc以下のバイク等）
小型特殊自動車
二輪の軽自動車（125cc超250cc以下等）
三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）
二輪の小型自動車（250cc超）

■「軽自動車税に係る車両を所有していない申立書」の提出先
＝お住まいの区の区役所税務課、宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課

■廃車申告先
⑴原動機付自転車（125cc以下のバイク等）、小型特殊自動車
＝区役所税務課、宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課
※ナンバープレートがある場合はお持ちください。
⑵二輪の軽自動車（125cc超250cc以下等）、三輪・四輪の軽自動車（660cc以下）
＝宮城県軽自動車協会
（宮城野区苦竹4－2－20、232－5724）
⑶二輪の小型自動車（250cc超）
＝東北運輸局宮城運輸支局
（宮城野区扇町3－3－15、050－5540－2011）
【注】軽自動車以外の普通自動車等は、自動車税（県税）の取り扱いになりますので、県税事務所等へお問い合わせください。

■問い合わせ

青葉区税務課	℡225－7211
宮城野区税務課	℡291－2111
若林区税務課	℡282－1111
太白区税務課	℡247－1111
泉区税務課	℡372－3111
宮城総合支所税務課	℡392－2111
秋保総合支所税務住民課	℡399－2111

(1)　平成23年4月18日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年7月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年4月8日付けで発行した「生活支援情報（第3号）」から転載したものです。

住宅の応急修理

○東日本大震災により、全壊・大規模半壊又は半壊した住宅を、自らの資力で修理できない方に代わり、一定の範囲で応急修理を行います。

■対象住宅＝り災証明書で「大規模半壊」又は「半壊」と認定された住宅。「全壊」と認定された場合でも応急修理により居住が可能な場合は対象となります。

■対象者＝対象住宅の居住者で、応急仮設住宅等に入居しておらず、世帯全体の年収が一定額以下の方

■支援方法＝現物支給(市が工事業者に修理を依頼し費用を支払います)

※申し込みをせずに修理を終えた場合は対象にならない場合があります。

■修理箇所＝居室、トイレ、台所など日常生活に必要最小限の部分

■必要な書類＝り災証明書、世帯全員の住民票、世帯全員分の平成21年市県民税課税証明書又は非課税証明書

■限度額＝1世帯当たり52万円

■問い合わせ
コールセンター
フリーダイヤル0120－055－150

缶・びん・ペットボトル・廃乾電池類を収集しています

○毎週1回の通常回収を再開しています。

○いままでどおりの指定の曜日に、黄色の回収容器へ出してください。

※ペットボトルはつぶしてください。

※アルミ缶・スチール缶を分ける必要はありません。

※スプレー缶・カセットボンベは使い切ってから、屋外の風通しのよい場所で穴を開けるなど、中身を完全に空にしてから出してください。

■問い合わせ
環境局
廃棄物管理課214－8226

紙類の通常収集も再開しています

○月2回の通常収集を再開しています。

○【新聞（折込チラシ含む）】【段ボール】【紙パック】【雑誌】【雑がみ】の種類ごとに分別し、ひもで十文字に縛って、指定日の朝8時30分までに出してください。雑がみは、紙袋に入れるか、チラシなどの大きめの紙に包み、ひもで縛ってください。

■問い合わせ
環境局
ごみ減量推進課　214－8229

プラスチック製容器包装の通常収集も再開しています

○週1回の通常収集を再開しています。

■問い合わせ
環境局
廃棄物管理課　214－8226

仙障だより

発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294代
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

(1)　平成23年4月18日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年7月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年4月13日付けで発行した「生活支援情報（第4号修正版）」から転載したものです。

仙障だより

発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料

(1)納期の延長

平成23年3月31日が納期となっている国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納期を2カ月延長し、平成23年5月31日とします。

(2)保険料の減免

○国民健康保険、介護保険

震災により住宅等に著しい損害を受けた方は、平成22年度保険料の第10期及び平成23年度保険料（平成24年3月納期まで）について、減免される場合があります。

○後期高齢者医療

後期高齢者医療では、減免申請期限を災害があった日から1年とし、申請の日から1年の間に納期が到来する保険料（未納のものに限る）について、減免の申請を受け付けます。

■減免内容＝損害の度合いに応じて、保険料を減額または免除します。収入が、失業、事業の休止・廃止等により著しく減少した場合にも、申請により減免を受けられることがあります。

■申請窓口＝国民健康保険・後期高齢者医療は各区役所保険年金課、総合支所保健福祉課、介護保険は各区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課

■必要な書類＝原則として「り災証明書」

■受け付け・問い合わせ

青葉区保険年金課	225−7211	太白区保険年金課	247−1111
宮城総合支所保健福祉課	392−2111	秋保総合支所保健福祉課	399−2111
宮城野区保険年金課	291−2111	泉区保険年金課	372−3111
若林区保険年金課	282−1111		

水道料金・下水道使用料の特別措置

(1)建物滅失等の場合の料金減免

建物が被害を受け居住不能となり、水道の使用ができなくなった方については、前回検針日から平成23年3月11日までの料金が免除されます。下記の申し込み先にご連絡ください。

※再び水道を使い始める際もご連絡ください。

(2)漏水分の減量

宅地内・屋内で給水装置の破損により漏水が生じた方については、過去の実績水量に基づき水量を減量して料金を計算します。下記の申し込み先にご連絡ください。

■提出書類　工事業者が発行する修繕施工証明書（なければ領収書の写し）

(3)基本料金1か月分の減免

すべてのお客さまについて平成23年3月分の水道の基本料金（下水道は基本使用料相当額）を減免します（3月10日までに使用廃止した方を除きます）。特に連絡の必要はありません。

※井戸水で下水道使用の方、公設浄化槽使用の方も下水道使用料（738円）を減免します。

平成23年4月18日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年7月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

(4)納入通知書発送の延期

震災後の納入通知書の発送と、納期限を延期しました。

■受け付け・問い合わせ
【建物滅失等の場合の料金減免・引越手続など】
仙台市水道局コールセンター　748−1111
【漏水分の減量】
宮城野区・若林区・太白区にお住まいの方＝水道局南料金センター　304−0022
青葉区・泉区にお住まいの方＝水道局北料金センター　371−8831
【井戸水での下水道使用の方、公設浄化槽使用の方（建物滅失、漏水等の場合）】
建設局業務課　214−8809

※現在お問い合わせの電話が多数寄せられており、つながりにくくなっています。
お話中の場合は、時間をおいておかけ直しくださるようお願いいたします。

平成22年確定申告期限の延長について

(1)申告・納付等の期限の延長

東日本大震災により、宮城・青森・岩手・福島・茨城県の納税者について、すべての国税に関する申告・納付の期限が自動的に延長されました。

申告所得税及び個人事業者の消費税の平成22年確定申告分の申告及び納税の期限も延長され、4月22日と27日に予定していた預金口座からの振替納付日も延長されました。

延長後の期限は、今後、被災者の皆さまの状況を見ながら検討されます。

(2)納税証明書の発行について

震災による被害のため、災害復旧に必要な資金の借り入れのために国税の納税証明書の交付を受ける場合、交付手数料は必要ありません。

(3)他の地域から避難されてきた皆さまへ

国税に関する相談や納税証明書の交付申請は、避難先の最寄りの税務署で受け付けています。

■問い合わせ
仙台北税務署　222−8121
仙台中税務署　783−7831
仙台南税務署　306−8001

(1)　平成23年5月2日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年7月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年4月20日付けで発行した「生活支援情報（第5号）」から転載したものです。

津波により発生・漂着した<がれき>などを撤去します

○市では、津波により発生・漂着した、宅地などの敷地内に残されているがれき等の撤去を4月22日（金）から行っています。

■撤去の対象＝宅地などの敷地内にある、津波によって発生・漂着した「建築物等の残がい」や「流木」などのがれき、自動車等

※完全に倒壊してがれき状になっている家屋は、基礎のみを残し撤去します。

※地区により、浸水ごみ（畳や布団、家具などが水に浸かってしまい、使用できなくなったもの）を収集していますが、それとは別に実施するものです。

※農地のがれきについては、水路等のがれきの撤去を行い、宅地内のがれき撤去が終わった段階から撤去を始めます。

■撤去の進め方と対象地区＝下記の撤去対象地区ごとに、重機による作業を実施します。撤去を希望しない場合は、あらかじめ下記の問い合わせ先にご連絡ください。

区	地区名
宮城野区	蒲生・中野地区、蒲生・岡田地区
若林区	神屋敷地区、四ツ谷地区、藤田地区、笹屋敷地区、荒浜地区、下飯田地区、今泉地区、二木地区、三本塚地区、種次地区、井土地区、藤塚地区

仙障だより

発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

■住民の皆様へのお願い

○ご自分の所有物で必要なものについては、可能な限り事前に回収してください。

○撤去作業中にアルバムや位牌等が回収された場合は、市で一時保管し、所有者の方に引き渡すことのできる機会を設けます。また、市が回収した貴金属等の有価物は、遺失物として警察に届けます。

○大型重機を用いての作業となりますので、撤去現場への立会いを希望される場合は、安全確保のため現場の職員や作業員の指示に従ってください。

■各地区の作業予定

4月22日から、すべての撤去対象地区で撤去作業を行っています。各地区の作業開始地点と撤去の方向等については、別表のとおりです。市ホームページからもご覧いただけます。

撤去作業に要する期間は、がれきの量など地域の状況により異なります。また、地域内のすべてのがれき撤去まで時間を要しますので、ご理解とご協力をお願いします。

■問い合わせ
津波がれき撤去専用ダイヤル
722−9788　（9時〜17時）

平成23年５月2日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

(別表)津波により発生・漂着したがれき撤去の予定地区の進行表　　【平成23年4月20日現在】

地域のがれきの量や天候、またその他の諸事情により、変更する場合もあります。

区	地　区	開　始　地　点		撤去の方向
宮城野区	蒲生・中野地区	1	白鳥2丁目	西
		2	蒲生字屋敷	北、南
		3	蒲生字二本木	東、南
		4	蒲生1丁目	東
		5	中野字牛小舎	南西
		6	蒲生字東屋敷添	西
	蒲生・岡田地区	7	蒲生字南城道田、蒲生字東城道田、蒲生字上屋倉	西
		8	蒲生字原屋敷	東、西
		9	蒲生字鍋沼	東、西
		10	蒲生字前通	北西
		11	岡田字小田切	東
		12	蒲生字井戸谷地	北、南
		13	岡田字裏通二番	南東、南西
		14	岡田字浜通	南
		15	岡田字南在家	北
		16	岡田字前田	南東
		17	蒲生字袋西第一	北、南
		18	岡田字堀切前	南東、南西
		19	岡田字伝兵衛前	東
若林区	神屋敷地区	20	荒井字細沼	南東
	四ツ谷地区	21	荒井字瀬戸川北	西
	藤田地区	22	荒井字宅地	西
	笹屋敷地区	23	荒井字笹屋敷	西
		24	荒浜字中堀南	西
		25	荒浜字北長沼	北
	荒浜地区	26	荒浜新2丁目	北
		27	荒浜字中丁	北
	下飯田地区	28	飯田字中橋	西
	今泉地区	29	状況を確認のうえ、順次撤去します。	
	二木地区	30	二木字二又	西
	三本塚地区	31	荒井字富岡内	南
		32	三本塚字権太	東、南
	種次地区	33	種次字竹野花	北西
		34	種次字中斎	北、北西
		35	種次字高原	北
	井土地区	36	井土字宅地	北
	藤塚地区	37	藤塚字牛道下	東、南

※　今後、おおむね一週間ごとに撤去対象地区の予定をきめ細かくお知らせしていく予定です。

⑶　平成23年５月２日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

被災自動車について

○津波浸水地域のがれき撤去に合わせ、対象地区内にある被災自動車も4月22日（金）から撤去しています。

※状況によって、他のがれきとは撤去日が前後することがあります。

■自動車撤去の流れ

①津波浸水地域の対象車両に、張り紙により撤去の予定等を告知します。

②一定の告知期間を設けた後、海岸公園地区の搬入場に撤去します。

③所有者を確認し、引き取りを希望する所有者に引き渡します。

※搬入場への撤去に係る所有者個人の費用負担はありません。

※引き取りを希望する場合には、搬入場からの移動費用は自己負担をしていただきます。

※津波浸水地域以外の被災自動車の撤去も下記の専用ダイヤルへ問い合わせください。

※撤去・処分は、自動車リサイクル関連団体の協力により、「災害車両処理対策本部宮城対策本部（県内の自動車解体業者による任意団体）が実施します。

■問い合わせ
被災自動車専用ダイヤル
722－9688　（9時～19時）

(1)　平成23年5月2日　仙　障　だ　よ　り　(平成16年7月15日 第三種郵便物承認) 号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年5月2日付けで発行した「生活支援情報（第6号）」から転載したものです。

災害義援金の申請受付を行っています

○全国から寄せられた義援金のうち、宮城県を通じて仙台市に一次配分された義援金の申請受付を行っています。

※平成23年3月11日現在で、仙台市以外の市町村にお住まいの方については、その時点でお住まいだった市町村にお問い合わせください。

■義援金の種類と対象となる方、配分基準など

義援金の種類	義援金の対象	支給金額	ご申請いただく方
人的被害への義援金	死亡された方のご遺族 行方不明者のご家族	対象者1名あたり35万円	配偶者、子、父母、孫又は祖父母
住宅被害への義援金	居住していた住宅が全壊又は全焼した世帯	1世帯あたり35万円	被災時の世帯主
	居住していた住宅が大規模半壊、半壊又は半焼した世帯	1世帯あたり18万円	

■必要な書類＝窓口に備え付けの申請書、受取者の身分証明書の写し、預金通帳の写しのほか、死亡の場合は「死亡診断書(検案書)、戸籍（除籍）謄本の写しまたは世帯全員の住民票の写し」、住宅被害の場合は「り災証明書の写し、世帯全員の住民票の写し」

※詳しくはお問い合わせください。

■受付時間＝午前9時～午後4時30分（※5月中は、土・日・祝日も開設します）

■受付窓口・問い合わせ

青葉区役所　2階会議室	225－7211(代表)
宮城総合支所　2階総務課	392－2111(代表)
宮城野区役所　6階エレベーターホール前	291－2111(代表)
若林区役所　1階ロビー	282－1111(代表)
六郷市民センター	282－1111(代表)
七郷市民センター	
太白区役所　2階第1会議室	247－1111(代表)
泉区役所　東庁舎2階（5月9日まで） ※5月10日以降の受け付け場所は決まり次第お知らせします	372－3111(代表)
市役所本庁舎　8階被災者支援相談窓口	214－3805

■郵送の場合

全ての書類がそろっている場合は、郵送でも受け付けています。下記へお送りください。

〒980-8671　仙台市健康福祉局社会課　義援金担当

（郵便番号とあて先だけで届きます）

仙障だより

発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294代
FAX 022-266-0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

平成23年５月2日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

各種支援制度・義援金の受付体制を強化しています

○各種支援制度や義援金に関する相談や申請の受付窓口を増やして対応しています。

■相談・受付対象となる制度

「災害弔慰金」…災害により死亡された方のご遺族への支援

「災害障害見舞金」…災害による負傷や疾病により重い障害が残った方への支援

「災害援護資金」…世帯主が負傷された世帯や住居・家財に損害を受けた世帯への貸付制度

「被災者生活再建支援制度」…住宅が全壊する等、生活基盤に著しい被害のあった世帯への支援

「義援金」…災害により死亡された方のご遺族、行方不明となられた方のご家族及び住宅が全半壊された世帯への支援

■受付時間＝午前９時～午後４時30分（※５月中は、土・日・祝日も開設します）

■受付窓口・問い合わせ

青葉区役所　２階会議室	２２５－７２１１(代表)
宮城総合支所　２階総務課	３９２－２１１１(代表)
宮城野区役所　６階エレベーターホール前	２９１－２１１１(代表)
若林区役所　１階ロビー	２８２－１１１１(代表)
六郷市民センター	２８２－１１１１(代表)
七郷市民センター	
太白区役所　２階第１会議室	２４７－１１１１(代表)
泉区役所　東庁舎２階（５月９日まで） ※５月10日以降の受け付け場所は決まり次第お知らせします	３７２－３１１１(代表)
市役所本庁舎　８階被災者支援相談窓口	２１４－３８０５

(1)　平成23年5月13日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年7月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年5月13日付けで発行した「生活支援情報（第7号）」から転載したものです。

避難所と区役所をつなぐ無料巡回バスを運行しています

○宮城野区および若林区の各避難所や、区役所、病院等を巡回する無料バスを運行します。

■**期間**＝6月3日(金)まで(土・日曜日、祝日も運行します)

■**運行時間**＝午前8時20分～午後6時頃（路線によって運行時間帯が異なります）

■**運行経路**

区	運行経路	本数等
宮城野区	岡田小学校⇔東北厚生年金病院⇔高砂市民センター⇔福室市民センター⇔田子市民センター⇔宮城野体育館⇔（※苦竹一丁目（東部市民センター）←）宮城野区役所	1日4往復（約16km、片道45分）
若林区	若林体育館⇔七郷市民センター⇔サンピア仙台⇔蒲町小学校⇔NTT東日本東北病院⇔若林区役所⇔荒町市民センター⇔仙台市立病院	1日5往復（約10km、片道40分）
若林区	JA六郷／六郷中学校⇔六郷市民センター⇔上飯田一丁目⇔沖野三丁目⇔若林区役所⇔荒町市民センター⇔仙台市立病院	1日5往復（約8km、片道30分）

※苦竹一丁目は、下り便（岡田小学校行き）のみ停車します。

■**問い合わせ** 公共交通推進課℡214－8352

仙障だより

発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人 阿部一彦

定価 500円／年

アルバムや写真、位牌(いはい)等の展示・引き渡しを行っています

○津波被害地域で、市民の方や自衛隊、仙台市などが回収したアルバムや位牌などを、次のとおり展示し、所有者やそのご家族にお引き渡ししています。

■**期間**＝7月31日(日)まで(土・日曜日、祝日も行います)

■**受付時間**＝午前10時～午後5時

■**展示場所等**

回収場所	展示場所	アクセス	問い合わせ
宮城野区	東部市民センター3階体育館（宮城野区平成一丁目3-27）	市営バス「平成二丁目」下車、徒歩2分 宮城交通、避難所巡回バス「苦竹一丁目」下車、徒歩7分	宮城野区区民生活課 ℡291－2111(代表)
若林区	若林区中央市民センター別棟3階ホール（若林区保春院前丁3-1）	市営バス、避難所巡回バス「若林区役所前」下車、すぐ	若林区まちづくり推進課 ℡282－1111(代表)

★貴重品の引き渡しに当たっては、身分証明書の写しをいただく場合がありますので、運転免許証等、ご本人であることが確認できるものをお持ちください。

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します

避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤル ℡214－3805にご連絡ください。

平成23年５月13日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

災害援護資金の貸付条件を変更(緩和)しました

○「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」が施行されたことに伴い、当初お知らせしていた貸付条件を緩和しました。緩和した条件は平成23年３月11日にさかのぼって適用されます（すでにお申し込みいただいた方にも適用されます）。

■貸付条件の変更点

項目	変　更　前	変　更　後
利　率	年３％	・連帯保証人を立てる場合は無利子 ・連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年1.5％
据置期間	３年（市長が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、５年）	６年（市長が被害の程度その他の事情を勘案して定める場合にあっては、８年）
償還期間	10年	13年
償還方法	年賦または半年賦 元利均等償還（繰上償還可）	年賦または半年賦 元利均等償還（繰上償還可）※変更なし
保 証 人	必須	任意
申込期間	平成23年６月30日まで	平成30年３月31日まで

■受付時間＝午前９時～午後４時30分（※５月中は土・日曜日、祝日も開設します）

■受付窓口・問い合わせ

青葉区役所　２階会議室	２２５－７２１１(代表)
宮城総合支所　２階総務課	３９２－２１１１(代表)
宮城野区役所　６階エレベーターホール前	２９１－２１１１(代表)
若林区役所　１階ロビー	２８２－１１１１(代表)
六郷市民センター	
七郷市民センター	
太白区役所　２階第１会議室	２４７－１１１１(代表)
泉区役所　東庁舎２階	３７２－３１１１(代表)
市役所本庁舎　８階被災者支援相談窓口	２１４－３８０５

事業者の再取得に必要な許可申請手数料等を減免します

○被災した飲食店、理容所、美容所等の施設について、事業の円滑な再開を支援するため、許可等の再取得を余儀なくされた場合の各種申請等に係る手数料を減免します。

■対象＝次の手数料等で、平成23年３月11日～平成24年３月31日に申請等を行うもの

手数料名	担当課・問い合わせ
介護保険法に基づく許可申請手数料	高齢企画課　℡２１４－８１６９
医療法に基づく許可申請手数料・検査手数料/臨床検査技師等に関する法律に基づく申請手数料/毒物及び劇物取締法に基づく申請手数料/薬事法に基づく申請手数料	保健医療課　℡２１４－８０５２
食品衛生取締条例に基づく登録等手数料／動物の愛護及び管理に関する法律に基づく申請手数料／クリーニング業法に基づく検査手数料／食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく申請手数料／温泉利用許可申請手数料／食品衛生法に基づく営業許可申請手数料／化製場等許可申請手数料／理容所検査手数料／美容所検査手数料／興行場営業許可申請手数料／旅館業許可等申請手数料／浴場業許可申請手数料	生活衛生課　℡２１４－８２０５～６

★すでに納付された手数料等は還付します。

(1)　平成23年5月20日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年7月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年5月20日付けで発行した「生活支援情報（第8号）」から転載したものです。

住宅や家財等に被害を受けられた方への所得税還付について

○東日本大震災で住宅や家財などに被害を受けられた方は、震災特例法の適用を受けるための手続きをしていただくことで、平成22年分の所得税（給料などから源泉徴収された所得税や確定申告で納付した所得税）の全部又は一部の還付を受けられる場合があります。

○次の必要書類をご準備の上、住所地を所轄する税務署または避難先の最寄りの税務署でご相談ください。なお、これらの書類をお持ちでない方は、ご相談の際にお申し出ください。

■必要書類

①被害を受けた資産について以下のもの

・取得時期、取得価額の分かるもの

・修繕、取り壊し、除去などを行った場合、その費用が分かるもの（見積書、領収書など）

・被害を受けたことで保険金を受け取る場合、その金額が分かるもの

②市町村から交付された「り災証明書」

③還付金振込先となる金融機関名及び口座番号の分かるもの

④平成22年分の確定申告をしていない方は、源泉徴収票や社会保険料控除証明書など、平成22年分の所得金額や所得控除額の分かる書類

⑤平成22年分の確定申告書を提出している方は、平成22年分の確定申告書の控え

■問い合わせ
仙台北税務署℡222-8121
仙台中税務署℡783-7831
仙台南税務署℡306-8001

アルバムや写真、位牌（いはい）等の展示・引き渡しを行っています

○津波被害地域で、市民の方や自衛隊、仙台市などが回収したアルバムや位牌などを、次のとおり展示し、所有者やそのご家族にお引き渡ししています。

■期間＝7月31日（日）まで（土・日曜日、祝日も行います）

■受付時間＝午前10時～午後5時

■展示場所等

回収場所	展示場所	アクセス	問い合わせ
宮城野区	東部市民センター3階体育館（宮城野区平成一丁目3-27）	市営バス「平成二丁目」下車、徒歩2分 宮城交通、避難所巡回バス「苦竹一丁目」下車、徒歩7分	宮城野区区民生活課 ℡291－2111（代表）
若林区	若林区中央市民センター別棟3階ホール（若林区保春院前丁3-1）	市営バス、避難所巡回バス「若林区役所前」下車、すぐ	若林区まちづくり推進課 ℡282－1111（代表）

★貴重品の引き渡しに当たっては、身分証明書の写しをいただく場合がありますので、運転免許証等、ご本人であることが確認できるものをお持ちください。

仙障だより
発行所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294(代)
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦
定価　500円／年

平成23年5月20日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年7月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

損壊した家屋等の解体・撤去を始めます

○東日本大震災により家屋等に甚大な被害を受けられた方々を支援し、危険建物等の二次被害を防止するため、倒壊の恐れがある個人の家屋や中小企業者の事業所等について、所有者の申し出に基づき、市が損壊家屋等の解体・撤去を行うこととし、その受付を開始します。

■**対象**＝個人が所有する家屋等、もしくは中小企業者が所有する事業所等（★）で、り災証明書において「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件。ただし、個人が自ら居住することを目的とする住宅やマンションについては、「半壊」と判定された物件を含みます。

★中小企業者が所有する事業所等…中小企業基本法に定める中小企業者等（これに準じる公益法人等を含む）が所有する事業所や賃貸マンション等。

■**受付期間**＝5月23日（月）から当分の間

■**受付時間**＝午前9時～午後4時半

■**受付窓口**

（1）**個人、公益法人等の方**（当面、土・日曜日、祝日も受け付けます）

青葉区役所　2階特設会場
宮城総合支所　2階窓口
宮城野区役所　6階ホール
若林区役所　4階第2会議室
太白区役所　1階ロビー
秋保総合支所　1階窓口
泉区役所　東庁舎3階特設会場

※解体・撤去の対象物件が所在する地域の区役所・総合支所でのみ受け付けます。

（2）**法人格を持つ中小企業者の方**（平日のみ受け付けます）
経済局地域産業支援課（市役所北庁舎5階）

■**必要書類**

（1）願出書（様式は受付窓口で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます）
※代理の方が願い出る場合は委任状が必要です。
（2）り災証明書（原本）
（3）対象家屋・事業所等の登記事項証明書
（4）対象家屋・事業所等の現況写真（建物全体が分かるもの）
（5）運転免許証等の身分証明書
（6）商業・法人登記簿謄本（法人格を持つ中小企業者、公益法人等の方のみ）

★その他、共有の場合は所有者全員の同意書が、賃貸物件の場合は賃借人の同意書が必要になるなど、個別の事情によって必要書類を追加していただく場合があります。詳しくは下記の専用ダイヤルへお問い合わせください。

■問い合わせ
「損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤル
℡263－8590（午前9時～午後5時）

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します
避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤル　℡214－3805にご連絡ください。

(1)　平成23年５月27日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年５月27日付けで発行した「生活支援情報（第９号）」から転載したものです。

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ3階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294(代)
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

震災で亡くなられた方の埋火葬費用の給付申請を受け付けます

○災害救助法の適用により、東日本大震災で亡くなられた仙台市民の埋火葬にかかる費用の一部が給付されることから、ご遺族を対象に申請を受け付けます。

■対象者（給付申請ができる方）＝東日本大震災により亡くなられた仙台市民のご遺族

※生活保護法による葬祭扶助を受け埋火葬を行っている場合を除きます

■対象となる費用

・棺（一式）、骨箱・骨壷費用（遺体安置所において無料支給された場合を除きます）
・火葬費用
・遺体搬送費用
・遺体保管費用（ドライアイス代、安置室保管料等）

※対象となる費用の範囲、給付上限額など、詳しくはお問い合わせください

■申請に必要な書類

・申請書（仙台市葛岡斎場をご利用になったご遺族へは郵送しています。葛岡斎場以外の火葬場をご利用になった方は、お問い合わせください）
・葬儀費用等の領収書（未払いの場合は請求書）及び費用明細書（いずれも原本）
・火葬場の使用料等の領収書
・委任状（給付金の振込先口座名義が申請者と異なる場合のみ）

■申請先（郵送または窓口で受け付けます）

・郵送先：〒980－8671（住所記入不要）仙台市健康福祉局生活衛生課　埋火葬担当
・申請窓口：仙台市役所本庁舎８階　生活衛生課

■問い合わせ
生活衛生課℡214－8204

避難所でお過ごしの子育て中の方へ―託児室を無料でご利用いただけます

■日時＝毎週木・金曜日午前10時～午後５時

■場所＝セルバ（仙台市泉区泉中央１－４－１）４階コミュニティルーム

■利用方法＝利用前日の午後３時までに電話でセルバ（℡773－6160）へ予約。当日受け付け時に「生活支援情報を見た」と言っていただければ無料になります。

■運営団体＝特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク

※送迎が必要な方は、事前に運営団体へご相談ください

■問い合わせ
特定非営利活動法人MIYAGI子どもネットワーク
℡279－6869（開設は平日午前９時～午後６時）

平成23年５月27日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

宮城県に寄せられた災害義援金の支給を開始します

○全国から宮城県に寄せられた義援金の配分基準が決定されました。国から配分された義援金に上乗せするなどして、６月１日(水)から支給を開始します。

■義援金の種類と配分基準

義援金の種類	義援金の対象	県分	国分	国分・県分の合算支給金額	申　請　者
人的被害への義援金	死亡された方のご遺族、行方不明者のご家族	15万円	35万円	１人につき50万円	配偶者、子、父母、孫又は祖父母
	災害障害見舞金を支給された方	10万円	－	１人につき10万円	仙台市から申請書をお送りします。
住宅被害への義援金	居住していた住宅が全壊又は全焼した世帯	10万円	35万円	１世帯につき45万円	被災時の世帯主
	居住していた住宅が大規模半壊した世帯	７万円	18万円	１世帯につき25万円	被災時の世帯主
	居住していた住宅が半壊又は半焼した世帯	２万円	18万円	１世帯につき20万円	被災時の世帯主
震　災　孤　児	震災でご両親を失った未成年者(★)	50万円	－	１人につき50万円	仙台市から申請書をお送りします。

★未成年者……平成４年４月２日から平成23年３月11日までに生まれた方

■既に申請している方または既に義援金が振り込まれた方の取り扱い

既に義援金の支給申請をしている方は、宮城県配分の義援金が追加された新しい支給金額での申請をしているものとみなしますので、あらためて申請する必要はありません。

既に義援金が振り込まれた方は、振り込みした口座に、宮城県配分の義援金を追加で支給しますので、あらためて申請する必要はありません。

■申請先

・郵送：〒980－8671（住所記入不要）仙台市健康福祉局社会課　義援金担当

・受付窓口

青葉区役所　２階会議室	℡２２５－７２１１
宮城総合支所　２階総務課	℡３９２－２１１１
宮城野区役所　６階エレベーター前ホール	℡２９１－２１１１
若林区役所　１階ロビー	℡２８２－１１１１
太白区役所　２階第１会議室	℡２４７－１１１１
泉区役所　東庁舎２階	℡３７２－３１１１
市役所本庁舎　８階ホール（被災者支援相談窓口）	℡２１４－３８０５

■問い合わせ
被災者支援情報ダイヤル℡214-3805

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します
避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤル　℡214－3805にご連絡ください。

(1)　平成23年６月14日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年６月14日付けで発行した「生活支援情報（第10号）」から転載したものです。

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294㈹
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

東日本大震災慰霊祭を開催します

○震災により、市内で犠牲となられた方々を追悼し、復興を成し遂げることを誓うため、市主催の慰霊祭を無宗教形式にて執り行います。

■**日時**＝７月11日(月)午後２時半～４時半ころ(午後２時開場)

■**会場**＝仙台国際センター(青葉区青葉山)

・服装は礼服、平服のいずれでも結構です。

・葬儀ではありませんので、供花、供物、香典などは辞退いたします。

■**次第**＝献奏／黙とう／式辞、追悼の辞／参列者等献花（お花は会場内でお渡しします）

■**会場までのご案内**

・来場の際は、公共交通機関をご利用ください。
（市営バスは仙台駅西口バスプール９番乗り場より乗車、「博物館・国際センター前」にて下車）

・市役所本庁舎等から会場までの無料送迎バスを運行する予定です。経路や運行時間等、詳細が決まりましたら、「被災された方のための生活支援情報」であらためてお知らせします。

■問い合わせ　秘書課℡214－1145

避難所巡回バスの運行を変更しました

○「被災された方のための生活支援情報」第７号（平成23年５月13日発行）でお知らせした、宮城野区および若林区の各避難所と区役所をつなぐ無料の巡回バス（３経路）は、当初、６月３日までの運行を予定していましたが、次の２経路については６月末まで引き続き運行します。どうぞご利用ください。

■**運行経路**

区	運　行　経　路	本　数　等
宮城野区	岡田小学校⇔東北厚生年金病院⇔高砂市民センター⇔福室市民センター⇔田子市民センター⇔宮城野体育館（←※苦竹一丁目（東部市民センター）は下り便のみ停車）⇔宮城野区役所	１日４往復 （約16ｋｍ、片道45分）
若林区	若林体育館⇔七郷市民センター⇔サンピア仙台⇔蒲町小学校⇔ＮＴＴ東日本東北病院⇔若林区役所⇔荒町市民センター⇔仙台市立病院	１日５往復 （約10ｋｍ、片道40分）

★「ＪＡ六郷／六郷中学校～仙台市立病院」便は、運行を終了しました。

■**期間**＝６月30日(木)まで（土・日曜日、祝日も運行します）

■**運行時間**＝午前８時20分～午後６時頃（路線によって運行時間帯が異なります）

■問い合わせ　公共交通推進課℡214－8353

平成23年６月14日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

震災で定期の予防接種が受けられなかった方は、特例措置により８月まで受けられます

○震災により、定期の予防接種(※)が受けられず、対象年齢を過ぎてしまった方は、８月31日(水)までの間、市の登録医療機関で無料で接種を受けることができます。

※対象となる定期の予防接種

・３種混合予防接種（ジフテリア・百日せき・破傷風）
・２種混合予防接種（ジフテリア・破傷風）
・麻しん・風しん予防接種（MR）
・日本脳炎予防接種

○特に、麻しん風しん予防接種（MR）１期（１歳児）、２期（小学校就学前年度）、３期（中学１年生）、４期（高校３年生相当年齢）は、昨年度の接種率が例年より低くなっています。昨年度の対象者で、３月の地震発生に伴い接種の機会を逃した方は、ぜひ受けてください。

○震災後、やむを得ず対象年齢を超えて、市の登録医療機関で接種した方で、接種費用を自己負担した方には、実費相当額を償還払いにて払い戻しいたします。登録医療機関または区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課にご相談ください。

■問い合わせ　感染症対策課℡214－8029

生命保険業界の支援情報

保険料の払い込みを一定期間猶予します

○生命保険会社では、震災で被災した加入者からの申し出により、保険料の払い込みを最長９カ月（平成23年12月末まで）猶予する等の対応を行っています。

○猶予手続きのご案内のため、生命保険各社では訪問、電話、郵便等により、加入者への連絡を行っています。まだ連絡が来ない方は、契約している各社へ、現在の通信先や電話番号等をご連絡ください。

生命保険契約の照会制度をご利用ください

○生命保険協会では、震災で被災された方が、加入していた生命保険会社が分からずに保険金の請求を行うことが困難な場合等に、加入者に代わって、協会に加盟する生命保険会社(47社)に契約の有無の調査を行う「災害地域生保契約照会制度」を実施しています。

○契約が確認できた場合は、加入している生命保険会社からご連絡します。ただし、契約の照会者が、保険金受取人と異なる場合には、個人情報保護の観点から、契約内容をお答えできない場合があります。

○契約が確認できなかった場合には、その旨を生命保険協会からご連絡します。

※調査は、協会加盟47社全てに対して行うため、結果判明までに時間がかかりますのでご了承ください。

■問い合わせ
生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」
フリーダイヤル 0120－001731
（開設は平日午前９時～午後５時）

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します
避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤル ℡214－3805にご連絡ください。

(1)　平成23年６月28日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年６月28日付けで発行した「生活支援情報（第11号）」から転載したものです。

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294㈹
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

ご自身の負担で損壊家屋を解体・撤去した方に助成します

○震災により倒壊のおそれが生じた家屋や中小企業者の事業所等については、所有者の申し出に基づいて仙台市が解体・撤去を行うこととし、平成23年５月23日から受付を開始しているところですが、すでにご自身の負担で解体・撤去を行った方に対しても、その費用を助成します。

○解体・撤去した方の願い出に基づき、審査の上、助成額を決定します。

○個別のケースに応じて、必要書類を整えていただくとともに、新たな契約書を作成するなどの手続きが必要となります。申請の際には、下記の専用ダイヤルにて必ずご予約の上、受付場所へお越しください。

■**対象**＝個人が所有する家屋、もしくは中小企業者が所有する事業所等（※）で、り災証明書において「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件（ただし、個人が自ら居住することを目的とする住宅やマンションについては、「半壊」と判定された物件を含む。）であり、平成23年５月23日より前に家屋等の所有者が解体業者と当該解体・撤去に係る契約を交わしたもの。

※「中小企業者が所有する事業所等」…中小企業基本法に定める中小企業者等（これに準じる公益法人等を含む）が所有する事業所や賃貸マンション等。

■**受付期間**＝平成23年７月１日(金)～９月30日(金)

■**受付場所**＝環境局震災廃棄物対策室（青葉区一番町４-７-17　小田急仙台ビル５階）

■予約・問い合わせ
「損壊家屋等の解体撤去」専用ダイヤル℡263－8590
（午前９時から午後５時まで。土・日曜日、祝日も開設）

震災後、心と身体の変化はありませんか

○震災後に、眠れない・悪い夢ばかり見る、体調が整わない（頭痛、胃痛、食欲不振、倦怠感、便秘、下痢など）、罪悪感や怒りを感じる、体験が繰り返し思い出されて不安になったり怖い思いをする、物音に過敏になる、イライラしやすい、といった症状に悩まされていませんか。

○症状が１カ月以上続いている場合は、一人で悩まずに、専門機関に相談しましょう。

■**電話相談窓口**

	電　話　番　号	受　付　時　間
はあとライン	ＴＥＬ　２６５－２２２９	平　　日　10：00～12：00、13：00～16：00
ナイトライン	ＴＥＬ　２１７－２２７９	年中無休　18：00～22：00

★来所による相談も受け付けています（予約制。詳しくはお問い合わせください）。

■問い合わせ
仙台市精神保健福祉総合センター℡265－2191

平成23年６月28日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

東北地方の高速道路の無料開放において必要な書面について

○現在、震災による被災者及び原発事故による避難者については、被災を証明する書面等の提示により、東北地方（水戸エリアの常磐道を含む）を発着とする高速道路の利用が無料となる制度が実施されています（実施期間は平成23年６月20日から当面１年間）。

○この制度の利用に当たっては、出口料金所で被災を証明する書面（被災証明書、り災証明書等。いずれも原本）と、本人であることが確認できる書面（運転免許証、パスポート、健康保険証など公的機関が発行するもの）の提示が必要となります。

○「被災証明書」は、発行市町村により名称が異なり、仙台市では「り災届出証明書」という名称で発行しています。証明書が必要な方は、各区役所・総合支所、各消防署、被災者支援相談窓口（市役所本庁舎８階ホール）で、「り災届出証明申請書」※に必要事項を記入してお申し込みください。

※証明書を高速道路利用のみに使用する場合は、り災届出内容を家財や車両等に限定した申請書でお申し込みいただけます（建物被害については別の申請になりますのでご注意ください）。

※申請書様式は、市ホームページhttp://www.city.sendai.jp/hisaishien/1199044_2751.htmlからも取り出せます。

※制度開始前に仙台市が発行済みの「り災届出証明書」もお使いいただけます。すでにお持ちの方は、あらためて証明書をとる必要はありません。

■問い合わせ
【無料開放に関する制度について】国土交通省道路局 TEL03－5253－8500
【通行方法等について】NEXCO(ネクスコ)東日本 TEL0570－024－024
宮城県道路公社 TEL263－0566
【り災届出証明書の発行について】被災者支援情報ダイヤル　TEL214－3805

宮城労働局からのお知らせ

労働保険料等の免除について

○震災で被災された事業主の方は、一定の要件に該当するときは、労働保険料等の免除を受けることができます。

■免除の要件

・平成23年３月11日に特定被災区域（仙台市は全域が該当します）に所在していること
・震災で損壊等の被害が生じる等により、休業または事業活動を縮小していること
・震災発生前の直近の賃金支払月の労働者１人当たりの賃金額と比べて、労働者１人当たりの１カ月間の賃金額が２分の１未満になっていること

★詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
宮城労働局労働保険徴収課TEL299－8842

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します
避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤル　TEL214－3805にご連絡ください。

⑶　平成23年６月28日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

地下鉄南北線の節電の取り組みについて

地下鉄南北線では東日本大震災後、駅舎内の照明の一部を消灯するなどの節電対策を行っておりますが、今夏の電力不足が懸念されることから、６月22日（水）より順次一層の節電対策に取り組んでまいります。

皆様にはご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

節電対策の内容

1．駅舎の照明の消灯等

- 駅舎の照明の一部を消灯します。
- 案内掲示器内の照明を消灯します。
- 内照式広告の一部を消灯します。
- 自動券売機及び自動精算機の一部を停止します（ラッシュ時を除く）。
- 自動券売機及び自動精算機内の照明を消灯します。
- 自動販売機内の照明を消灯します。

2．地下鉄車内冷房の設定温度等の見直し

- 車内冷房の設定温度を2℃ 上げて約28℃ に設定します。
  ※車内冷房が設置されていない車両（送風のみ）もあります。
- 車内照明の一部を消灯します。

※　エレベーター・エスカレーターは基本的に運転しますが、一部のエスカレーターについては、日中の時間帯等の混雑具合や高低差などの状況を考慮し、支障の少ない範囲で運転を停止します。

お問い合わせ

仙台市交通局高速電車部営業課
電話：022-712-8329
E-mail：kot051110@city.sendai.jp

平成23年６月28日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(4)

運転停止エスカレーター一覧

駅　名	設　置　個　所
泉中央	ホーム～コンコース　中央階段南側
	ホーム～コンコース　北側階段
八乙女	コンコース～ホーム　南側階段
黒松	ホーム～コンコース
旭ヶ丘	ホーム～コンコース
台原	南２出入口
	南１出入口
	ホーム～コンコース　上側
	ホーム～コンコース　下側
北仙台	北１出入口
	ホーム～コンコース
	南１出入口
北四番丁	北１出入口
	南１出入口
	ホーム～コンコース
勾当台公園	北１出入口
	北２出入口
	公園２出入口
	南４出入口
	ホーム～コンコース　中央階段北側
	ホーム～コンコース　南側階段
	南３出入口
広瀬通	東１出入口
	ホーム～コンコース
仙台	北４出入口
	北３出入口
	北２出入口
	北１出入口
	南３出入口

駅　名	設　置　個　所
仙台	南４出入口
	ホーム～コンコース　中央　西(上り)
	ホーム～コンコース　中央　中(上り)
	ホーム～コンコース　中央　東(下り)
	ホーム～コンコース　南階段　上(上り)
	ホーム～コンコース　南階段　下(上り)
五橋	北４出入口
	病院側出入口　上
	病院側出入口　下
	ホーム～コンコース
愛宕橋	西１出入口
	ホーム～コンコース
河原町	南１出入口
	ホーム～コンコース
長町一丁目	北１出入口
	南１出入口
	ホーム～コンコース
長町	南２出入口　上(上り)
	南２出入口　上(下り)
	南２出入口　下(上り)
	南２出入口　下(下り)
	南１出入口
	ホーム～コンコース
長町南	西1出入口
	ホーム～コンコース
富沢	１階～２階(下り)
	１階～２階(上り)
	ホーム～コンコース(下り)
	ホーム～コンコース(上り)

停止するエスカレーター　※7:00～9:00，16:00～19:00は停止しない

(1)　平成23年７月15日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年７月15日付けで発行した「生活支援情報（第12号）」から転載したものです。

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294代
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦

定価　500円／年

震災対応市税コールセンターを開設しました

○震災で土地や住宅、家財などに損害を受けた方は、固定資産税や市県民税が減免になる場合があります。詳しくは、専用コールセンターにお問い合わせください。

■電 話 番 号＝022－723－1596

■開設期間等＝10月28日までの平日※午前８時半～午後５時

※７月30日（土曜日）は開設します。

■相 談 内 容＝市税の減免に関する各種お問い合わせ

⑴東日本大震災に係る市税の減免等

①固定資産税・都市計画税

固定資産に損害を受けた場合の減免、津波により被害を受けた区域として市長が指定する区域内の課税免除、平成24年度以降の適用となる「被災代替住宅用地の特例」などの震災特例

②市県民税

住宅または家財に被害を受けた場合の減免

⑵一般的な問い合わせ

市税のあらまし、納期限の特例など

■問い合わせ
震災対応市税コールセンター　TEL723－1596

後期高齢者医療窓口負担の免除について

○後期高齢者医療制度の対象者（①75歳以上の方、②65歳～74歳で一定の障害があり、制度に加入されている方）で、震災により次のいずれかに該当する方は、平成24年２月末までの間、医療機関の窓口で支払う一部負担金が免除されます。７月から免除証明書の提示が必要となりますので、交付申請をしてください。

■対象

①住家が全半壊、全半焼した方

②主たる生計維持者が死亡し、重篤な傷病を負い、または行方が不明の方

③主たる生計維持者が業務を休廃止し、または失職し現在収入がない方

④原子力災害対策特別措置法の規定による避難、退避の指示対象等となっている方

★震災後、上記に該当する方で、医療機関窓口で一部負担金を支払われた場合は、必要書類を添えて返還の申請をすることができます。

★保険料の納付が困難な方は、申請により保険料が減免される場合がありますのでご相談ください。

■問い合わせ　区役所保険年金課・総合支所保健福祉課

青葉区役所	TEL225－7211	泉区役所	TEL372－3111
宮城野区役所	TEL291－2111	宮城総合支所	TEL392－2111
若林区役所	TEL282－1111	秋保総合支所	TEL399－2111
太白区役所	TEL247－1111		

平成23年７月15日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

津波により農地に漂着したがれきを撤去しています

○市では、東北地方太平洋沖地震の津波により農地に漂着したがれきの撤去を７月１日から始めています。

○甚大な被害を受けた東部地域の農家の方々の１日も早い復興に向け、できるだけ速やかに作業を進めてまいります。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■撤去の実施地区

区	地区（大字）名
宮城野区	福室、岡田、蒲生
若 林 区	六丁目、荒井、荒浜、下飯田、今泉、三本塚、二木、井土、種次、藤塚
太 白 区	四郎丸

★作業予定などは、前もって、おおむね１週間単位で市ホームページや、宮城野区・若林区の各避難所、ＪＡ仙台の支店（高砂、七郷、六郷、中田）と中央営農センター、仙台東土地改良区に掲示してお知らせします。

★作業は、本年度末までに終える予定です。

■撤去の対象

津波浸水地域の農地（田・畑）約1,800ヘクタール、農道、農業用水路に漂着した「建築物等の残がい」や「流木」などのがれき、自動車など。

■撤去の進め方

⑴撤去作業は、おおむね西側から東側に向かって、重機を使用して進めます。

⑵撤去作業で農地を傷めないよう慎重に作業を行います。

⑶自動車や農業機械（トラクター、コンバインなど）は、事前に張り紙により告知の上、仮置き場などに一時移動し、ナンバーのあるものは所有者の確認手続きを行います。

■作業の立ち会い

大型重機を用いての作業となるため、作業中の立ち会いは不要です。なお、立ち会いを希望される場合は、安全確保のため、現場の市職員や現場作業員の指示に従ってください。

■堆積土砂等の撤去

作業地域内の農地に堆積している土砂などは、がれき撤去が終了したのち、撤去を開始する予定です。

■問い合わせ
農林土木課　TEL214－8543

被災自動車を保管しています

○津波により市が管理する道路上および宅地等（農地を含む）に流された自動車を、一時保管しています。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
被災自動車専用ダイヤル　TEL722－9688
（開設時間は午前９時～午後７時）

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します
避難所を出る際にその旨をお届けいただくか、被災者支援情報ダイヤル　TEL**214－3805**にご連絡ください。

(1) 平成23年８月19日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年８月19日付けで発行した「生活支援情報（第13号修正版）」から転載したものです。

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294㈹
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦
（題字 奥山恵美子市長の書）
定価　500円／年

災害弔慰金の支給対象となるご遺族の範囲が拡大されました

○災害弔慰金は、災害により死亡された方のご遺族へ支給されるものです。

○これまで、支給対象となるご遺族は、死亡された当時の配偶者、子、父母、孫または祖父母とされていましたが、「災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律」が７月29日に公布、施行されたことに伴い、ご遺族の範囲に兄弟姉妹が加わりました（ただし、死亡された方の死亡当時、その方と生計を同じくしていた方、または同居していた方に限ります）。

○なお、兄弟姉妹への支給は、死亡された方の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれも存しない場合に限られます。

■支給対象となる方

順位	対象者		支給額
①	死亡当時、死亡された方により主として生計を維持されていた	配偶者	500万円
②		子	
③		父母	
④		孫	
⑤		祖父母	
⑥	上記以外	配偶者	250万円
⑦		子	
⑧		父母	
⑨		孫	
⑩		祖父母	
拡大された範囲 ⑪	死亡当時、死亡された方により主として生計を維持されていた	兄弟姉妹	500万円
拡大された範囲 ⑫	上記以外	兄弟姉妹	250万円

■受付窓口・時間

受付窓口	受付時間
青葉区役所　２階会議室	９:００～１６:３０
宮城総合支所　３階第２会議室（※土・日曜日、祝日は１階５番窓口で受け付けます）	
宮城野区役所　６階エレベーターホール前	
若林区役所　１階ロビー	
太白区役所　２階第１会議室	
泉区役所　東庁舎２階	
市役所本庁舎　**１階ギャラリーホール**　被災者支援相談窓口 （※８月９日から、窓口が８階から１階に変更となりました）	９:００～１７:３０ （土・日曜日、祝日は１６:３０まで）

■問い合わせ
被災者支援情報ダイヤル　℡214－3805

平成23年８月19日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

軽微な建物被害の「り災証明」の手続きを、一部簡素化します

○「り災証明書」の発行までに要する期間を短縮するため、建物の被害が軽微だと思われる場合は、申請窓口で判定を行うことができます。申請窓口に「被害状況の分かる写真」をお持ちになり、職員と一緒に「判定シート」で被害の程度をご確認ください。

○「判定シート」での確認の結果、「一部損壊」となった場合には、実地調査を省略し、１週間から10日程度で、「一部損壊」の「り災証明書」を郵送発行します。

○「判定シート」での確認の結果、被害の程度が「半壊」「大規模半壊」「全壊」となる可能性がある場合や、建物の直下に地割れがあったり、建物が不同沈下（不ぞろいな沈下）を起こして傾斜が生じていたりする場合などは、実地調査を行います。調査を行う場合には、「り災証明書」の発行まで、おおむね１カ月から１カ月半程度の期間がかかります。

■問い合わせ　※℡番号はいずれも代表電話です

青葉区固定資産税課	℡225-7211	太白区固定資産税課	℡247-1111
宮城総合支所固定資産税課	℡392-2111	秋保総合支所税務住民課	℡399-2111
宮城野区固定資産税課	℡291-2111	泉区固定資産税課	℡372-3111
若林区固定資産税課	℡282-1111		

マンション共用部分の応急修理を受け付けます

○住宅の応急修理制度の適用範囲を拡大し、区分所有マンションの共用部分の修理も受け付けます。

○対象となる修理部位は、高架水槽、下水管、エレベーター、共用廊下、階段、屋上の防水処理等です。基礎や大規模な躯体の補修、複数階にまたがる壁の補修等は対象外です。

■１世帯当たりの限度額は、専有部分と共用部分の修理費用合わせて52万円（税込み）です。

※詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
住宅応急修理コールセンター　℡0120－055－150

仙台法務局からのお知らせ

東北一斉「法務なんでも相談所」を開設します

仙台法務局では，東北一斉相談所を開設します。

震災により壊れた建物の登記や境界等に関するご相談のほか、遺言、戸籍、国籍、供託、人権擁護に関する内容について、法務局職員、司法書士、土地家屋調査士及び人権擁護委員が相談に応じます。

相談は無料で、予約は不要です。秘密は固く守ります。

■日　　時＝９月11日(日)10:00～16:00

■開催場所＝仙台法務局１階ロビー

◎相談は電話でもお受けします

フリーダイヤル　０１２０－２２７－７４６

開設時間　平日8:30～17:15

土・日曜日、祝日9:00～16:00（ただし、９月11日(日)は10:00～16:00））

■問い合わせ
仙台法務局庶務課　℡225－5689

(1) 平成23年８月25日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年８月25日付けで発行した「生活支援情報（第14号）」から転載したものです。

震災で損壊したブロック塀の撤去を行います

○震災により損壊し、倒壊の恐れのあるブロック塀を、所有者の申請に基づいて市が解体・撤去を行います（基礎部分を除き、ブロック塀全体の解体となります）。

◆撤去の対象＝震災により損壊したブロック塀で、個人または中小企業者等（※）が所有するもの。コンクリートブロック造のほか、石造やれんが造の塀も対象となります

※中小企業基本法に定める中小企業者等（これに準じる公益法人等を含む）

◆受付期間＝11月30日（水）まで〔８月と９月は土・日曜日、祝日も受け付けます〕

◆受付場所＝対象となる物件が所在する地域の区役所・総合支所

受　付　窓　口	受付時間
青葉区役所　２階特設会場	９:００～１６:３０
宮城総合支所　３階第２会議室	
宮城野区役所　６階ホール	
若林区役所　１階ロビー	
太白区役所　１階ロビー （秋保総合支所管内の物件も、太白区役所で受け付けます）	
泉区役所　東庁舎３階特設会場	

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294㈹
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦
（題字 奥山恵美子市長の書）
定価　500円／年

◆必要書類

①願出書（様式は各受付場所で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます）
②来所する方の身分を証明するもの（運転免許証等）と印鑑
③固定資産課税台帳登録事項証明書（ブロック塀がある土地のもの。区役所等で発行しています）
④ブロック塀の現況写真（全体が分かるもの）
⑤隣地所有者の同意書（隣地境のブロック塀を撤去する場合のみ）
⑥商業・法人登記簿謄本（中小企業者、法人の方のみ）

＊代理の方が申請する場合は委任状が必要です。このほか、個別の事情により必要書類が追加になる場合があります。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
「損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤル℡263－8590
（開設時間：午前９時～午後５時。９月30日までは土・日曜日、祝日も開設）

「被災された方のための生活支援情報」をご希望の方に郵送します
■申し込み
被災者支援情報ダイヤル TEL２１４－３８０５

平成23年８月25日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

震災で損壊したブロック塀の撤去費用を助成します

○震災により損壊したブロック塀を、既にご自身の負担で解体・撤去した方に対し、その費用を助成します。

◆**助成対象**＝震災により損壊した、個人または中小企業者等(※)が所有するブロック塀で、８月22日より前に解体業者と解体･撤去に係る契約を交わしたもの。コンクリートブロック造のほか、石造やれんが造の塀も対象となります

※中小企業基本法に定める中小企業者等（これに準じる公益法人等を含む）

◆**助成額等**＝既に解体・撤去した方の申請に基づき、審査の上、助成額を決定します。なお、個別のケースにより必要書類や手続きが異なりますので、**事前に電話で予約の上**、受付場所へお越しください

◆**予約受付**＝９月１日(木)から「損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤル（℡263－8590）で

◆**申請受付期間**＝９月７日(水)～11月30日(水)

◆**申請受付場所**＝環境局震災廃棄物対策室（青葉区一番町四丁目7-17小田急仙台ビル５階）

■問い合わせ
損壊家屋等の解体・撤去」専用ダイヤル℡263－8590
（開設時間：午前９時～午後５時。９月30日までは土・日曜日、祝日も開設）

子どものこころの相談室

○震災後、お子さんの身体や行動に変化がみられるなど、気掛かりなことはありませんか。児童精神科医と専門スタッフが相談に応じます。

◆**日時**＝９月７日・21日、10月12日・26日（各水曜日）午前10時～午後３時

◆**会場**＝市役所二日町第３仮庁舎（青葉区二日町12－26カメイ勾当台ビル）３階第３会議室

◆予約制。事前に電話でお申し込みください

◆11月～３月も毎月２回開催します。詳しい日程についてはお問い合わせください

■問い合わせ
精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）℡265－2191

(財)家族計画国際協力財団（ジョイセフ）のお知らせ

産婦の方へ義援金を支給します

◆**対象**＝被災時に岩手・宮城・福島の３県に住民票があった被災者（住家が全壊または半壊した方、または東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う警戒区域に居住していた方）で、平成23年３月１日～12月31日に出産された女性

◆**申請方法**＝所定の申請書(ホームページhttp://www. joicfp. or. jp/jp/から取り出せるほか、希望者には送付します。郵便またはファクスでご請求ください）に「り災証明書」「住民票」「母子健康手帳出生届出済証明欄（公印押印)」の写しを添えて

◆**申請期限**＝平成24年２月29日（必着）

※ただし、義援金の資金がなくなった場合は、期限前に締め切ることもあります

■問い合わせ
(財)家族計画国際協力財団（ジョイセフ）
〒162-0843　東京都新宿区市谷田町1-10　保健会館新館
℡03－3268－3172　　FAX03－3235－9776

(1) 平成23年９月９日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年９月９日付けで発行した「生活支援情報（第15号）」から転載したものです。

り災証明の申請受付窓口が変わります

○区役所・総合支所、消防署の「り災証明」の申請受付窓口（９月１日から平日のみの開設となりました）は、９月30日(金)で終了となります。

○10月１日（土）からは「市役所本庁舎１階」と「アエル５階」の２カ所のみで受け付けます。

◆申請受付窓口

会　　場	窓口開設期間及び受付時間	
	９月30日まで	10月１日から
市役所本庁舎１階ギャラリーホール	平　日　９:００～１７:３０ 土・日曜日、祝日　９:００～１６:３０	
アエル５階	９:００～１７:００(土・日曜日、祝日を含む)	
区役所・総合支所	平日のみ ８:３０～１６:３０	― （市役所本庁舎またはアエルの窓口をご利用ください）
消防署（高速道路無料開放対応）		

※「り災証明」は郵送でも請求できます。詳しくはお問い合わせください。

■問い合わせ
窓口について：被災者支援情報ダイヤル℡214－3805
制度について：資産税課℡214－4442

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294(代)
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦
（題字 奥山恵美子市長の書）
定価　500円／年

被災した方への支援制度の申請を受け付けています

制　　度	概　　要
災害義援金	震災により、死亡・行方不明者がいる世帯、全壊(焼)・大規模半壊・半壊(焼)の被害等があった世帯に対して、全国各地から寄せられた義援金を配分します。
被災者生活再建支援制度	震災により、住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給し、生活の再建を支援します。

◆受付窓口・時間

受　　付　　窓　　口	受　付　時　間
青葉区役所　２階会議室	９:００～１６:３０
宮城総合支所　３階第２会議室（※土・日曜日、祝日は１階５番窓口で受け付けます）	
宮城野区役所　６階エレベーターホール前	
若林区役所　１階ロビー	
太白区役所　２階第１会議室	
泉区役所　東庁舎２階	
市役所本庁舎　１階ギャラリーホール　被災者支援相談窓口	９:００～１７:３０ （土・日曜日、祝日は16：30まで）

※申請には「り災証明書」が必要です。

■問い合わせ
義援金等相談ダイヤル℡214－8488

平成23年９月９日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

震災後の生活の困りごとと、こころの健康の電話相談

○震災後のさまざまな生活の困りごと（住宅ローンや借金の返済、雇用問題、登記の手続き等）に司法書士が、心の健康（眠れない、食欲がない、意欲がわかない等）について保健師・臨床心理士・精神保健福祉士が、それぞれ相談に応じます。

◆**受付日時**＝９月14日(水)～16日(金)午後１時～８時

◆**相談専用電話番号**＝フリーダイヤル 0120－216－870

■問い合わせ
精神保健福祉総合センター（はあとぽーと仙台）℡265－2191

他の機関による支援情報

①一般社団法人日本いのちの電話連盟からのお知らせ

いのちの電話震災ダイヤルを９月11日から開設します

○宮城県・岩手県・福島県・茨城県にお住まいの方を対象に、相談をお受けします。
不安な気持ちやつらいことなどをお話しください。

◆**受付日時**＝９月11日(日)から(毎月10日を除く)午後１時～８時

◆**いのちの電話震災ダイヤル**＝フリーダイヤル 0120－556－189

②社会福祉法人仙台いのちの電話からのお知らせ

震災で大切な方を亡くされた方を対象に「ささえあいの会」を開催します

○心の悲しみや想いを語り合いながら、共にわかちあい、支えあう場所です。
直接会場にお越しください。

◆**開催日時**＝９月25日(日)午後１時～３時、10月30日(日)午後１時～３時

◆**会　　場**＝仙台市福祉プラザ

■問い合わせ（①②いずれも）
社会福祉法人　仙台いのちの電話事務局　℡718-4401

③社団法人生命保険協会からのお知らせ

行方不明の方の保険金支払い等についてのご相談をお受けします

○生命保険各社では、震災で被災され、ご遺体が発見されていない方について、市町村で死亡届が受理された場合の保険金支払い等に関する相談に応じています。また、震災で被災された方の保険金等のお支払いについて、必要書類の一部省略など特別な取り扱いを行っています。

○現在、生命保険各社では、加入されている方の無事の確認に努めていますが、まだ連絡がとれていない方は、お手数ですがご加入の生命保険会社にお問い合わせください。加入している会社や契約が分からない場合は、災害地域生保契約照会センターへお問い合わせください（生命保険協会加盟47社における契約の有無をお調べします）。

■問い合わせ
生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」
フリーダイヤル 0120－001－731
（開設は平日午前９時～午後５時）

(1) 平成23年10月28日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年10月28日付けで発行した「生活支援情報（第16号）」から転載したものです。

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022-266-0294(代)
FAX 022-266-0292
発行人　阿　部　一　彦
（題字 奥山恵美子市長の書）
定価　500円／年

高齢者肺炎球菌ワクチンが無料で接種できます

日本赤十字社では、被災地支援を目的として、県内にお住まいの70歳以上の方を対象に、肺炎球菌ワクチンの無料接種を実施しています。市が実施している接種費用の一部助成（費用5,000円）とは異なりますので、接種に際しては事前に医療機関にご確認ください。

◆接種期間＝平成24年３月31日まで（ただし、県内の接種予定者数に達し次第、終了）
◆宮城県医師会が指定した受託医療機関で、接種が受けられます

問い合わせ　感染症対策課☎214・8029

仙台市市民健診のお知らせ

■市民健診の申し込み締め切りは11月30日です

区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課で配布する「市民健診の申し込み案内」の申し込み専用はがきに必要事項を記載して、郵送でお申し込みください。

■他市町村から仙台市へ避難されている方も市民健診が受けられます

震災によりお住まいの住宅が半壊以上の認定を受けるなどの一定の被害に遭い、住民票を異動しないで仙台市へ避難されている方も、市民健診（基礎健診、がん検診など）を受けることができます（職場や住民票所在地で受けられる方等を除く）。

対象となる方の詳細、申し込み方法、実施時期、内容についてはお問い合わせください。

◆受付期間＝11月30日まで

問い合わせ　（区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課）青葉区家庭健康課☎225・7211、宮城総合支所保健福祉課☎392・2111、宮城野区家庭健康課☎291・2111、若林区家庭健康課☎282・1111、太白区家庭健康課☎247・1111、秋保総合支所保健福祉課☎399・2111、泉区家庭健康課☎372・3111

高齢者等インフルエンザ予防接種を実施しています

市内にお住まいの65歳以上の方、または60歳以上65歳未満の方で心臓・腎臓・呼吸器の機能障害またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害のある方を対象に、市内の登録医療機関でインフルエンザ予防接種を実施しています。

◆接種期間＝12月31日まで
◆費用＝1,000円（ただし、①生活保護世帯、②市民税非課税世帯、③震災により居住する住宅が半壊以上の被害を受けた方（医療保険の一部負担金免除対象の方）は無料）

※市民税非課税世帯の方は区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課で配布する申請書で事前に申請が必要

問い合わせ　（区役所家庭健康課・総合支所保健福祉課）青葉区家庭健康課☎225・7211、宮城総合支所保健福祉課☎392・2111、宮城野区家庭健康課☎291・2111、若林区家庭健康課☎282・1111、太白区家庭健康課☎247・1111、秋保総合支所保健福祉課☎399・2111、泉区家庭健康課☎372・3111

「被災者支援　寄り添いホットライン」をご利用ください

一般社団法人社会的包摂サポートセンターと、一般社団法人パーソナルサポートセンターでは、被災された方のための電話相談窓口を開設しました。震災後の暮らしに関する困りごとや、つらい気持ちなどについて、お気軽にご相談ください。

◆電話番号＝フリーダイヤル 0120・279・338　◆開設日時＝毎週木・土曜日10:00～22:00
※平成24年２月29日まで実施します

問い合わせ　社会的包摂サポートセンター☎342・4831

平成23年10月28日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外⑵

他市町村から仙台市に避難している児童の小学校入学受付を行っています

震災で被災し、他市町村に住民票を残したまま仙台市に避難している、平成24年度小学校入学予定（平成17年４月２日～平成18年４月１日生まれ）の児童について、「区域外就学」による仙台市の小学校への入学を受け付けています。

◆受付場所＝市役所北庁舎１階学事課
◆必要書類＝①仙台市に避難する前の市町村の世帯員全員分の住民票、②仙台市での居住が証明できるもの（住居の賃貸借契約書、居住証明書など）
◆１月上旬までに手続きを行った方の入学通知書は、１月下旬に送付します

問い合わせ　学事課☎214･8860

震災で損壊したブロック塀の撤去申請と助成申請の受付予約は11月30日までに

震災により損壊したブロック塀について、①所有者の申し出により、市が解体・撤去を行います②既にご自身の負担で解体・撤去を行った方に対し、費用を助成します。

◆撤去の対象＝いずれも震災により損壊したブロック塀で、個人または中小企業者等が所有するもの
◆受付場所＝①対象物件が所在する地域の区役所・総合支所（秋保総合支所管内にお住まいの方は太白区役所）②市役所一番町仮庁舎（小田急仙台ビル）５階震災廃棄物対策室
◆②の費用助成は、11月30日までに専用ダイヤルで受付予約が必要です
◆必要書類など詳しくはお問い合わせください

問い合わせ　損壊家屋等の解体・撤去専用ダイヤル☎263･8590（９:00～17:00）

津波で被災した自動車の取り扱い

震災で被災した自動車（以下「被災自動車」という。）等で、市が管理する道路上や宅地（公共用地、民間事業地、農地を含む）に放置されていたものは、一時保管場所へ移動しています。

保管している被災自動車等は、以下の取り扱いに基づいて手続きを進め、随時、公表（公告、ホームページ掲載、縦覧等）します。

所有者の特定が不可能な被災自動車等（車台番号等の判別が不可能なもの）や、所有者と連絡が取れない被災自動車等については、公告開始日から３カ月間経過した日に処分を決定し、使用済み自動車として処理を開始します。

[被災自動車の取り扱い]

所有する自動車が「被災自動車一覧」（市ホームページに掲載しているほか、電話でも照会できます）に記載されていた場合、被災自動車専用ダイヤル（番号は下記）へお掛けの上、処分を市に委ねるか、自ら引き取るかをお知らせください。

①市に処分を委ねる場合

処分や登録抹消に関する文書の取り交わしを行う必要がありますので、後日、書類等が整い次第、ご連絡します。なお、この場合でも、廃車の手続きは可能な限りご自身で行っていただくようお願いします。

②自ら引き取る場合

引き取りの日時（毎週金曜日）及び方法等をご案内します。なお、引き取りを専門業者に依頼する場合には、次のものをご提出ください。

【所有者が個人の場合】所有者の免許証のコピー
【所有者が法人の場合】所有者の捺印のある委任状（様式は任意）
※被災自動車に残っている私物等を回収する場合も、「②自ら引き取る場合」と同様です

問い合わせ　被災自動車専用ダイヤル☎722･9688（平日９:00～17:00）

震災に伴う市営バス･地下鉄定期券の払い戻し等の申請は平成24年３月11日までに

震災により市営バス・地下鉄が運休したことに伴い、定期券の通用期間の延長や、日割り計算による払い戻しを行っています。なお、震災の影響により定期券を紛失・処分した場合についても受け付けます。

◆対象＝運休期間（平成23年３月11日～３月13日）のいずれかを通用期間に含む定期券（定期券を紛失した場合や、通用期間が経過し処分した場合、３月14日以降継続して購入したため当該定期券がない場合も対象）
◆手続き方法＝当該定期券または現在使用している定期券（紛失または処分した方は身分証明書（免許証・保険証等））をお持ちの上、平成24年３月11日までに各乗車券発売窓口へ（窓口：仙台駅、泉中央駅、勾当台公園駅、長町南駅、旭ケ丘バスターミナル、交通局）
※引き続き運休区間を含む定期券をお持ちの方については、運行状況等を確認の上、払い戻しします
※手続きには時間がかかる場合があります

問い合わせ　交通局案内センター☎222･2256（平日８:30～18:30、土・日曜日、祝日８:30～17:00）

(1) 平成23年12月７日　　仙　障　だ　よ　り　　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成23年12月７日付けで発行した「生活支援情報（第17号）」から転載したものです。

り災証明の受け付けは12月28日で終了します

り災証明の申請受け付けは、12月28日(水)で終了します。また、各種支援窓口の受け付け時間も次のとおり一部変更します。各種被災者支援制度の申請に、り災証明が必要な場合がありますので、お早めの手続きをお願いします。

	場　　所	時　　間	受付期間等
①り災証明	市役所本庁舎１階ギャラリーホール	9:00～17:30 (土・日曜日、祝休日は9:00～16:30)	12月28日(水)まで
	アエル５階	9:00～17:00	
②災害義援金・被災者生活再建支援制度など	市役所本庁舎１階ギャラリーホール	9:00～17:30 (土・日曜日、祝休日は9:00～16:30)	12月29日(木)～１月３日(火)はお休みします。 １月４日(水)以降は平日のみの受け付け(市役所本庁舎１階ギャラリーホールの受け付け時間は9:00～16:30)となります
	区役所・宮城総合支所	9:00～16:30	
③住宅の応急修理	市役所本庁舎１階ギャラリーホール	9:00～17:30 (土・日曜日、祝休日は9:00～16:30)	

また、被災者支援情報ダイヤル(☎214・3805)および義援金等相談ダイヤル(☎214・8488)は、1月4日(水)以降は平日(9:00～17:00)のみの受け付けとなります。

問い合わせ　①区役所・宮城総合支所固定資産税課、秋保総合支所税務住民課（☎は下欄）、②義援金等相談ダイヤル☎214・8488、③住宅の応急修理コールセンター
0120・055・150

仙障だより
発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294(代)
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦
(題字 奥山恵美子市長の書)
定価　500円／年

津波の塩害による枯死木の伐採・撤去を行います

津波浸水区域において塩害により枯損し、倒木の恐れのある枯死木について、申請により、市が伐採・撤去を行います。

◆対象＝次の①～④のすべてに該当する樹木。①津波浸水区域内にある　②樹高が５m以上　③枯れており、倒木の危険がある　④所有者が個人または中小企業者★1である

★1中小企業者…中小企業基本法に定める「中小企業者」およびこれに準じる公益法人等

※伐採樹木の選定は、後日行う事前立ち会いで決定します。現場条件によっては伐採できない場合がありますので、ご了承ください。また、以下のものは対象外となります

●竹の伐採・撤去　●除根

◆受付期間＝12月１日(木)～平成24年１月31日(火)

◆受付場所＝宮城野区役所、若林区役所、太白区役所の損壊家屋解体窓口

◆必要書類など、詳しくはお問い合わせください

問い合わせ　損壊家屋等の解体撤去専用ダイヤル☎263・8590（9:00～17:00）

東部地区の道路の災害復旧工事には１月以降に着手します

震災で被災した東部地区の道路のうち、地区の幹線道路となる県道塩釜亘理線およびこれに接続する県道については、平成24年１月以降に災害復旧工事に着手する予定です。また、既在市道のうち主要なものについても、順次、復旧工事を行う予定です。

皆様にはご不便をお掛けしますが、ご理解くださいますようお願いします。

問い合わせ　道路管理課☎214・8381

市役所・区役所などの電話番号
仙台市役所　☎261・1111(代)　青葉区役所　☎225・7211(代)　宮城野区役所　☎291・2111(代)　若林区役所　☎282・1111(代)
太白区役所　☎247・1111(代)　泉区役所　☎372・3111(代)　宮城総合支所　☎392・2111(代)　秋保総合支所☎399・2111(代)
◆仙台市ホームページ　http://www.city.sendai.jp/
◆仙台市携帯電話用ホームページ　http://www.city.sendai.jp/m/

個人市県民税の減免について

震災により、お住まいになっていた住宅が被害を受け、り災証明書において被害の程度が半壊以上の判定を受けた方について、平成22年中の合計所得金額が1,000万円以下の場合には、個人市県民税が申請により減免となります。

◆受付場所

・個人市県民税を給与・年金からの引き落としで納めている方：市役所二日町第二仮庁舎（ＭＳビル二日町）２階法人税務課

・個人市県民税を納税通知書や口座振替により納めている方：納税通知書を発行した区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課

※申請は郵送でも受け付けます。詳しくはお問い合わせください

◆提出書類＝①減免申請書（区役所等の受付場所で配布するほか、市ホームページからも取り出せます）②り災証明書の写し（発行申請は市役所本庁舎１階ギャラリーホールまたはアエル５階で、12月28日（水）まで受け付けています）　③税額通知書または納税通知書（郵送で申請する場合には、写しを添付）

※申請窓口にお越しの際は、印鑑もお持ちください

問い合わせ　区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課（☎は前頁下欄）

財政局法人税務課☎214・1009

被災した自動車・軽自動車の税に関するお知らせ

被災した自動車・軽自動車の課税停止の手続きはお済みですか

震災により、所有している自動車・軽自動車等が使用不能や所在不明になった場合は、申請をいただくことにより、平成23年度からの自動車税・軽自動車税を課税しません。該当する車両等について課税されている場合は、必要な手続きについてお問い合わせください。

自動車取得税・自動車税・軽自動車税の非課税措置について

震災により滅失または損壊し、使用不能となった自動車・軽自動車等を買い替えた場合に、買い替えた自動車の自動車取得税および平成23年度～平成25年度の自動車税・軽自動車税が、申請により非課税となる場合があります。要件等について、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ

◇自動車取得税・自動車税について

仙台南県税事務所☎248・2961、仙台中央県税事務所☎715・0623、仙台北県税事務所☎275・9116

◇軽自動車税について

区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課（☎は前頁下欄）

生垣（いけがき）づくり助成事業をご利用ください

市街化区域内の道路に面した場所に生け垣をつくる場合には、市が助成します。既存のブロック塀を撤去して生け垣をつくる際には、撤去費用も助成対象となる場合があります。いずれも着手前の申請が必要です。

地震による倒壊の危険が少なく、緑豊かな街並みをつくる生け垣づくりに、ぜひご活用ください。

◆対象＝個人または事業者が、市街化区域内において、道路★２から容易に視認できる奥行き10m以内の場所（隣接境界を除く）に生け垣をつくる場合や、それに伴うブロック塀等の撤去の費用

★２道路…国道、県道、市道等の公道及び不特定多数者が通行する私道

◆助成基準＝次の①～⑤のすべてを満たすこと。①植栽延長が５ｍ以上　②樹高が60㎝以上　③樹木の本数が１ｍ当たり２本以上　④構造物の内側に設置する場合は、構造物の高さが50㎝以下　⑤生け垣とフェンスの併用は可。ただし、道路から生け垣が容易に見えること（遮へい率が50％未満）

◆助成額＝植栽費用★３の半額。ただし、植栽樹木１本当たり2,500円、全体で15万円が上限。ブロック塀撤去は塀面積１㎡当たり4,000円、全体で15万円が上限

★３植栽費用…苗木や支柱等の購入費、土壌改良費。業者施工の場合は人件費・諸経費を含みます

◆受付期間＝毎年度２月末日まで。ただし、申請内容を審査するため、着手予定日の３週間前までに申請してください。また、予算がなくなり次第、受け付けを終了しますので、お早めにご相談ください

◆提出書類

〔申請時〕①申請書（区役所街並み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます）　②見積書　③事業計画図　④位置図　⑤事業前の写真

〔完了時〕①事業完了報告書　②事業後の写真　③領収書の写し（対象部分の金額が明示されているもの）

◆受付場所＝生け垣をつくる区の区役所街並み形成課

問い合わせ　区役所街並み形成課（☎は前頁下欄）

(1) 平成24年１月25日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成24年１月25日付けで発行した「生活支援情報（第18号）」から転載したものです。

国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の保険料減免の手続きはお早めに

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険では、り災証明書で半壊以上の被害を受けた方を対象に、保険料を減免しています。手続き期限は、後期高齢者医療制度が3月30日（金）まで、国民健康保険・介護保険が4月2日までです。

また、半壊以上のり災判定を受けた方が、その住宅を解体・撤去した場合は、手続きにより全壊と同様に保険料が免除となることがあります。

なお、震災による医療機関窓口での一部負担金免除の手続きも受け付けています。詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ　国民健康保険・後期高齢者医療制度は区役所保険年金課、総合支所保健福祉課。介護保険は区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は下欄）

福島県内の指定市町村から避難している方はお届けください

原発避難者特例法により、福島県内の13の指定市町村★1から仙台市に避難されている方は、住民票を移していなくても、仙台市から次の行政サービスが受けられます。つきましては、ご自身の避難先に関する情報を、区役所・宮城総合支所戸籍住民課、秋保総合支所税務住民課にお届けください。また、お届けがお済みの方で、各サービスの提供をご希望の方はお問い合わせください。

★1福島県内の13の指定市町村

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯舘村

◆住民票を移していなくても受けられるサービス

- 要介護認定等に関すること
- 介護予防事業に関すること
- 養護老人ホーム等への入所措置に関すること
- 保育所入所・家庭保育福祉員事業に関すること
- 定期予防接種、肝炎ウイルス検査に関すること
- 市民健診に関すること
- 妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査、育児ヘルプ家庭訪問事業に関すること
- 児童扶養手当・特別児童扶養手当に関すること
- 特別障害者手当・障害児福祉手当に関すること
- 障害福祉サービスの支給に関すること
- 小・中学生の就学や就学援助に関すること

◆お届けの際には、申し出者が本人と確認できるもの（運転免許証など）をお持ちください

問い合わせ　ご自身の避難先に関するお届けについては区役所・宮城総合支所戸籍住民課、秋保総合支所税務住民課（☎は下欄）。受けられるサービスについては被災者支援情報ダイヤル☎214・3805

市民健診の自己負担金を返還します

震災で、医療費一部負担金等免除相当の被害を受けられた方は、市民健診の自己負担金が免除になります。り災証明書の発行の遅れなどで、免除措置を受けられなかった方には、お支払いいただいた自己負担金を返還します。手続き期限は３月31日（土）までです。

申請書等は、区役所家庭健康課、総合支所保健福祉課で配布しているほか、市ホームページからも取り出せます。詳しくはお問い合わせください

問い合わせ　健康増進課☎214・8198

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所	☎261・1111㈹	太白区役所	☎247・1111㈹	仙台市ホームページ	
青葉区役所	☎225・7211㈹	泉区役所	☎372・3111㈹		http://www.city.sendai.jp/
宮城野区役所	☎291・2111㈹	宮城総合支所	☎392・2111㈹	仙台市携帯電話用ホームページ	
若林区役所	☎282・1111㈹	秋保総合支所	☎399・2111㈹		http://www.city.sendai.jp/m/

仙障だより

発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294㈹
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦
（題字 奥山恵美子市長の書）
定価　500円／年

平成24年１月25日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外(2)

市県民税非課税世帯の水道料金・下水道使用料の減免制度をご利用ください

仙台市内にお住まいの方は、世帯の生活状況等により、水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額が減免となる場合があります。

◆減免対象＝次の①～③をすべてを満たす世帯。①世帯全員の市県民税が非課税である（震災による市県民税の減免適用は、非課税とは異なります)、②申請日現在、収入が少なく、著しく生活に困窮していると認められる、③他の世帯から経済的援助を受けていない※生活保護世帯については別の取り扱いとなりますので、お問い合わせください

◆減免額（基本料金相当額）

１カ月分	口径13ｍｍ	口径20ｍｍ
水道料金	６０９円	１,３１２円
下水道使用料	７３８円	７３８円
合計	１,３４７円	２,０５０円

◆減免期間＝申請月の翌月から平成24年６月まで※平成24年７月以降の減免については、６月にあらためて申請が必要です

◆受付場所

・市役所料金センター (市役所本庁舎１階)
・北料金センター (泉区役所東庁舎３階)
・南料金センター (水道局本庁舎（太白区南大野田29-1）１階)

◆提出書類

①減免申請書（上記受付場所で配布しているほか、水道局ホームページhttp://www.suidou.city.sendai.jp/からも取り出せます)
②世帯全員の平成23年度非課税証明書（18歳以下の被扶養者は不要）※世帯員以外の方が申請する場合には、「委任状」も必要です

問い合わせ　水道局南料金センター☎304･0020

他の機関による支援情報

東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金

震災で親を亡くした子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、未就学児から大学生等まで、月額金と入学・卒業時の一時金を給付し、長期的・継続的に支援します。

◆月額金＝就学区分に応じて１～３万円
◆一時金＝入学時・卒業時に、区分に応じて10～60万円

問い合わせ　未就学児は宮城県子育て支援課☎211･2532、児童・生徒等は宮城県教育庁総務課☎211･3611

求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方に、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指していただくための制度です。

◆「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できます。原則として受講料は無料、テキスト代は実費負担となります
◆訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います
◆収入、資産などの一定要件を満たす方には、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します
◆制度の利用には各種要件があります。詳しくはお問い合わせください

問い合わせ　ハローワーク仙台☎299･8811

全国一斉！法務局休日相談所

相続や土地を購入した場合の登記手続、会社の登記手続、戸籍や国籍に関する相談、供託に関する相談、仮設住宅でのトラブルなど人権の擁護に関する相談等について、法務局職員、公証人、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士が相談に応じます。

相談は無料です。秘密は厳守します。

◆日時＝２月12日（日）10:00～15:00
◆会場＝さくらの百貨店仙台店（青葉区中央1-9-33）
※このほか、イオンモール利府、イオン船岡店、イオン古川店、イオンモール石巻、イオンタウン佐沼、イオンタウン気仙沼、イオンモール名取でも開催
◆直接会場へお越しください
◆当日は専用フリーダイヤル 0120-227-746でも相談を受け付けます

問い合わせ　仙台法務局民事行政調査官室☎225･5720

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市震災復興室☎214･8579までご連絡ください。

(1) 平成24年２月22日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外

以下の内容は、仙台市が平成24年２月22日付けで発行した「生活支援情報（第19号）」から転載したものです。

仙障だより
発　行　所
〒980-0022仙台市青葉区五橋二丁目12番2号
仙台市福祉プラザ8階
財団法人仙台市障害者福祉協会
TEL 022－266－0294㈹
FAX 022－266－0292
発行人　阿　部　一　彦
（題字 奥山恵美子市長の書）
定価　500円／年

被災した方の証明書等の交付手数料 免除は３月31日で終了します

被災した方の証明書等の交付手数料を免除する次の取り扱いは、３月31日㈭で終了します。

◆対象となる証明

①住民票・戸籍関係：住民票の写し、印鑑登録証明、戸籍・除籍謄抄本、戸籍の附票の写し、外国人登録原票等記載事項証明書など

②税証明関係：市県民税課税(非課税)証明、納税証明、資産証明、固定資産課税台帳等の閲覧など

◆交付手数料免除の手続き＝区役所・総合支所の各交付窓口で「り災証明書」を提示いただくなどにより、被災されたことが確認できた場合に、交付手数料を免除します。ただし、証明書自動交付機による請求は免除対象外となりますのでご注意ください。

問い合わせ

①住民票・戸籍関係については区役所・宮城総合支所戸籍住民課、秋保総合支所税務住民課。

②税証明関係については区役所・宮城総合支所税務課、秋保総合支所税務住民課（☎は下欄）

震災により損壊した家屋の解体・撤去の受け付けは３月30日で終了します

震災により損壊した家屋について、所有者の申し出により、市が解体・撤去します。希望される方は、お早めに手続きをお願いします。

◆撤去の対象＝個人や中小企業者が所有する家屋等で、り災証明書において「全壊」または「大規模半壊」と判定された物件（個人が自ら居住する住宅は、「半壊」と判定された物件を含む）。なお、津波により家屋が流失し、基礎部分だけが残った場合も対象となります。

◆受付場所＝対象物件が所在する地域の区役所・総合支所（所有者が中小企業者の場合は、市役所表小路仮庁舎（仙台パークビル）９階地域産業支援課）

●必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ　損壊家屋等の解体・撤去専用ダイヤル　☎263・8590（平日9:00～17:00）

せんだい豊齢学園のお知らせ

せんだい豊齢学園では、平成24年度の学園生募集に当たり、被災者支援枠★１を設け、受講料の免除等を行います。

コース（内容）	日時	期間	対象
総合生活（介護予防や健康生きがいづくりについて）	月曜日 10:15～4:45	５月～平成26年２月（２年）	市内にお住まいのおおむね50歳以上の方各70人〔抽選〕 ※うち被災者支援枠各10人
ふるさと文化（身近なふるさとの歴史や文化について）			

★１被災者支援枠…東日本大震災に起因する事由により、仙台市内の応急仮設住宅（プレハブ仮設住宅、公営住宅、民間賃貸借上制度により賃貸借契約を行った民間住宅）に入居しているおおむね50歳以上の方が対象です。入学時に応急仮設住宅の使用貸借契約書または賃貸借契約書の写しを提出していただきます。

◆費用＝年額20,000円（被災者支援枠で入学された方は年額5,000円）。このほか必要に応じて教材費などの実費負担あり

◆申し込み＝市役所本庁舎１階市民のへや、区役所総合案内、シルバーセンター、市民センターなどで配布する入学願書で３月31日までに

問い合わせ　せんだい豊齢学園事務局（シルバーセンター内）☎215・3129

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所　☎261・1111㈹	太白区役所　☎247・1111㈹	仙台市ホームページ
青葉区役所　☎225・7211㈹	泉区役所　☎372・3111㈹	http://www.city.sendai.jp/
宮城野区役所☎291・2111㈹	宮城総合支所☎392・2111㈹	仙台市携帯電話用ホームページ
若林区役所　☎282・1111㈹	秋保総合支所☎399・2111㈹	http://www.city.sendai.jp/m/

平成24年２月22日　仙　障　だ　よ　り　（平成16年７月15日 第三種郵便物承認）号　外⑵

国民健康保険･後期高齢者医療の一部負担金および介護保険のサービス利用料の免除が延長されました

東日本大震災で住宅が半壊以上の被害を受けた方等は、現在、病院等の窓口で支払う一部負担金や介護保険のサービス利用料が免除されていますが、免除の期間が９月30日㈰まで延長されます。免除が継続されるのは、住宅が全壊・大規模半壊・半壊のり災判定を受けた方等で、仙台市国民健康保険、後期高齢者医療制度、介護保険に加入し、仙台市から一部負担金免除証明書、介護保険利用者負担減額・免除認定証の交付を受けている方です。東京電力福島原発事故による警戒区域等から仙台市に転入された加入者の方は、平成25年２月28日まで免除の期間が延長されます。また、これまで免除されていた入院時の食事療養費や生活療養費、介護保険施設等でかかる食費・居住費等の自己負担分は、２月29日㈬で免除が終了します。

なお、現在、免除証明書や認定証をお持ちの方は、今回の期間延長に関して、手続きをしていただく必要はありません。

問い合わせ　国民健康保険･後期高齢者医療については区役所保険年金課、総合支所保健福祉課。介護保険については区役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は裏面下欄）

津波漂着がれきの撤去は３月30日で終了します

津波により発生･漂着したがれきの撤去作業は、３月30日㈮で終了します。まだ残っているがれきの撤去については、3月15日㈭までにお問い合わせください。

問い合わせ　震災廃棄物対策室☎214･8680

津波で流出した写真等の展示・引き渡しを行います

東日本大震災による津波被害地域（宮城野区・若林区）で回収された写真、アルバム、賞状などの思い出の品を展示し、所有者やご家族へ引き渡します。

◆日時＝２月29日㈬～３月25日㈰（毎週月曜日と３月21日㈬を除く）午前10時～午後４時

◆会場＝中央市民センター体育館（宮城野区榴岡4-1-8　パルシティ仙台６階）

◆貴重品の引き渡しには、身分証明書の写しをご提出いただく場合がありますので、運転免許証など本人と確認できるものをお持ちください

◆公共交通機関での来場にご協力をお願いします

問い合わせ　宮城野区区民生活課、若林区まちづくり推進課（☎は裏面下欄）、消防局防災安全課☎234･1111内線2330）

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市震災復興室☎214･8579までご連絡ください。

7．災害時要援護者情報登録制度のご案内

災害時要援護者情報登録制度のご案内

大規模な災害が発生した直後には、市や消防、警察などの対応が間に合わないことが過去の災害の教訓からも明らかとなっています。

このような時に最も頼りになるのは、隣近所をはじめとした住民相互の助け合いや町内会や自主防災組織などのさまざまな地域団体です。

特に、障害や病気、加齢に伴う身体機能の低下などのため、自力での避難が困難な**「災害時要援護者」**にとっては、地域の皆様による救助・救護活動がとても大切です。

このため、仙台市では、**「災害時要援護者」**の安全を守るため、支援を必要とされるご本人から、要援護者としての登録をお申し込みいただき、その情報を地域団体等に提供し、地域における避難支援体制づくりに生かしていただく「災害時要援護者情報登録制度」を実施しています。

1 登録制度の対象となる方

次の（1）から（4）に該当する在宅の方のうち、災害が発生したときやその恐れがあるときに、

☞ **災害情報の入手が困難な方（※1）**や、

☞ **自力や家族の支援だけでは避難することができない方**で、

地域による支援を希望する方が対象となります。

また、地域団体等（町内会・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター）への情報提供について、同意していただくことが原則となります。

（1）障害者手帳をお持ちの方（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）
（2）要介護認定を受けている方（要支援も含む）
（3）65歳以上の高齢者で、一人暮らしの方や高齢者のみの世帯の方、またはご家族のお勤めなどにより、日中（夜間）の長い時間にわたり一人暮らしの状態になる方
（4）上記（1）～（3）に準ずる方や、病気等により、地域による支援を必要としている方（※2）

※1　視覚や聴覚の障害等により、情報を入手することが難しい方です
※2　難病や、自立支援医療の給付を受けている方なども含みます

2 申し込みの方法、情報の流れについて

①登録制度の対象となる方で、地域団体等（町内会・自治会、自主防災組織や民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センター）への情報提供に同意される方は、「災害時要援護者情報登録申請書」を、お住まいの区の区役所障害高齢課・総合支所保健福祉課に提出してください。
②区役所・総合支所より、地域団体等にリストを提供します。
③リストを受け取った地域団体等は、連携、協力しながら、要援護者の方々のご自宅を訪問し、支援者や避難方法等についての確認を行います。
※転居したときや施設へ入所したとき、氏名や連絡先電話番号などに変更があったときは、お住まいの区の区役所障害高齢課・総合支所保健福祉課にお届けください。

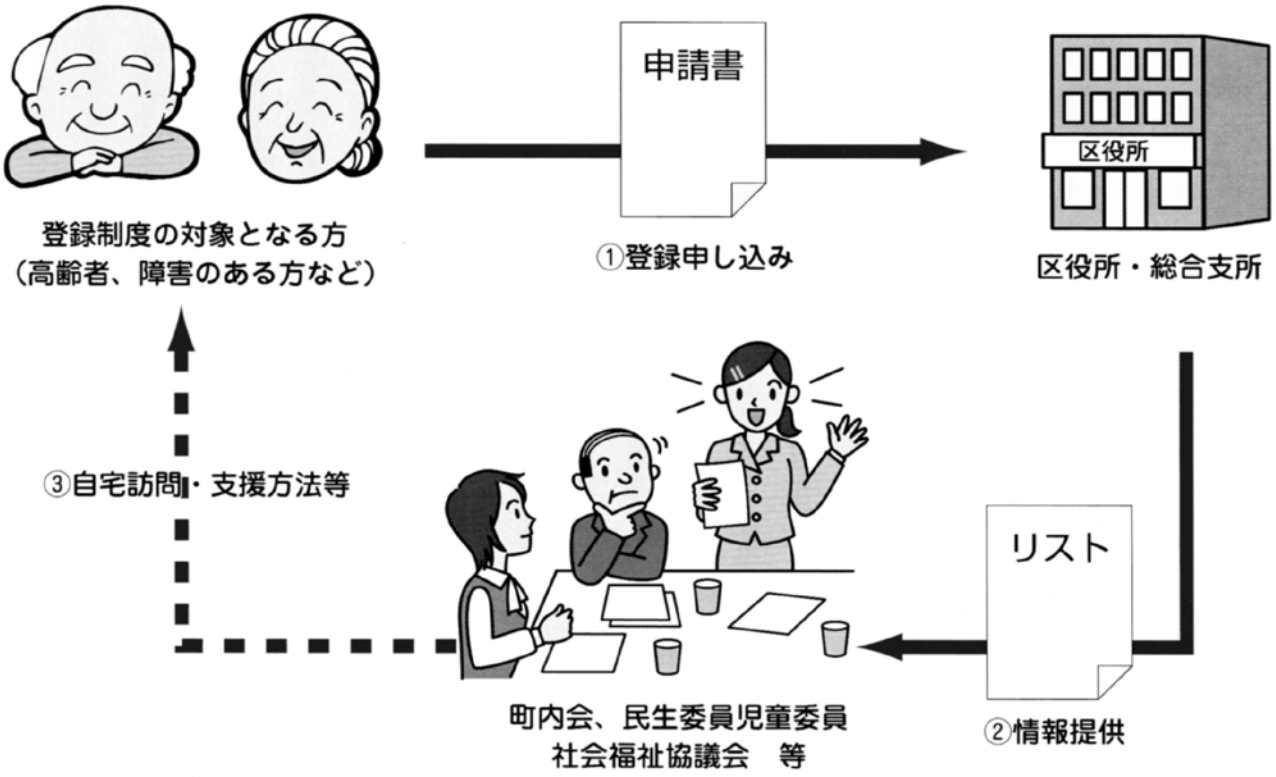

【個人情報の取り扱いについて】
登録していただいた個人情報は、地域団体では、避難支援以外の目的には使用しません。
また、仙台市では、地域において個人情報の保護が図られるよう、情報管理体制の確認や、必要に応じて、個人情報の取り扱いについてアドバイスなどを行います。

3 災害時の支援内容

災害が発生した場合、地域の支援者は、災害時要援護者に声をかけ、被害状況や安否を確認します。

避難などの支援が必要な場合は、あらかじめ地域で決めていた支援体制に基づき、避難誘導などの支援活動を行います。

【ご理解いただきたいこと】

大きな災害が発生したときは、地域の支援者自身も被災者となる可能性があります。このため、災害の状況により支援が受けられない場合があることをご理解くださいますようお願いします。

また、地域における支援体制づくりの進み具合により、ご自宅への訪問等が遅れる場合もあります。できる限り速やかに地域における支援体制づくりが進むよう、仙台市では地域の取り組みを支援していきます。

4 日頃の備えについて

災害時に最も重要なことは、自らの身を守る「自助」の取り組みであり、このことは、要援護者の方も含めてすべての人にあてはまります。

このため、日頃から、情報を得る手段の準備や、住宅の耐震化、家具の転倒防止、物資の備蓄、持ち出し可能な医療用具等（携帯用酸素ボンベ等）を揃えておくなどの備えに加え、地域の活動に積極的に参加するなど、近隣の方々とのつながりを確保しておくことが大切です。

また、緊急連絡先や、かかりつけの医療機関、服薬等の情報をカードにまとめておきましょう。

お申し込みはこちらまで

青葉区役所障害高齢課	青葉区上杉1丁目５－１	225-7211（代）
宮城総合支所保健福祉課	青葉区下愛子字観音堂５	392-2111（代）
宮城野区役所障害高齢課	宮城野区五輪2丁目１２－３５	291-2111（代）
若林区役所障害高齢課	若林区保春院前丁３－１	282-1111（代）
太白区役所障害高齢課	太白区長町南3丁目１－１５	247-1111（代）
秋保総合支所保健福祉課	太白区秋保町長袋字大原45－1	399-2111（代）
泉区役所障害高齢課	泉区泉中央2丁目１－１	372-3111（代）

記　入　例

災害時要援護者情報登録申請書

年　月　日

仙台市長

私は、次の1.(1)～(4)に該当しており、かつ、災害が発生したときやその恐れがあるときに、災害情報の入手が困難、又は自力や家族の支援だけでは避難することができないため、災害時要援護者情報登録制度に申し込みます。

登録した個人情報は、住民基本台帳又は外国人登録原票との照合を承諾するとともに、私の避難支援に活用するため、町内会・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターに対して事前に情報提供することに同意いたします。

また、災害の規模や、支援者の状況等により、支援が受けられない場合があることを理解しています。

1. 登録対象区分(該当する項目にレ点をつけてください)

レ	(1)障害者手帳を持っている（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）
	(2)要介護認定を受けている（要支援も含む）
	(3)65歳以上の高齢者で、 ・ 一人暮らし又は高齢者のみの世帯である ・ 家族の勤めなどにより、日中（夜間）の長い時間にわたり一人暮らし状態である
	(4)上記(1)～(3)に準ずる状況である。または病気等により、地域による支援が必要である（※） 〔状況：　　〕

※ 難病や、自立支援医療の給付を受けている方なども含みます

2. 登録する方の情報

フリガナ	センダイ タロウ	性別	男・女	生年月日	大正・昭和・平成 2 年 1月 1日
氏　名	仙台 太郎				
住　所	仙台市 青葉 区 国分町3丁目7－1 電話（261）2111				
町内会名	●●町内会				
民生委員名					

町内会名がわからない時は、記入しなくても構いません。

民生委員名がわからない時は、記入しなくても構いません。

3. 申請する方(該当する項目にレ点をつけてください)

登録する方以外が申請する場合(代理申請)は、下欄も記入してください。

申請書提出者	☑ 登録する方と同じ(本人申請) ☐ 登録する方以外(代理申請) ※下の欄にも記入してください		
氏　名		登録者との関係	
住　所	電話（　）		

発行年月　平成24年5月
発　　行　仙台市

このリーフレットは再生紙を使用しております。

様式第１号

災害時要援護者情報登録申請書

年　　月　　日

仙台市長

私は、次の１．(1)～(4) に該当しており、かつ、災害が発生したときやその恐れがあるときに、災害情報の入手が困難、又は自力や家族の支援だけでは避難することができないため、災害時要援護者情報登録制度に申し込みます。

登録した個人情報は、住民基本台帳又は外国人登録原票との照合を承諾するとともに、私の避難支援に活用するため、町内会・自治会や自主防災組織、民生委員児童委員、社会福祉協議会、地域包括支援センターに対して事前に情報提供することに同意いたします。

また、災害の規模や支援者の状況等により、支援が受けられない場合があることを理解しています。

１．登録対象区分（該当する項目にレ点をつけてください）

	(1) 障害者手帳を持っている（身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳）
	(2) 要介護認定を受けている（要支援も含む）
	(3) 65 歳以上の高齢者で、 ・ 一人暮らし又は高齢者のみの世帯である ・ 家族の勤めなどにより、日中（夜間）の長い時間にわたり一人暮らし状態である
	(4) 上記 (1)～(3) に準ずる状況である。または、病気等により地域による支援が必要である（※） 〔状況：　　〕

※難病や、自立支援医療の給付を受けている方なども含みます

２．登録する方の情報

フリガナ 氏　名		性別	男・女	生年月日	大正・昭和・平成 年　月　日
住　所	仙台市　　区 電話（　　）				
町内会名	※わからない時は、記入する必要はありません。				
民生委員名	※わからない時は、記入する必要はありません。				

３．申請する方（該当する項目にレ点をつけてください）

申請書提出者	□ 登録する方と同じ（本人申請） □ 登録する方以外　（代理申請）　※下の欄にも記入してください		
氏　名		登録者との関係	
住　所	電話（　　）		

あ　と　が　き

財団法人仙台市障害者福祉協会
常務理事兼事務局長　渡　邉　純　一

この冊子は、東日本大震災において当協会の各部署および各加入団体が取り組んだ記録を編纂したものです。お読みになりました皆様の日頃の活動や取り組みに少しでもお役に立てて頂ければ幸いですが、その一方で、たとえば福祉避難所の開設にあたって障害者福祉センターの既存事業の実施を中止せざるを得なくなったことなど、皆様からご指摘やご批判を受ける点も多々あろうかと存じます。しかしながら、むしろそういったご指摘やご批判が各方面から多数打ち出されて、次の災害を想定した取り組みのなかに生かされていくことこそが、東日本大震災における当協会の取り組みが本当の意味で生かされることにつながるものと自負して止みません。

東日本大震災から２年を過ぎた今日、当時のことを振り返ると、どうしても忘れることのできないことが３つほどあります。

まず１つ目は、震災の翌日からガイドヘルパー、運転ボランティア、手話奉仕員などのボランティアの皆様が本部事務局に参集して障害のある会員や利用者の安否確認を手伝ってくれました。当時は、すべての交通機関が停止していたため、ある方は自転車、またある方は徒歩や自家用車で一人ひとりの自宅を訪問して安否確認を行いました。数日後、電話が通じるようになって、当協会には、お礼や感謝の気持ちを伝える言葉がたくさん届きました。そのときは胸が厚くなるほど感激いたしました。

２つ目は、当時 24 時間体制の福祉避難所の運営などに臨んだ職員の疲弊は、日を追うごとに著しいものがありました。そのような苦境を当協会が何とか乗り越えることができたのは、日頃、一緒に活動している各障害者福祉センターの入居団体の皆様、そして社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会や社会福祉法人福岡市身体障害者福祉協会をはじめとする多くの関係機関の皆様のお力添えがあったからであります。改めて衷心より厚くお礼を申し上げる次第であります。

３つ目は、震災直後から数日間、通信網が遮断したため、ほとんどの職員が家族の安否を確認できないままに福祉避難所の開設準備やその運営などにあたりました。そして時間の経過とともに、その明暗は大きくわかれてしまいました。かけがえのない大切な家族を失ったにもかかわらず、それでも出勤して福祉避難所の運営などに携わってくれた職員に対して何もできなかったことを思うと、今も慚愧の念に堪えない気持ちでいっぱいです。

最後に、本冊子をお読みになりました皆様から感想やご意見などをお寄せ頂けましたら誠にありがたく存じます。また、本冊子の編纂にあたって、わかりづらい表現や誤字脱字等には十分注意を払ったつもりでおりますが、これが叶わない箇所がありましたら何とぞご容赦を頂きますようお願い申し上げます。

平成 25 年３月 31 日

財団法人仙台市障害者福祉協会
〒980-0022　仙台市青葉区五橋二丁目12番2号　仙台市福祉プラザ8階
TEL 022-266-0294　FAX 022-266-0292 E-mail office-p@shinsyou-sendai.or.jp
URL http://www.shinsyou-sendai.or.jp